

第2期羽曳野市人権施策基本方針 及び基本計画

令和4(2022)年3月

羽曳野市

第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画の策定にあたって

21世紀は「人権の世紀」、この言葉には「人権の尊重」と「平和の実現」の願いが込められています。

20世紀における2度の世界大戦の反省から、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得ました。人権の尊重が世界平和の基礎であるという共通認識から、「世界人権宣言」が採択されました。また、日本ではこれに先立つ1922年全国水平社が創立され、「日本の人権宣言」、「世界初のマイノリティ宣言」とも言われる「水平社宣言」がなされ、本年3月には100周年を迎えました。しかし、日本では部落差別をはじめとして、また世界では人種差別をはじめとする人権問題が依然存在し続けています。世界各地ではいまだに紛争やテロが絶えず、本年2月にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻により多くの方が犠牲となり、また核兵器の恐怖にもさらされています。世界が一日も早く平和を取り戻し、人種や民族、性別をこえて互いの違いを認め合う、真の「人権の世紀」の実現を願ってやみません。



そのためにも憲法の基本理念である平和主義、民主主義、基本的人権の尊重を地域社会で具現化していくことが必要です。とりわけ基本的人権の尊重は市民の暮らしに密接にかかわる重要な理念であり、市民一人ひとりが人権を我が事としてとらえること、人権の意義や重要性を単に知識としてではなく、その得た知識が日常生活の中で行動や態度となって現れること、そのような社会の実現、すなわち第1期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画の基本理念である「いつまでも自分らしく、幸せに暮らしていけるまち」、「お互いの人権を尊重し、ともに支えあうまち」の実現が望まれます。

その実現のため、この「第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」では、行政全体として、普遍的な「人権」という概念のもとで業務を遂行することが重要であるとの認識のもと、さまざまな人権諸課題に関連する取り組みを充実させ具体化して示しました。

皆様のご理解とご協力のもと、より一層人権行政を推進してまいりますのでよろしくお願いいたします。

本基本方針及び基本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました羽曳野市人権審議会の皆様をはじめ、アンケート調査等に御協力いただきました市民の皆様、関係者の皆様から感謝申し上げます。

令和4(2022)年3月

羽曳野市長 山入端 創

目次

第1章 第2期基本方針及び基本計画の策定にあたって	1
1 基本方針及び基本計画策定の背景・趣旨	1
(1) 人権をめぐる動き	1
(2) 本市における人権に関する取り組みの状況	5
2 基本方針及び基本計画の位置づけ	9
3 基本方針及び基本計画の期間	10
第2章 人権施策基本方針	11
1 基本理念	11
2 基本目標	12
(1) 人権尊重の意識づくり	12
(2) 人権文化の風土づくり	12
(3) 人権尊重の支援体制づくり	12
(4) パートナーシップによる人権尊重のまちづくり	12
3 施策体系	13
第3章 人権施策基本計画	14
1 横断的施策	14
1-1 人権教育・啓発の推進	14
(1) 人権教育の推進	14
(2) 人権啓発の推進	17
1-2 関係機関等との連携・協働による取り組みの推進	19
1-3 相談支援体制の充実	21
2 分野別施策	23
2-1 部落差別	23
2-2 子どもの人権	28
2-3 女性の人権	33
2-4 障害者の人権	37
2-5 高齢者の人権	42
2-6 外国人の人権	47
2-7 感染症（ハンセン病、HIV、新型コロナウイルス感染症等）・難病患者等の人権...	50
2-8 犯罪被害者やその家族の人権	52
2-9 インターネット上の人権	53
2-10 性的指向・性自認に関する人権	55
2-11 その他の様々な人権問題	57

第4章 人権施策の推進体制と進行管理.....	61
1 人権施策の推進体制.....	61
1-1 計画の推進に対する考え方.....	61
1-2 効果的な人権教育・啓発に向けた調査研究の推進.....	61
2 人権施策の進行管理.....	61
資料編.....	62
1 用語解説.....	62
2 非核平和都市宣言.....	67
3 人権擁護都市宣言.....	68
4 羽曳野市人権条例.....	69
5 羽曳野市男女共同参画推進条例.....	70
6 羽曳野市人権審議会規則.....	74
7 羽曳野市人権審議会委員名簿.....	76
8 本基本方針及び基本計画の策定経過.....	77
9 統計データ等でみる本市の人権に関する現状.....	79
10 市民アンケートの結果.....	88

第1章 第2期基本方針及び基本計画の策定にあたって

1 基本方針及び基本計画策定の背景・趣旨

人は、誰でも生まれながらにして自分らしく、そして幸せに生活するという基本的人権をもっています。

日本国憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」として平等の権利を定めています。

すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するために、我が国では、部落差別や、女性、子ども、高齢者、障害のある人などにかかわる人権課題に対し、人権が尊重される社会の実現をめざして様々な取り組みが進められてきました。

しかし、インターネット上で他人を誹謗中傷する内容や差別を助長する表現の掲載をはじめ、性的指向・性自認に対する偏見、児童虐待の深刻化、いじめによる自殺の発生など依然として多くの人権問題が残存しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、その感染者や医療従事者等に対する偏見や差別などが発生し、人権問題はますます多様化・複雑化しています。

日本国憲法で掲げる人権が尊重される社会の実現のために、人権について「我が事」として考え、人権問題の解決に向け主体的に取り組む意識や態度を育む人権教育、啓発の推進が一層必要となっています。また、人権問題は、個人の存在や尊厳を冒す社会的な問題として、その解決に向けて、重点的に取り組まなければならない行政課題でもあります。その解決にあたっては、個別的・具体的な人権侵害から問題を明らかにし、人権尊重の視点でその解決に向けた取り組み課題を設定し計画的・効果的な施策の推進が求められます。

本市では、平成24(2012)年3月に「羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」(以下「第1期基本方針及び基本計画」という。)を策定し、人権施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

第1期基本方針及び基本計画は、令和3(2021)年度末をもって終了することから、新たに顕在化してきている人権問題やこの間での取り組みの成果と課題、市民の人権意識の現状などを踏まえ、人権施策及び人権教育、啓発の取り組みを引き続き充実させていくため、「第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」(以下「本基本方針及び基本計画」という。)を策定することが必要です。

本基本方針及び基本計画に則り、総合的かつ計画的に人権施策に取り組み、一人ひとりの人権が尊重される明るい社会の実現をめざします。

(1) 人権をめぐる動き

① 国際的な主な動き

昭和23(1948)年12月10日、国際連合(国連)第3回総会において人権及び自由を尊重し確保するために、2度にわたる世界大戦の反省から、すべての人民とすべての国とが達成

すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。この世界人権宣言に基づき、国連では「国際人権規約」「難民の地位に関する条約」「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」など様々な人権に関する規約や条約が採択されています。

また、平成5(1993)年には世界人権宣言45周年を記念しウィーンで開かれた国連による「世界人権会議」において人権教育の重要性を強調した「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。

これを受けて、平成6(1994)年12月の国連総会において、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を計画期間とする「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。この計画終了後も、人権教育は必要であるとの認識から、平成17(2005)年7月に「人権教育のための世界計画」が決議され、その後、段階ごとに重点目標を定めた行動計画が示されるなど、世界的な枠組みの中で人権教育の取り組みが推進されてきました。

この世界計画では、平成17(2005)年から平成21(2009)年までを、初等・中等教育に焦点をあてた人権教育のための「第1フェーズ行動計画」、そして平成22(2010)年から平成26(2014)年までを高等教育と教育者や公務員に焦点を当てた「第2フェーズ行動計画」とし人権教育に関する様々な取り組みが進められました。平成23(2011)年12月には、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を享受する権利を持つこと、そして国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」が国連総会で採択されました。その後、人権教育のための世界計画は、平成27(2015)年から平成31(2019)年を、第1、第2フェーズ行動計画の実施強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進に焦点を当てた「第3フェーズ行動計画」とし、令和2(2020)年からは「第4フェーズ行動計画」として、若者に焦点をあてた取り組みが進められています。

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」(10ページ参照)では、持続可能な世界を実現するため、「貧困をなくそう」や「人や国の不平等をなくそう」など17の目標と169のターゲットが設定され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、これら目標の達成に向け、我が国も含め世界の国々や様々な団体は、普遍的な取り組みとして様々な活動を積極的に進めています。

さらに、平成28(2016)年には「性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」が、平成29(2017)年には「人身売買と闘うための国連グローバル行動計画の実施に関する政治宣言」と「開発における女性」がそれぞれ採択されています。

② 国内の主な動き

国においては、日本国憲法のもとで「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約を締結し、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。

昭和40(1965)年に出された「同和対策審議会答申」では、部落問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障されている基本的人権に関わる課題であるとともに、その早急な解決は国及び地方公共団体の責務であり、国民的課題であることが初めて明記されました。

平成8(1996)年の「地域改善対策協議会」の意見具申では、「差別解消に向けた教育及び啓発の推進」「人権侵害による被害者の救済等の対応の充実強化」などが求められており、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと指摘し、また、あらゆる人権侵害に対して、被害の救済を含めてより有効な対応が図られるよう、人権擁護制度の充実強化に取り組むべきと指摘しています。同年に「人権擁護施策推進法」が制定され、平成9(1997)年に「人権擁護推進審議会」が設置されました。平成11(1999)年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が取りまとめられ、平成12(2000)年に、国や地方公共団体などの人権教育及び人権啓発に関する責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が施行されました。そして、同法に基づき平成14(2002)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、この基本計画に基づき人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。平成23(2011)年には、同計画は改定され、内容に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されています。

その後、人権問題への意識を高める取り組みとして、平成28(2016)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、そして「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」という人権に深く関わる、いわゆる人権三法が施行されました。令和元(2019)年には、アイヌ民族を法律として初めて「先住民族」と明記し、独自の文化を生かした地域振興策のための交付金制度などが盛り込まれた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が施行されました。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などの個別の人権問題に関する法整備が進められ、令和2(2020)年には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(パワーハラスメント防止法)」が施行されています。

③ 大阪府の主な動き

大阪府では、平成9(1997)年に「人権教育のための国連10年大阪府行動計画(策定後の状況変化などを踏まえ、平成13(2001)年に見直しを行い、「人権教育のための国連10年大阪府後期行動計画」として改訂)」を国に先駆けて策定しました。その中では、「あらゆる人々が、あらゆる機会・場において実施される人権教育を通じて、人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践し、人権という普遍的文化の創造をめざす」ことを基本理念に、人権教育の取り組みを進めています。

平成10(1998)年に施行した「大阪府人権尊重の社会づくり条例」は、人権尊重の社会づくりに関する大阪府の責務を明らかにするとともに、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策の推進の基本となる事項を定めました。平成11(1999)年3月に、人権についての正しい理解を図り、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進するため、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」が策定されました。

平成13(2001)年には、大阪府人権尊重の社会づくり条例に基づき「大阪府人権施策推進基本方針」を策定し、この方針に基づく施策を推進するため、平成17(2005)年3月に「大阪府人権教育推進計画」を策定しています。平成27(2015)年3月には、大阪府人権教育推進計画を改定し、人権教育のさらなる充実など、人権意識の高揚を図るための施策の総合的な推進を図っています。そのほか、平成14(2002)年には「男女共同参画推進条例」を制定するなど、それぞれの人権問題の解決に向けた取り組みを進める中で、各種計画等の策定や改訂が進められています。

平成27(2015)年10月には、差別解消についての理解を深めるための「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定されました。「差別の未然防止」及び「個別事象の適切な解決」を目的としたガイドラインは、平成29(2017)年3月と平成30(2018)年3月に改訂が行われています。

近年、人権課題が多様化・複雑化している中、増加する外国人旅行者や外国人労働者の受け入れを見据えた国際都市にふさわしい環境整備のため、令和元(2019)年10月に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が一部改正されました。それとともに、人権施策の推進にあたって、府民、事業者の責務を明らかにし、ヘイトスピーチと性的マイノリティに関する大阪府の姿勢を明確にするため、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」(性の多様性理解増進条例)が、また同年11月には、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」(大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例)がそれぞれ制定されています。

(2) 本市における人権に関する取り組みの状況

① これまでの取り組みの経過

羽曳野市においては、昭和58(1983)年に核兵器の廃絶・製造及び使用の禁止を主旨とした「非核平和都市宣言」を、平成元(1989)年には「人権擁護都市宣言」を行い、基本的人権を尊重し、真に自由で差別のない社会の確立をめざしてきました。

平成12(2000)年には、市民の役割、市の役割などを定め、すべての差別をなくし、人権が尊重され誇りある希望にあふれた豊かな人権文化のまちの実現をめざすことを目的に「羽曳野市人権条例」を制定しました。同じく平成12(2000)年に「羽曳野市人権教育のための国連10年行動計画」を策定し、市民一人ひとりの人権が尊重され真に自由・平等で平和な社会が実現できるよう、行動計画に沿った施策を進めています。

平成16(2004)年には、「羽曳野市人権審議会」により「羽曳野市の人権に関する施策について」が答申されました。そこでは「すべての人々の基本的人権が尊重される真に自由で差別のないまちの実現」「市民相互の理解を深め、市と市民が協働することによる誇りある希望にあふれた豊かな人権文化のまちの実現」の2つを基本理念として掲げ、人権に関する施策に対してより一層力を入れ効果的に取り組む必要があるとしています。

さらに、平成23(2011)年には、「羽曳野市人権審議会」が平成16(2004)年の「羽曳野市の人権に関する施策について」の答申を改訂し、基本理念などの方針は踏襲しつつも、時代の変化に伴う新たな人権課題への対応の必要性を示しました。この答申と同年に実施した人権に関する市民意識調査の結果や、国及び大阪府の人権施策の動向などを踏まえ、平成24(2012)年3月には第1期基本方針及び基本計画を策定しました。この趣旨に基づき、現在に至るまで人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、平成25(2013)年には「羽曳野市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画推進に関する基本理念、市、市民、事業者及び教育関係者の責務、性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止事項や男女共同参画の推進に関する基本的な施策について定め、平成29(2017)年3月には、第2期はびきのピーチプランでの取り組みの成果と課題などを踏まえ、「第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

平成28(2016)年に施行された部落差別解消推進法を受け、部落差別の解消に向けた効果的な施策の推進を図るため、羽曳野市人権審議会に「部落差別の解消に関する施策について」を諮問し、審議を経て、平成30(2018)年「部落差別の解消に関する施策について」として、「啓発」「教育」「相談体制の充実」「部落差別の実態調査、生活実態調査及び改善」の4つの項目に関する具体的な取り組みが答申されています。

令和2(2020)年には、市民の人権意識を把握し、本基本方針及び基本計画策定の参考とするため、「羽曳野市人権に関する市民アンケート」を実施しました。

② 第Ⅰ期基本方針及び基本計画の取り組みの評価・課題

本市では、第Ⅰ期基本方針及び基本計画に基づき、家庭をはじめ、幼稚園や保育園、学校のほか、社会教育など多様な場において、基本的人権の尊重の精神が培われるよう、また、市民が人権について正しい理解と認識を深められるよう様々な人権教育・啓発に取り組んできました。

しかし、今回の市民アンケート調査によると、前回の調査時より人権を身近な問題としてとらえるという人権意識の割合が向上しているものの、「人権」を身近なもの、我が事として感じていない人の割合も、いまだ一定数見受けられます。

憲法の基本理念である平和主義、民主主義、基本的人権の尊重を地域社会で具現化していくことが必要であり、とりわけ基本的人権の尊重は、市民の暮らしに密接にかかわる重要な理念です。人権尊重の意識を高めるためには、市民一人ひとりが、様々な人権について理解を深め、人権を身近なもの、我が事としてとらえることが大切になります。ひいては、人権の意義や重要性を単に知識として得るだけでなく、その得た知識が日常生活の中で行動や態度となって現れることが必要です。

その実現のためには、まず市職員が「人権」に関する責任の重大性を改めて自覚し、そして人権行政の担い手であるという認識を十分にもつこと、そのうえで担当業務ごとに「人権」をとらえるのではなく、行政全体として普遍的な「人権」という概念により業務を遂行することがこれまで以上に必要となります。

行政におけるすべての施策をこのような人権尊重の視点を持って取り組むことにより、市民の人権尊重意識を高め、第Ⅰ期基本方針及び基本計画の2つの基本理念である、いつまでも自分らしく幸せに暮らしていけるまちの実現、お互いの人権を尊重し、ともに支えあうまちの実現をめざします。

③ 市民アンケートの結果でみる市民の人権意識の変化

令和2(2020)年8月から9月に実施した「羽曳野市人権に関する市民アンケート」(以下「今回の調査」という。)の結果から人権に関する意識の傾向を分析しました。

その結果、浮き彫りになったポイントを示すと次のとおりです。

なお、今回の調査結果の概要については、資料編・88ページを参照してください。

(ア) 今回の調査から読み取れる人権に関する意識の傾向

◆人権全般について

- ① 人権に関する学習を通じて、人権問題を自分事として捉える市民が増えてきている。
- ② 差別は間違った行為であると認識する市民は多いものの、差別の原因を差別される側にあると考えるなど人権学習の経験の有無により差別の原因に関する考え方に差がみられる。
- ③ 若い世代ほど多様性に対する受容度が高い傾向がみられる。
- ④ 多くの市民が性別役割分担について問題意識を持っている。
- ⑤ 保護者がしつけとして子どもを叩く行為は虐待にあたるという認識は未だ半数に満たない。
- ⑥ 「部落」や「外国人」を忌避する意識は40歳代前後にやや高い傾向がみられる。
- ⑦ 人権侵害を受けても公的機関に相談する人は少ない。

◆個別の人権問題について

- ① 法律や制度の整備が進められてきたにもかかわらず、男女の固定的な役割分担意識や、職場での男女の待遇格差などへの問題意識が一層強くなっている。
- ② 高齢者の人権では、権利侵害や人権侵害に関して、特に悪徳商法や詐欺による被害のほか虐待、住宅入居の困難さなどの問題への関心が高まっている。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の発生による様々な人権侵害が感染症・難病患者等の人権問題への関心を高める背景となっている可能性がある。
- ④ インターネットによる人権侵害について、人権学習の経験の有無で危機感に差がみられる。

(イ) アンケート結果からうかがえる今後の課題及び取り組みの方向性

以上の人権に関する市民意識の傾向や昨今の人権を取り巻く状況などを踏まえ、今後の取り組むべき課題やその方向性をまとめると次のとおりです。

○人権問題を他人事から我が事へと捉え理解を深める人権教育・啓発の推進

今回の調査の結果全般から、人権に対する市民の意識は向上し、人権を自分にとって身近な問題、差別は間違った行為であるとの認識が進んでいる様子がうかがえます。

しかし、「人権」を身近なもの、我が事として感じていない人やどちらとも言えないという人も一定数存在し、このことで、差別や偏見を生み出している可能性があります。

人権問題を他人事から我が事として捉え、人権についての正しい知識、他者の心情をくみ取り豊かな感性や想像力を培うための教育・啓発を引き続き進める必要があります。

○多様性を認め合い、様々な人権問題の解決に向かう意識の醸成と態度の育成

今回の調査結果では、10～30歳代の若い年代の多くは様々な人権問題に関する教育を受けてきた経験があり、外国人をはじめ障害者や男女共同参画など多様な人権に対する受容度が比較的高い傾向がみられます。また、「セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）」という言葉が近年広がる中、性的指向・性自認に関する人権上の問題意識についても、若い世代ほど「わからない」の回答割合は低く、性的少数者が受ける差別や偏見、置かれた立場を自分なりに理解し受け止めている様子が見られます。

特に性のあり方は、個人の尊厳に関わる問題であり、身体の性のみで性別を決めつけるのではなく、心の性を尊重し、一人ひとりの性の多様性を認め合うことが大切です。様々な価値観や幅広い年齢層、国籍の人などによって社会は成り立っていることを理解し、互いに認め合い多様性を理解することで、それぞれが支え合って生きるという共生の心を育み、合わせて、様々な人権問題の解決に積極的に関わろうとする意識の醸成と態度の育成につなげていくことが大切です。

令和2(2020)年1月頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、外出の自粛をはじめ、多くの社会・経済活動が停止し、人と会う機会の減少、減収や失業による生活困窮状態などの問題が発生する一方で、同感染症の患者や患者に関わる医療従事者への偏見や差別、排斥など人権侵害にあてはまるような行為が数多く起こりました。自ら感染を避けたいと思う防衛本能が過剰に反応し、偏見や差別につながったものと考えられます。今回の調査結果でも、それら偏見・誹謗中傷があることを問題視する回答が9割近くに上っています。

感染者が差別されるのを恐れて感染を隠すことになれば、その行為自体が感染を広げ、感染者に対する排斥や差別はさらに深刻化することにつながりかねません。排斥や差別が生み出されないようにするにはどうすべきか、誰もが立ち止まって考えることが必要です。

○インターネットなど情報通信技術の正しい理解と適切な利用

この10年間でスマートフォン等の機器やソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)といったコミュニケーションツールが普及する一方で、インターネットの匿名性を悪用し、特定の個人や集団に向けた誹謗中傷やいじめなどの人権侵害が発生し、それにより自殺などに追い込まれたり業務に支障が生じたりするケースは少なくありません。今回の調査結果では、10年前の結果に比べ、インターネット上の書き込み等による人権侵害が、「子どもの人権問題」や「部落差別の人権問題」で10ポイント以上増加しています。

また、インターネットを使って人権侵害が行われている問題について回答者全体の80%近くがこの人権問題を知っていると答えています。しかし、人権学習の経験有無別でみると、知っている割合は学習経験のある人が86.6%に対し学習経験のない人は65.3%で、学習経験の有無で20ポイント以上の差がみられます。

インターネットをはじめとする情報通信技術(ICT)については、今後一層発展・高

度化が見込まれることから、ICT技術を利用する個人一人ひとりがプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解と適切に使いこなす能力を培うための教育・啓発がより重要となっています。

○一生涯を通じた人権教育・啓発と市民・行政が協働した取り組みの推進

人生100年時代においては、より多様な生き方が重要視されるため、何歳でも学び直しができる社会が求められています。人権に関する教育、学習においても例外ではありません。今回の調査結果では、全般的に若い世代ほど人権意識の高い傾向がみられ、学校での人権教育が一定の成果をもたらしていると考えられます。

このような学校教育で培った資質をより定着させるため、家庭や地域等における人権教育・啓発を通じた人権意識の深化をめざす取り組みが重要です。また、今回の調査結果では、年代により人権に関する意識の違いもみられることから、一生涯を通して、ライフステージの各段階に応じた人権教育・啓発を充実させることが必要です。

これらの取り組みを進めるには、行政だけではなく、市民や市民団体、企業・事業所、各種団体等との連携により施策を効果的に推進していくことが重要であることから、市民と行政が協働して取り組める仕組みをつくることが重要です。

○人権に関する相談窓口のわかりやすい情報提供と相談支援体制の充実

今回の調査結果では、今までに人権侵害を受けた経験があると回答した人は、回答者全体の約4人に1人で、そのうちの約25%は「何もしなかった」「何もできなかった」と回答しています。人権侵害を受けた場合の相談先は、友達や学校の先生、家族など日常的に身近にいる人が多くなっています。一方、法務局・人権擁護委員や市役所などへの相談は少なくなっており、これら相談機関等に関する情報をわかりやすく市民に伝えていく必要があります。

また、人権侵害に関する相談については、本市が行う人権擁護委員による人権相談、人権文化センターで行っている総合相談のほか、法務局などの関係機関においても対応しています。しかしながら、近年の相談内容の多様化・複雑化などにともない、より身近なところで気軽に相談できる環境を整えていくとともに、人権侵害の状況に応じ適切な支援ができる体制を充実していく必要があります。

2 基本方針及び基本計画の位置づけ

本基本方針及び基本計画は、第6次羽曳野市総合基本計画に定める人権が尊重されるまちづくりの方針を、総合的、計画的、かつ具体的に推進するために、中・長期的な視点に立った人権施策の基本的な方向を示すものです。また、様々な個別の人権課題の解決に向け、適切な施策を推進するための指針でもあります。

本市が策定している分野別計画を進める場合、また今後新たな計画を策定、既存の各種計画の見直しを行う際には、本基本方針及び基本計画の基本的な考え方、趣旨を尊重し整合性を図ります。

また、本基本方針及び基本計画は市民や企業、各種団体との協働により実現を図るためのガイドラインでもあり、市民生活や企業・団体等の活動の中で、一人ひとりが人権尊重の考

え方を踏まえ、自主的に協力し合って取り組むように働きかけを行っていきます。

国連において採択されたSDGsの視点を踏まえた、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への総合的な取り組みを進めることが求められています。

今後の関連計画の見直し等を見据えて整合性を図り、施策の評価・検証を通じて、SDGsへの取り組みの意識の醸成・定着につなげながら、SDGsの目標達成に貢献していくものとします。

■ SDGsとは…

「Sustainable Development Goals」の略語。

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12(2030)年を期限とする国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。



3 基本方針及び基本計画の期間

本基本方針及び基本計画の期間は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10カ年とします。

なお、社会経済情勢の変化を踏まえ、国及び大阪府の施策との整合を図りながら必要に応じ計画の見直しを行うなど弾力的な運用を図ります。

また、本計画における施策が効果的に推進できるよう進捗状況を管理するとともに、計画の中間年に見直しを行い、計画の実効性が高まるよう努めます。

第2章 人権施策基本方針

1 基本理念

人権は、「一人ひとりの人間がかけがえのない存在である」ということを、自分だけでなく、他人と認め合って初めて成立するものです。また、人権とは、人間の尊厳に基づいた各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において人間らしく生きるために欠かすことのできない権利です。

つまり、人権尊重の理念は、多様な生き方を認め合い、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合う人々の共存の考え方でもあります。

本市では、この人権尊重の理念に基づき、「いつまでも自分らしく、幸せに暮らしていけるまちの実現」「お互いの人権を尊重し、ともに支えあうまちの実現」を第1期基本方針及び基本計画における施策の基本理念として位置づけてきました。

市民の人権意識の動向や人権をめぐる社会的な背景に加え、羽曳野市人権審議会での答申及び、これまでの本市の人権施策の継続性を踏まえ、本基本方針及び基本計画においてもこの2つの理念を継承するものとします。

【基本理念】

いつまでも自分らしく、幸せに暮らしていけるまちの実現

お互いの人権を尊重し、ともに支えあうまちの実現

2 基本目標

羽曳野市人権審議会の答申を踏まえ、本基本方針及び基本計画の基本理念をめざすにあたって取り組みを推進する人権施策の目標を次のとおり設定します。

本市の最上位計画である「第6次羽曳野市総合基本計画」や既存の計画と調和を図りながら、その達成に向けて取り組みを進めます。

(1) 人権尊重の意識づくり

人権が市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題として捉えるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

私たちが日常生活で当然として受け入れてきた日本特有の風習や世間体、地域における慣習や意識、行動等の身近な問題についても、人権尊重の視点から見直すとともに、自分の人権と同様に他人の人権も尊重し、一人ひとりが持っている人権を「侵さず、侵されず」という認識のもと、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解の醸成をめざします。

(2) 人権文化の風土づくり

「人権文化」とは、日常生活の中で、互いの人権を尊重することを自然に感じ、考え、行動することが定着した生活のあり様そのものです。

すべての市民が家庭や地域、職場、学校など、日々の暮らしの中で人権を大切にし、尊重し合う習慣が身に付き、人権文化が根付いた風土づくりをめざします。

(3) 人権尊重の支援体制づくり

市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、人権侵害を受けている人の様々な相談を受け、適切な機関による救済が受けられる体制が重要です。

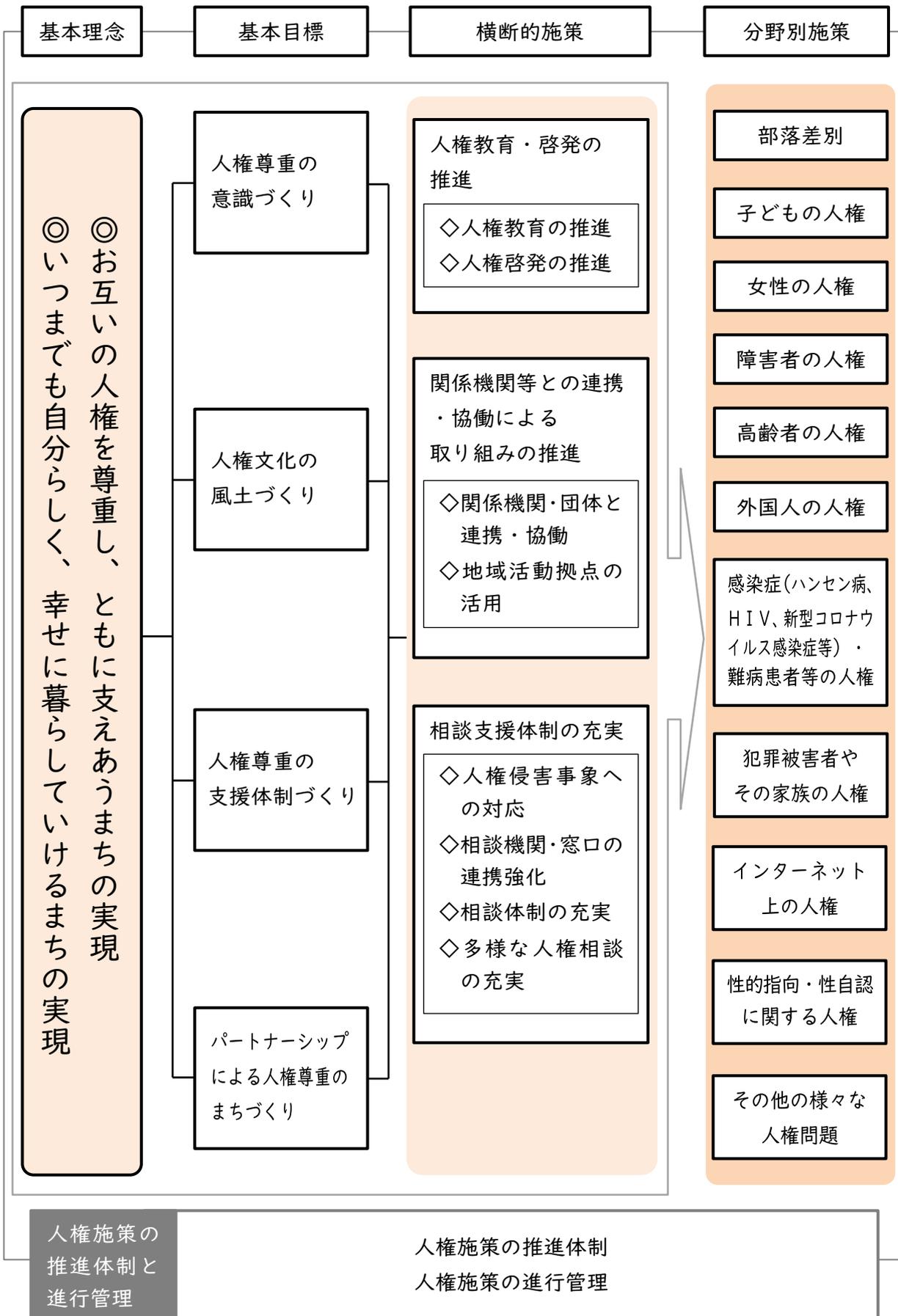
人権侵害を受けた被害者が安心して相談できるよう、関係各課、関係機関・市民団体等との連携を強化し、様々な人権問題に対して迅速かつ的確に対応できるよう支援体制の充実をめざします。

(4) パートナーシップによる人権尊重のまちづくり

人権教育・啓発は、乳幼児期から高齢期にわたる幅広い年代層を対象に継続的に行う学習活動であり、市民、市民活動団体、事業者など、すべての人が取り組んでいくことが重要です。

市民や地域、学校、事業者などと行政がそれぞれの役割を担いながら、人権問題を解決し人権が尊重されるまちづくりに向けて連携・協働できる社会をめざします。

3 施策体系



第3章 人権施策基本計画

Ⅰ 横断的施策

Ⅰ－Ⅰ 人権教育・啓発の推進

現状と課題

本市では、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、誰もが自分らしく幸せに暮らしていけるまちを実現するため、部落問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発に取り組んできました。

人権問題について、理解や認識を深めるため、学校や職場、地域等での人権に関する学習の機会を充実させ、人権意識の高揚を図ることが必要です。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現には、子どもから大人まであらゆる年齢層に対する人権教育・啓発を引き続き行うことが重要であり、その推進には市民一人ひとりの実践が大きな力となります。

そのためには、人権教育・啓発の取り組みを家庭や学校、職場、地域等、あらゆる場において推進する必要があります。

(Ⅰ) 人権教育の推進

施策の方向性

① 家庭における人権教育の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	家庭は、子どもたちの人権意識の形成に重要な役割を果たすことを踏まえ、「自分を大切にし、他の人も大切にできる子ども」を育てることができる家庭の養育力の向上と、子育てなどの家庭教育に対する支援の充実に努めます。	家庭支援課 こども課 学校教育課 社会教育課
2	互いに人権を大切にしよう家庭や地域の環境づくりのため、保護者に対し、人権に関する学習機会や情報の提供に努めます。	家庭支援課 こども課 学校教育課 社会教育課

② 就学前教育及び学校教育における人権教育の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	就学前においては、乳幼児期が人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であることから、言葉の学習能力や子ども同士の関わりによる社会性の育成など幼児の発達の特性を踏まえ、周りの人との関わりを通して、共感や思いやりの心を育てます。	学校教育課 こども課
2	人権尊重の理念を学校教育活動の中心に位置づけ、教職員研修の充実、進路を保障する教育の実践、人権教育の推進、仲間意識に支えられた集団づくりを通して、“生きる力”を育むように努めます。	学校教育課
3	学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進することによって、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる人権感覚を身につけるように努めます。	学校教育課
4	学校における人権教育の成果や課題を踏まえ、保護者・地域住民と協働して人権教育の推進を図ります。	学校教育課
5	社会性や豊かな人間性を高めていくため、社会教育との連携を図りつつ、豊かな自然体験やボランティアなどの体験活動、部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人などに関わる人権課題に直面する人々との交流活動を取り入れた教育の充実を図ります。	学校教育課

③ 社会教育・地域における人権教育の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	幼児から高齢者のライフサイクルに応じて、生涯学習の視点での自発的な学習ができるよう、公民館などの社会教育施設を中心に講座の開設や交流活動の場の提供など、人権に関する様々な学習機会の提供に努めます。	社会教育課
2	広く市民に学習意欲を喚起できるよう体験活動や身近な課題などを取り上げ、魅力的な学習プログラムの開発に努めるとともに、様々な指導者の養成と確保に努めます。	社会教育課
3	人権に関わる教育活動充実のため、資料の整理、情報収集・提供、広報活動に努めます。	社会教育課
4	広く市民の人権に関する意識を高めるため、人権に関する講座を実施します。実施にあたっては、それがより効果的な人権教育となるよう、内容や実施条件などを工夫し、より多くの市民の参加を促すよう努めます。	人権推進課
5	市民の自主的な人権学習の取り組みを促進するため、グループや地域団体などが行う学習会・研修会に講師やアドバイザーの派遣、また、様々な人権に関する学習用教材の紹介と資料などの提供に努めます。	人権推進課
6	人権学習などの成果を地域活動などにかせるよう働きかけるとともに、地域において人権問題に携わるリーダーの育成に努めます。	人権推進課

No.	施策の内容・方向性	担当課
7	地域教育協議会として、中学校区における協議会（私たちのまちの学校園育み事業）を効果的に活用し、中学校区でのPTAや地域住民による地域教育文化づくりを推進します。	学校教育課

④ 企業（職場・職域）における人権教育の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	「羽曳野市企業人権連絡会」と連携し、様々な人権課題に関する研修とともに企業におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント防止など、社員が働きやすい環境づくりに向けた社内研修などの人権教育を促進します。	産業振興課

⑤ 市民を対象とした講座の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	広く市民の人権に関する意識を高めるため、人権に関する講座を実施します。実施にあたっては、それがより効果的な人権教育となるよう、内容や実施条件などを工夫し、より多くの市民の参加を促すよう努めます。	人権推進課

⑥ 特定職業従事者に対する人権教育の推進

（ア）市職員

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	人権研修の実施や、各種人権講座への職員派遣を通して、人権問題に関する正しい知識・理解を得ることができるよう取り組みを進めるとともに、人権を尊重する職員を育成し、市民に信頼される市役所づくりに努めます。	人事課 人権推進課
2	市職員の人権に関する意識の状況を把握し、人権研修の充実に努めます。	人事課 人権推進課
3	個人情報の取扱い等について、情報セキュリティ研修等を実施します。	人事課 デジタル推進課

（イ）教職員・社会教育関係者

No.	施策の内容・方向性	担当課
4	子どもと向きあう教職員の人権感覚を磨くために、スクールコーディネーター事業を活用し、よりよい研修を積み上げていきます。	学校教育課
5	教職員、社会教育関係者（青少年指導員、PTAなど）に対して、研修会や懇談会への主体的・積極的参加を促し、差別の現状に学ぶ機会を充実することにより、人権問題の解決への確固たる姿勢を確立させ、指導力の向上に努めます。	学校教育課 社会教育課

(ウ) 保健・医療・福祉関係者

No.	施策の内容・方向性	担当課
6	民生委員・児童委員、ホームヘルパー、各種福祉施設の職員や市社会福祉協議会会員などに対し、人権問題についての理解や認識が深められるよう、働きかけを行います。	福祉総務課 福祉指導監査課
7	保健医療関係者に対する人権教育の促進を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会など、関係団体に働きかけを行います。	健康増進課

(エ) 消防関係者

No.	施策の内容・方向性	担当課
8	消防職員及び消防団員は、市民生活と密接に関わる業務であり、災害現場において十分に人権尊重を考慮した活動が求められることから、引き続き人権講演会や人権研修会等への参加を促し、人権啓発活動への取り組みに努めます。	災害対策課 人権推進課

(オ) マスメディア関係者

No.	施策の内容・方向性	担当課
9	常に人権に配慮した適正な取材活動や報道が行われるよう、マスメディア関係者と連携を図ります。また、人権に関する情報共有を行うとともに、市民による人権教育・啓発のための自主的な取り組み等の情報提供を行います。	秘書課 人権推進課

(2) 人権啓発の推進

施策の方向性

① 「人権擁護都市宣言」などの普及・啓発

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	あらゆる機会、媒体を活用し、「人権擁護都市宣言」や「羽曳野市人権条例」の理念、内容のなお一層の普及・啓発に努めます。	人権推進課

② 人権啓発行事の開催

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	「人権週間」（12月4日～10日）にあわせて、市民フォーラム「きらはびきの」を「羽曳野市人権啓発推進協議会」と共催し、広く市民に人権啓発及び情報提供を行います。	人権推進課
2	施設見学会などの体験型・交流型・参加型の人権啓発活動を進めます。	人権推進課
3	市民セミナーの開催により、テーマ別の人権問題に対する人権啓発及び情報提供を行います。	人権推進課

③ 広報紙・啓発資料などによる人権啓発の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	人権に関する啓発冊子や啓発物品を市のイベントで配布し啓発に活用します。	人権推進課
2	広報紙や市ウェブサイトを活用し、市民に対して新たな人権課題や社会的に大きな問題になっている人権問題を提示するなど人権啓発を図ります。	人権推進課
3	身元調査を目的に、戸籍や住民票の写し等を本人の知らない所で不正に取得する行為は、個人情報の不正取得に留まらず、結婚差別や就職差別等、人権侵害を引き起こす恐れがあります。引き続き、身元調査の問題に対する啓発の推進強化を図るとともに、「羽曳野市本人通知制度」の一層の周知に努め、不正請求の抑制を図ります。	人権推進課 市民課

④ 地域交流による人権啓発の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	人権文化センターをはじめ市内の公共施設において、地域住民との交流を通じて、人権啓発を図ります。	こども課 福祉総務課 地域包括支援課 人権文化センター 市民協働ふれあい課 社会教育課 スポーツ振興課
2	市社会福祉協議会を事務局とし、地域住民による高齢者の見守り・会食会、声かけ活動や子育てサロンなどを市内14校区福祉委員会単位で実施する事業（小地域ネットワーク活動）を支援します。	福祉総務課
3	各種活動団体の交流を図り、人権に関する市民の自主的な活動を促すような事業の企画に努めます。	人権推進課

⑤ 企業における人権啓発活動の働きかけ

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	企業に対して、人権啓発の充実と雇用の均等な機会の確保を図るよう働きかけを行います。	福祉指導監査課 産業振興課

⑥ マスメディアを活用した人権啓発活動

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	マスメディアを活用した効果的な人権啓発を進めるため、新しい啓発方法の検討を行い、国や大阪府に対して啓発内容などについて要望します。	人権推進課

1-2 関係機関等との連携・協働による取り組みの推進

現状と課題

人権問題の解決は、行政のみで取り組みを進めるのではなく、市民や市民団体、企業・事業所、各種団体等との連携により、人権施策を効果的に推進していくことが重要であり、そのためには、関係機関等と行政が協働して取り組むことが必要です。

人権教育・啓発推進事業は、現在その計画段階から市民や市民団体等の参加・参画により取り組みを進めており、市民の意見や要望を人権施策に反映させていくためには、市民や市民団体等が主体となって事業内容を企画し、実践していくことが求められます。

また、市民の自主的・主体的な取り組みを支援するとともに、情報の共有、事業の共催等を積極的に行い、様々な人々がふれあい、交流する場を増やし、相互理解を促進することが重要です。

近年、環境をはじめ、福祉や防災の分野でボランティアや市民活動団体等による取り組みが注目されており、人権施策の面においても重要な役割を果たすことが期待されています。

引き続き、このような各種団体等との連携を深め、相互の役割等を明らかにする中で、対等な関係を築いていくことが重要です。

施策の方向性

① 関係機関・団体と連携・協働

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	子どもや高齢者、障害者など分野別の人権問題に対して、より効果的な情報収集・提供を進めるため、庁内の関係課との連携を強化します。	人権推進課
2	「羽曳野市人権啓発推進協議会」において実施される委員相互の研修や市民の研修、講演会などの開催などを支援します。	人権推進課
3	大阪府や府内の各市町村、大阪人権行政推進協議会との連携を図り、人権問題の解決のため情報交換に努めます。	人権推進課
4	多様な交流の中で、市民活動団体などの育成支援、活動の場や情報の提供などを通して、人権文化のまちづくりに努めます。	市民協働ふれあい課

② 地域活動拠点の活用

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	子育て支援センターにおいて、子育ての不安や悩みをもつ保護者の相談や情報提供の充実を図ります。	家庭支援課
2	地域包括支援センターにおいて、高齢者の虐待や認知症、成年後見制度などの高齢者の尊厳の確保に向けた情報提供の充実を図ります。	地域包括支援課

No.	施策の内容・方向性	担当課
3	地域住民にとって身近にある公共施設において、関係各課と連携を図り人権に関する情報提供に努めます。	人権推進課 関係各課
4	市内の文化施設、コミュニティ施設、社会教育施設、社会福祉施設、スポーツ施設など様々な公共施設における市民講座や交流活動、情報提供や相談支援などを通じて、市民の人権意識の高揚や人権啓発活動を促進します。	人権推進課 関係各課
5	市内の公共施設利用者の人権に関する相談や情報提供について、公共施設管理者は市内の関係各課と連携し、対応を図ります。	人権推進課 関係各課
6	市内の公共施設において、人権に関するチラシや冊子の配架などに努め、人権に関する情報の受発信の充実をめざします。	人権推進課 関係各課
7	常に人権尊重の意識や姿勢で職務に臨むことにより、施設利用者などに対して、人権を尊重することの大切さを発信していくことができるよう、市内の公共施設に従事する職員の資質向上に努めます。	人権推進課 関係各課

1-3 相談支援体制の充実

現状と課題

虐待やDVなど、本市における人権に関わる各種相談については、各担当部署と関係機関等が連携を図りながら対応しています。

今回の調査結果では、今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがある市民は23.5%で、「うわさや他人からの悪口、陰口による名誉・信用などの侵害」（49.3%）、「パワー・ハラスメント」（39.5%）、「学校でのいじめ」（32.7%）などが上位となっており、市役所や法務局・人権擁護委員、警察などの公的機関に相談した割合は10%未満となっています。また、どの窓口にも相談をもちかけても「何も変わらない」との意見が半数以上を占め、ほとんどが解決には至らない状況となっているのが現状です。

多様化かつ複雑化する人権に関わる相談に対応するためには、関係機関との連携のもと、相談者の立場に寄り添った対応ができるよう、体制の充実や相談にあたる職員等の相談技術の向上が重要です。

施策の方向性

① 人権侵害事象への対応

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	人権侵害事象に対しては、関係各課、関係機関・団体などとの連携を強化し、被害者の保護や人権回復に向けた対応を図ります。	人権推進課
2	人権侵害の被害を最小限に止める保護のあり方について、関係機関・団体などと連携し研究に努めます。	人権推進課

② 相談機関・窓口の連携強化

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	法務局や大阪府をはじめ専門的な相談機関との連携を強化し、情報交換を図るなど相談者の利便性の向上・充実に努めます。	人権推進課

③ 相談体制の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人などに関わる課題別の人権相談については、関係各課の相談窓口でも対応し、その相談内容と対象者の属性に応じて適切な対応ができるよう、国・大阪府の関係機関との連携を強化します。	家庭支援課 障害福祉課 地域包括支援課 人権推進課 市民協働ふれあい課

No.	施策の内容・方向性	担当課
2	相談内容が多様化・複雑化していることから、庁内の相談窓口のある関係各課の連携を強化するとともに、相談員に対して専門分野や人権に関する研修を実施することにより、相談員の資質の向上を図ります。	家庭支援課 障害福祉課 地域包括支援課 人権推進課 市民協働ふれあい課 産業振興課
3	法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、人権に関する様々な相談に市役所や法務局で対応しています。今後も市は法務局をはじめ関係各機関との連絡調整を図り、特設人権相談所を開設するなど、相談体制の充実に努めます。	人権推進課

④ 多様な人権相談の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	総合相談事業として、人権をはじめとする生活上の様々な課題や市民ニーズを発見・対応するための相談事業などを行うことにより、市民の自立支援及び福祉の向上を図ります。	人権推進課 人権文化センター 産業振興課 学校教育課
2	市内を西東中の3つのエリアに分け、それぞれのエリアにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置すると同時に、エリアを横断的にかかわることのできるCSWを配置することにより、高齢者・障害者・児童、またひきこもりやニートなどの社会的援護を要する人たちの状況把握や見守りを実施するとともに、人権問題を含む各種課題の発見と専門機関との連携に努めます。	福祉総務課
3	母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭などに対して様々な相談に対応します。	家庭支援課
4	経済的な理由や育児の悩みなどで、母子生活支援施設などへの入所の必要性があると判断した場合、施設を探すとともに入所に至るまでの対応や母子の自立に向けた相談や援助を進めます。	家庭支援課

2 分野別施策

2-1 部落差別

(1) 国・大阪府の部落差別解消の推進に関する取り組み

取り組みの経過

総理府の附属機関として設置された同和対策審議会は、昭和40(1965)年、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問に対し、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であり国民的課題である。」とし、その後の対策の基本的方向を示す答申（同和対策審議会答申）を提出しました。この答申を受けて、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後33年間、特別立法による同和対策事業が推進され、様々な取り組みにより一定の成果を上げてきました。

しかし、今日においてもなお不動産売買等に関わって同和地区の所在を行政機関へ問い合わせる等の差別事件、身元調査のための戸籍謄本の不正取得等の差別事件、インターネット上での差別書き込みなどの差別事象が発生しています。

このような背景から、平成28(2016)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。

この法律では「現在もなお部落差別が存在する」との認識が明確に示され、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と規定しました。

一方、大阪府では、同和問題を居住権や教育権などの基本的人権が保障されていない問題であると示した同和対策審議会の答申を受けて、財政上の特別措置を講じるための法律が国で定められたことを踏まえ、地域の住宅や道路などの劣っていた生活環境を改善する事業が昭和44(1969)年から平成14(2002)年までの間実施され、生活環境は大幅に改善されました。

しかしながら、財政上の特別措置としての同和対策事業は平成14(2002)年で終了しましたが、インターネット上での差別的な書き込み等の差別事象が発生し、同和問題が解決されたとは言えない状況です。大阪府では、総合相談事業の実施による相談の受付や人権総合講座の開催、人権啓発誌の作成・配布による啓発などを行い、「部落差別解消推進法」の趣旨も踏まえ、引き続き同和問題解決に向けた取り組みを推進しています。

【国の主な動き】

昭和44(1969)年	「同和対策事業特別措置法」（同対法）を10年間の時限立法として施行
昭和54(1979)年	「同対法」を3年間の延長
昭和57(1982)年	「地域改善対策特別措置法」を5年間の時限立法として施行
昭和62(1987)年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）を5年間の時限立法として施行

平成4(1992)年	「地対財特法」を5年間延長
平成9(1997)年	「地対財特法」の一部が改正、5年間の時限立法として施行 「人権擁護施策推進法」施行
平成14(2002)年	「地対財特法」失効
平成28(2016)年	「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」施行

(2) 本市の部落差別解消の推進に関する取り組み

取り組みの経過

本市においては、「同和対策事業特別措置法」をはじめとする特別措置法及び国の「地域改善対策協議会意見具申」や大阪府の「同和対策審議会答申」に基づき、早期解決に向けた諸施策を実施してきました。その結果、同和地区における環境改善や住民の生活向上などが図られ、差別の実態は大幅に改善されてきました。

また、平成30(2018)年に羽曳野市人権審議会から答申された「部落差別の解消に関する施策について」で課題提起された、「啓発」「教育」「相談体制の充実」「部落差別の実態調査、生活実態調査及び改善」の4つの項目に関する具体的な取り組みを踏まえ、部落差別の解消に向けた効果的な施策の推進を図っているところです。

現状と課題

部落差別の解決に向け様々な取り組みが進められてきたにもかかわらず、依然、結婚差別や就職差別が存在していると認識している市民は少なくない状況です。（資料編・104ページ参照）

「部落差別解消推進法」が「現在もなお部落差別が存在する」と明記したように、部落差別は過去の問題ではなく、今なお存在する現実の課題であることを再認識し、市民一人ひとりが部落差別の解決を自らの課題として受け止め、家庭、学校、地域、職場等、あらゆる場において、部落差別に対する正しい理解や関心が高まるよう、より一層の教育・啓発を推進することが必要です。

また、人権文化センター、市営住宅等の施設の老朽化に伴い、計画的な建て替え等が求められています。

基本方針

「部落差別解消推進法」を踏まえ、第一条に定められたこの法律の目的である部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現をめざすため、部落差別解消を推進するための施策方針を次のとおり示します。

(1) 「部落差別解消推進法」の周知

「部落差別解消推進法」の目的を達成するためには、この法律について、市民一人ひとりの理解を深めることが必要です。そのため、あらゆる場を通じて、市民、企業・団体等に対して広く周知を行います。

また、市民へ周知を行うにあたり、市職員がこの法律を十分理解し、自らがその責務を自覚したうえで、率先して周知に努めるものとします。

(2) 部落差別解消に向けた施策の推進

法第3条に示す「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ため、国や大阪府と連携を図りながら、本市の実情に応じた施策を講じるよう努めます。

また、羽曳野市人権審議会を通じ、当事者を含む様々な市民から意見を求め、その意見を適宜反映し、より効果的な施策の推進を図ります。

さらに、市民や関係団体と十分に協議し、老朽化した人権文化センターや市営住宅等の施設の建て替え等を計画的に実施していきます。

(3) 相談支援体制の充実・推進

相談体制については、法第四条において、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとされています。本市では、部落差別に関する相談をはじめとする人権相談体制の一層の充実を図り、関係団体等と連携を図りながら、相談事項の解決に向けた支援・救済の取り組みなどに積極的に努めます。

(4) 教育及び啓発の推進

法第五条の教育に関する規定に基づき、学校教育と社会教育のあらゆる場を通じて、部落差別を解消するための教育を一層推進します。

学校教育では、部落差別解消に向けたカリキュラムの教育課程への位置づけをはじめ、子どもの発達段階に応じた部落問題学習を進めるとともに、「部落問題学習の質の向上」「教職員研修の充実」「園・学校全体で組織的・継続的に実践するための体制の構築」「保護者・地域への啓発」を全園・校で推進します。

社会教育では、その推進体制の充実に努めるとともに、部落差別の解消に向けた事業等を計画的に実施するなど、学びの機会・場の充実に努めます。

一方、市民に向けた啓発にあたっては、法律制定の背景である「部落差別の認知度の低さ」をはじめ、「寝た子を起こすな論」「無知・無理解・無関心」「インターネット上の誤った認識」等の解消・解決を課題としてとらえ、市民一人ひとりが部落差別問題に対し正しい認識をもち、部落差別のない社会が実現に近づくよう啓発に努めます。

(5) 部落差別に関する実態や市民の人権に関する意識の調査・把握

法第六条に基づき、国が部落差別の実態に係る調査を実施する際は、関係団体等と連携を図り調査に協力します。

また、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、インターネット等での部落差別の実態把握に努めるとともに、国、大阪府、府内他市町村及び関係団体等と連携を図り、差別事象への対応に努めます。

羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画に基づき実施する「人権に関する市民アンケート」の結果を基礎資料として部落差別の解消を図るための施策等に活用するとともに、実態把握に努める中、明らかになった部落差別を改善するため、支援・救済に積極的に取り組みます。

施策の方向性

① 部落差別解消推進に向けた施策の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	市民や関係団体と十分協議し、老朽化した人権文化センター等公共施設の建て替え等を計画的に実施していきます。また、人権文化センターは、人権啓発の推進及び地域福祉の拠点施設として充実に努めます。	人権推進課 人権文化センター 関係各課

② 研修会・学習会・啓発行事の実施

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	部落差別に対する正しい理解と認識を深め差別意識の解消を図るため、様々な研修会・学習会の開催や各種広報活動、啓発行事などを積極的に行います。	人権推進課

③ 関係機関・団体などとの連携強化による啓発の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	部落差別に関する広報活動や啓発行事などの開催にあたっては、大阪府及び近隣市町村などの関係機関・団体、企業などと連携を強化し、効果的な開催やきめ細やかな啓発活動に努めます。	人権推進課 人権文化センター 産業振興課
2	身元調査やインターネット上のウェブサイトへの書き込み、企業における公正に反する採用などの人権侵害事象については、関係機関・団体との情報提供などの連携強化及びインターネット・モニタリング調査の実施等により抑止効果を図るなど啓発に努めます。	市民課 人権推進課 人権文化センター 産業振興課
3	差別落書きや差別につながる発言、所在地の問い合わせなどの事象が発生した場合は、法務局をはじめ関係機関・団体などと連携し、現場確認などの事実調査を実施し、啓発を行うなど差別の解消に向けて取り組みます。	人権推進課 人権文化センター
4	不動産取引に伴う土地調査について、関係機関・団体、企業などに対して、大阪府の「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の周知をはじめ啓発に努めます。	人権推進課

④ 学校などにおける部落差別に関する人権教育の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	一人ひとりの違いを認め、差別などによる人権問題を自らの課題としてとらえようとする意識や姿勢をもった児童・生徒を育成します。	学校教育課

No.	施策の内容・方向性	担当課
2	人権教育の担当教職員を中心に、幼稚園・小学校・中学校間や、地域間の連携を深めます。	学校教育課
3	教職員や保護者を対象とした研修に取り組みます。	学校教育課

⑤ 地域における学習機会の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	すべての市民に対して部落差別についての学習機会を確保できるよう、地域へ積極的に働きかけを行います。 また、市民が主体となって効果的・自発的な学習活動が行えるよう努めます。	人権推進課

⑥ 職場における学習機会の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	企業や福祉関係施設などにおいて、部落差別に関する人権学習への取り組みを支援するとともに、関係機関と連携し学習機会を提供するなど充実を図ります。	人権推進課 産業振興課

⑦ 相談体制の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	部落差別は教育や就労など複合的な課題を有していることから、人権をはじめとする生活上の様々な課題などに対応するため、総合的な相談体制の充実を図ります。	人権推進課 人権文化センター 産業振興課 学校教育課
2	法務局や大阪府、関係機関と連携し、相互に情報の収集・提供に努めることにより、相談機能の充実を図ります。	人権推進課 人権文化センター

⑧ えせ同和行為に対する啓発の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	えせ同和行為に対しては、被害を未然に防ぐため適切な対応が図れるよう啓発に努めるとともに、このような行為自体を防止するという観点からも、市民の差別意識や偏見を解消するための啓発を推進します。	人権推進課 人権文化センター

⑨ 交流活動や協働による取り組みの促進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	フィールドワークの実施や文化交流をはじめ、様々な交流活動を通して、人々が協働したまちづくりや地域活動の取り組みを促進します。	人権推進課 人権文化センター

取り組みの経過

我が国では、平成元(1989)年の国連総会において採択された「子どもの権利条約」を平成6(1994)年に批准しました。条約では、子どもを「保護の対象」から「権利行使の主体」として位置づけ、「子どもの最善の利益」が優先されるように、社会全体で努力する必要性が明記されています。

しかし近年、児童買春や児童ポルノなどの子どもの健康や福祉を害する行為をはじめ、子どもへの虐待やいじめ等が社会問題になっています。このような状況から、平成11(1999)年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が、平成12(2000)年には「児童福祉法」の一部が改正され、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が施行されています。また、平成15(2003)年には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的にした「次世代育成支援対策推進法」が、平成22(2010)年には総合的な子ども・若者の支援を推進するため、「子ども・若者育成支援推進法」がそれぞれ施行されています。そして、平成24(2012)年には、「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法が制定されるなど、様々な個別立法により、子どもの最善の利益を守るための対策が進められています。

「児童虐待防止法」は、児童虐待の増加を背景に数回改正され、児童虐待による痛ましい事件の多発等を踏まえて、平成31(2019)年3月に「児童虐待の防止等に関する法律」と「児童福祉法」の改正案が閣議決定され、令和2(2020)年4月から施行されています。

いじめが社会問題になる中、平成25(2013)年には、いじめの防止対策の基本理念、いじめの禁止や関係者の責務を定めた「いじめ防止対策推進法」が制定されました。

格差社会の進展等により大きな問題となっている子どもの貧困については、その解消とともに、教育の機会均等、次世代への貧困の連鎖の防止等を図るため「子どもの貧困対策法」が平成26(2014)年1月に施行され、令和元(2019)年6月に改正されました。

本市では、平成27(2015)年3月に「はびきのこども夢プラン」を策定し、その後、同計画を令和2(2020)年3月に改定、子ども・子育てに関する施策の充実や子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支え合う環境づくりを総合的に推進しています。また、学校教育においては、児童生徒の尊厳を保持するため、学校、地域、家庭、その他関係機関との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「羽曳野市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止に向け様々な対策を講じています。

【国の主な動き】

昭和23(1948)年	「児童福祉法」施行
昭和26(1951)年	「児童憲章」制定
昭和39(1964)年	「母子福祉法」施行
昭和57(1982)年	「母子及び寡婦福祉法」(母子福祉法を改正)施行
平成6(1994)年	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准
平成11(1999)年	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行

平成12(2000)年	「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」施行
平成15(2003)年	「次世代育成支援対策推進法」施行 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行
平成22(2010)年	「子ども・若者育成支援推進法」施行
平成24(2012)年	「子ども・子育て支援法」施行
平成25(2013)年	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行 「いじめ防止対策推進法」施行
平成26(2014)年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子ども貧困対策法）」施行 「子供の貧困対策に関する大綱」策定 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（母子及び寡婦福祉法から改正）施行
平成27(2015)年	「子ども・子育て支援新制度」開始
平成28(2016)年	「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律」施行
令和元(2019)年	「子供の貧困対策に関する大綱」改定
令和2(2020)年	「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」施行

現状と課題

今後も、人権尊重を基調にした学校教育・保育の推進をはじめ、いじめや不登校、虐待などへの対応と防止など、家庭、学校、地域等が一体となって子どもの人権を守る環境づくりを推進していくことが必要です。

また、社会的ひきこもりをはじめ、ニート、不登校、子どもの貧困、ヤングケアラーなど社会生活を送る上で様々な困難を抱える子ども・若者が増加傾向にあり、問題の解決にあたっては、多面的で包括的な対策が必要です。一人ひとりに応じた支援や対応を行うため、早期の発見に加え、相談や適切な支援につなげる仕組みづくりを進めるなど、子ども・若者とその家族の状況に応じた総合的な支援体制の構築が求められます。

施策の方向性

① 子どもの人権に関する啓発

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員など関係者との連携のもと、子育て講座や各種相談活動を通して、子どもの人権についての意識向上に向けた啓発活動を行います。	家庭支援課 福祉総務課 人権推進課
2	保育園や幼稚園の中で、園児同士の多様な交流活動を通じて人権尊重の教育の推進に努めるほか、子どもだけでなく、保護者への啓発活動を充実します。	こども課 学校教育課

② 子育てなど相談事業の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	育児の孤立化や育児不安、児童虐待など子育てに関する深刻な事態を未然に防ぐため、面接または電話による育児相談などを随時実施し、親の不安や悩みの解消に努めます。	家庭支援課
2	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、富田林子ども家庭センターなどと連携し、相談事業の充実に努めます。	家庭支援課
3	関係機関との連携を図るため、「羽曳野市要保護児童対策地域協議会」により、地域における相談体制の強化を図ります。	家庭支援課
4	家庭での育児やしつけなどが適切に行われるよう、保健師・助産師・栄養士などによる家庭訪問を実施することにより、育児不安・孤立化・児童虐待など子育てに関する深刻な問題の予防・解消に努めます。	健康増進課
5	子育て支援センターにおいて、子育ての不安や悩みをもつ保護者の相談や情報提供の充実に努めます。	家庭支援課
6	各小学校区単位で校区福祉委員会などが実施する子育てサロンや各地域の子育てサークルにおいて、子育ての不安や悩みをもつ保護者の相談に応じたり、集いを通じた友達づくりなどを支援します。	福祉総務課

③ 地域における子育て支援の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	子育ての不安解消や児童虐待の防止に向けて、子育てサークルの拡充や民生委員・児童委員を中心とした子育て支援活動の充実に努めるとともに、保健・医療・福祉、教育などの関係機関・団体と連携を図ることにより、地域における子育て支援のネットワークを構築します。	家庭支援課 こども課

④ 子どもの安全な居場所づくり

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	子どもの豊かな心や社会性などを育むため、放課後子ども教室・広場などを通じて、放課後や週末などの子どもの安全な遊び場の確保や子ども同士の交流機会の拡充に努めます。	社会教育課
2	子どもの居場所づくりや地域の世代間交流を目的として校区福祉委員会等が行っている子ども食堂など、子どもの育ちを地域で支えていく取り組みを支援していきます。	福祉総務課
3	生活に困窮している家庭の子ども等の基本的な生活習慣づけを支援するため、学習支援をはじめ、相談事業等を進め、子どもが安心して過ごせる居場所を地域と連携しながら確保し支援することを目的とする団体に対して補助を行います。	家庭支援課

⑤ 学校教育の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	教職員の研修を充実し、児童・生徒一人ひとりに“確かな学力”と“豊かな感性”が身につくように努めます。	学校教育課
2	問題解決的な学習や体験的な学習を通して、自己をみつめ、互いが一人ひとりを大切にする児童・生徒を育むとともに、地域、保護者、関係機関との連携をもとに、豊かな感性と“生きる力”を育むように努めます。	学校教育課
3	進路相談事業を実施し、関係機関とも連携することにより、教育・進路などへの不安解消に努めます。	学校教育課

⑥ 不登校児童・生徒及びその保護者への支援

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	市立小学校・中学校・義務教育学校の不登校状態にある児童・生徒や様々な課題をもつ児童・生徒に対して、適応指導教室での活動を通じて将来的な社会的自立をめざします。	学校教育課
2	不安や悩みをもつ児童・生徒や保護者が気軽に相談できる体制づくりに努めます。	学校教育課

⑦ いじめなどの問題に対する相談体制の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	生徒指導に関する研修の充実を図り、いじめ・不登校の問題は、いつでもどこでもだれにでも起こりうるとの認識を相談にあたる教職員がもつとともに、児童・生徒の小さな変化も見抜く力を教職員に育み、問題行動などの早期発見・早期支援に努めます。	学校教育課
2	いじめ・不登校の問題に対して、スクールカウンセラーなどの専門家に協力要請するとともに、ほっとスクール支援員などの外部人材による支援員の配置により、効果的・機能的な相談活動・支援活動を推進します。	学校教育課

No.	施策の内容・方向性	担当課
3	インターネット上など保護者や教職員が気づかないところで誹謗中傷を受けるいじめなどを防止するため、情報モラルや利用マナーの普及・啓発を図るとともに、事象が発生した場合には関係機関・団体と連携した相談支援を進めます。	人権推進課 学校教育課

取り組みの経過

昭和54(1979)年の国連において採択された「女子差別撤廃条約」では、女性の人権について固定的な性別役割分担の是正や男女がともに育児に責任を負うことなどを求めています。

我が国では、この条約の批准に向けて昭和60(1985)年には、「男女雇用機会均等法」が制定され、また、平成11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」が施行、さらに同法に基づき平成12(2000)年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。少子高齢化や国際化の進展などの社会情勢の変化やライフスタイル・価値観の多様化などに伴い、女性の社会進出が進み、平成27(2015)年には、女性が職場生活で個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備することを目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、また同年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、あらゆる分野において女性が活躍できる環境の整備が進められています。

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性的な暴力、売買春、ストーカー行為などの被害者は女性に多く重大な人権侵害が問題となっています。配偶者等からの暴力の増加やストーカー事件の続発などを受け、平成12(2000)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が、平成13(2001)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が施行され、その後、改正が行われるなど取り組みの強化が進められています。

本市では、平成8(1996)年に「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」を策定し、女性政策を総合的に推進してきました。平成26(2014)年には、男女共同参画を推進するための基本的な指針となる「羽曳野市男女共同参画推進条例」を施行しました。この条例では、男女共同参画の推進に関する基本理念をはじめ、市・市民・事業者及び教育関係者の責務のほか、性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止事項や男女共同参画の推進に関する基本的な施策を定め、男女共同参画推進のための施策の充実を図っています。その後、平成29(2017)年には、「女性活躍推進計画」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV防止計画）」を包含した「第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

【国の主な動き】

昭和32(1957)年	「売春防止法」施行
昭和47(1972)年	「勤労婦人福祉法」施行
昭和52(1977)年	「国内行動計画」策定
昭和60(1985)年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」批准
昭和61(1986)年	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」（勤労婦人福祉法を改正）施行

平成4(1992)年	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」施行
平成11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」施行
平成12(2000)年	「男女共同参画社会基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」施行
平成13(2001)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」施行 「女性に対する暴力をなくす運動」について閣議決定
平成14(2002)年	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（育児・介護休業法）」施行（育児休業法を一部改正）
平成19(2007)年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」制定 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成21(2009)年	国連女子差別撤廃委員会からマイノリティ女性の実態把握と審議会などへの参画など多岐にわたる勧告を受ける。
平成25(2013)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」制定
平成26(2014)年	「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）」施行
平成27(2015)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行
平成30(2018)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行

現状と課題

男女間の格差の是正や固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野の活動に参画する機会を確保することができるよう男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮することのできる環境づくりが必要です。また、マイノリティ女性の実態把握や審議会などへの参画が求められています。

施策の方向性

① 男女共同参画の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	広報や市ウェブサイトを活用した啓発活動を継続的に展開し、男女共同参画社会についての理解を深める取り組みを進めます。	人権推進課
2	男女共同参画の考えに基づいた講座・セミナー・フォーラムを開催し、広く市民に男女共同参画の啓発を行います。	人権推進課

No.	施策の内容・方向性	担当課
3	「羽曳野市男女共同参画推進プラン」の進捗状況の確認・評価を行い、男女共同参画社会の実現をめざします。	人権推進課
4	羽曳野市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念をもとに、男女共同参画の推進を図ります。	人権推進課

② 市の政策・施策決定の場への参画

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	女性が市の政策・方針決定の場へ参画し、女性の意見や考えを反映させていくことができるよう、引き続き審議会などの女性委員比率の向上をめざし、女性委員登用を進めます。その際、女性の意見が反映されるよう努めます。 また、審議会などへのマイノリティ女性の参画を進めます。	人権推進課
2	女性職員が家庭と仕事を両立しながら職務経験を積み重ねられるよう、職場環境の整備や職員への意識啓発に取り組むとともに、多様なポストへの積極的配置を進めます。	人事課

③ 女性の労働環境の整備

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	企業や事業所に対して、育児・介護休業制度など仕事と家庭の両立を支援する制度の普及・啓発を図ります。	産業振興課
2	女性が働きやすい環境の整備を図るため、適正な労働条件の確保などの啓発に努めます。	産業振興課
3	職場全体で仕事と子育てが両立できる環境づくりを積極的に推進することで、安心して子育てできるよう、また、女性の採用・登用の拡大や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することで、すべての職員が能力を十分に発揮し活躍できるよう、働きがいのある職場環境を整備し、組織全体の活性化に取り組めます。	人事課

④ 女性の人権擁護（相談業務・支援体制の充実）

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	人権擁護委員をはじめ、保健・福祉・医療、警察関係機関との連携を図り、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力の被害にあった女性に対する救済・支援体制の整備に努めます。	人権推進課
2	女性の人権相談に対して、相談者の声を電話や面接にて丁寧に聞き、悩みを受け止め、問題解決のための支援を行います。	人権推進課
3	経済的な理由や育児の悩みなどで、母子生活支援施設などへの入所の必要性があると判断した場合、施設を探すとともに入所に至るまでの対応や母子の自立に向けた相談や援助を進めます。	家庭支援課

No.	施策の内容・方向性	担当課
4	ドメスティック・バイオレンスなどの相談を受け、一時避難などの必要性があると判断した場合は、関係機関と連携し、シェルター（一時避難施設）への入所に至るまでの対応や援助を進めます。	人権推進課
5	企業や事業所に対して、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止を図るよう働きかけます。	産業振興課
6	ハラスメント防止研修の実施を通して、正しい知識・理解を得ることができるよう取り組みを進めるとともに、職員が働きやすい環境づくりに向けた人権教育を促進します。	人事課

⑤ 女性団体・関係機関などのネットワーク化及び活動支援

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	女性のエンパワーメントを支援し、地域活動に貢献できる女性リーダーの育成を図ります。	人権推進課
2	女性団体や関係機関に関する情報提供を行い、女性団体の活動が活性化するよう支援します。	人権推進課

取り組みの経過

国連が決議した昭和56(1981)年の「国際障害者年」を契機として、世界各国において障害のある人の「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが推進されてきました。

国内では、平成5(1993)年に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められ、障害者施策を総合的かつ計画的に推進することが明示されました。

平成16(2004)年には「障害者基本法」が改正され、障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨が規定されました。さらに、平成23(2011)年の同法の改正では、障害を理由とする差別等の権利侵害行為を禁止しました。同年には、障害のある人への虐待を防止するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が制定され、平成28(2016)年には、障害のある人への差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。

本市では、平成30(2018)年3月に、「第3期障害者計画(後期計画)、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定しました。また、令和3(2021)年3月に「第4期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定しました。障害のある人もない人も同じように、教育を受け、生活をし、就労や活動をする、共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において、その人が望む生活を保障することが可能となるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、「自立と社会参加」の実現を今後もめざすとともに、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として、身近な地域で生活を送ることができる「共生社会」の実現をめざしています。

【国の主な動き】

昭和25(1950)年	「身体障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行
昭和35(1960)年	「知的障害者福祉法」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行
昭和45(1970)年	「心身障害者対策基本法」施行
昭和57(1982)年	「障害者対策に関する長期計画」策定
平成5(1993)年	「障害者基本法」(心身障害者対策基本法を改正)施行
平成6(1994)年	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行
平成7(1995)年	「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」策定
平成14(2002)年	「障害者基本計画」策定 「重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)」策定 「身体障害者補助犬法」施行
平成17(2005)年	「発達障害者支援法」施行

平成18(2006)年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者自立支援法）」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行
平成24(2012)年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」施行
平成25(2013)年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行 「障害者基本計画（第3次）」策定
平成26(2014)年	「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」批准
平成28(2016)年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行
平成30(2018)年	「障害者基本計画（第4次）」策定

現状と課題

障害のある人が、地域で安心して暮らし自身の希望する生活を実現することができるよう、関係機関の連携・協力のもと障害や障害のある人への市民の理解を一層深めるとともに、事業者に対しては合理的配慮の提供をより一層求め、障害のある人が自らの選択と決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画できる環境づくりが必要です。

施策の方向性

① 障害者の人権に関する啓発

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	全国で実施される「障害者週間」（12月3日～9日）にあわせて、障害者関係団体及び事業者の協力のもと、啓発物品の配布による啓発活動を行い、障害者への人権擁護に努めます。	障害福祉課
2	大阪府や関係機関・団体などとも相互に連携しながら、障害者の人権啓発の充実が図られるような取り組みの推進を図ります。	障害福祉課 人権推進課

② 障害者の人権擁護（相談業務・支援体制の充実）

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の充実とともに、地域における支援体制の構築や障害者が気軽に相談できる相談支援機関の充実と強化を図ります。	障害福祉課

No.	施策の内容・方向性	担当課
2	成年後見制度や市社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業の普及とその活用に関する相談体制の充実を図ります。	障害福祉課
3	障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員（特に新規採用職員及び新任管理職員）に対し、研修及び啓発を行います。	人事課

③ 障害者雇用の促進・支援

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	障害者雇用フォーラムを毎年開催するなど、近隣市や関係機関などとの連携を十分に図りながら、就労支援体制の充実を図ります。	障害福祉課 産業振興課
2	障害者の就労の場の確保を図るため、事業主などへの啓発に努めます。また、ハローワークなどとも連携を図りながら、就業支援の情報を提供し、障害者雇用率制度の周知・啓発を進めるとともに、就労の場の確保に努めます。	障害福祉課 産業振興課
3	関係機関と連携を図りながら、トライアル雇用、職場適応訓練などの活用により、雇用への移行促進を図ります。また、障害者が安定的に職業につくことができるよう支援に努めます。	障害福祉課 産業振興課
4	関係機関との連携を図りながら、特別支援学校卒業生の企業への就労支援に努めます。	障害福祉課 産業振興課
5	障害のある職員がその特性や個性を活かし生き生きと能力を発揮することができるよう、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場の環境整備に努めます。	人事課

④ 学習機会の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	障害者が生涯学習活動などに気軽に参加できるよう、各種講演会や講座、行事において点字資料の作成や手話通訳者の派遣など、障害に応じた情報提供の充実を図ります。また、「LICはびきの」や図書館などの公共施設において、障害者トイレの増設やスロープ、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の設置など、障害者が利用しやすい環境整備に努めます。	都市計画課 人権推進課 障害福祉課 関係各課

⑤ 支援教育の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	専門的な機関と連携し、障害のある児童に対して、集団の中で豊かな人間形成を図ります。また、支援教育に関する研修を実施するなど、学校・園における支援員や保育士の資質向上、人員確保に努めるとともに、障害の程度や発達段階などに応じた教育内容や、指導方法の改善を図ります。	こども課 学校教育課

⑥ 福祉のまちづくりの推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	事業者への指導・助言を通じて、都市施設のバリアフリー化を図ることにより、「自立支援型福祉社会」の実現に努めます。	建築指導課
2	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが安心・安全で快適に通行することができる道路環境の確保に向けた改良、舗装及び維持補修工事（陥没・轍・段差などの解消）を行います。	道路公園課
3	事業者と協力し、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、都市施設のバリアフリー化の推進に努めます。	都市計画課

⑦ 住宅の確保・整備

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	障害福祉サービスを必要とする人の利用につなげていくことができるよう、「羽曳野市地域自立支援推進会議」を中心に関係各機関、地域との連携や関係づくりを進めます。	障害福祉課
2	集約建替え事業において、入居者の安心・安全の確保及び居住性の向上に努めます。	建築住宅課
3	高齢者や障害者の生活環境に配慮した住宅改修の相談を行います。	障害福祉課

⑧ 人権に配慮した地域医療体制の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	障害があっても住み慣れた地域でその人らしく暮らしていけるよう、かかりつけ医の普及促進を図ります。	健康増進課 障害福祉課
2	緊急時の連絡体制を整えるとともに、医療機関などに対し、視覚・聴覚障害者などに対するコミュニケーション手段の確保など、障害者に配慮した受け入れ体制を要請するなど、地域医療体制の整備、充実に努めます。	健康増進課

⑨ 福祉サービスの利用援助

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	障害福祉サービスを必要とする人の利用につなげていくことができるよう、「羽曳野市地域自立支援推進会議」を中心に関係各機関、地域との連携や関係づくりを進めます。	障害福祉課

⑩ 避難行動要支援者への支援体制の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	地震や火事などの災害時に、一人での避難が困難な要支援者を支援するため、「避難行動要支援者台帳」を作成するなど、関係機関や校区福祉委員会、地域住民などと連携して支援体制の整備に努めます。	福祉総務課

⑪ 情報収集・コミュニケーション支援

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	視覚や聴覚、言語・音声機能などの障害のため、意思の伝達や行政情報の収集に支援が必要な人について、点字による資料の提供、手話通訳者や要約筆記者の派遣を通じたコミュニケーション支援を図ります。	議会事務局 秘書課 障害福祉課

取り組みの経過

我が国の高齢化は、世界にも例を見ない速さで進んでいます。本市の令和3(2021)年3月末日現在の高齢化率は、総人口の30.2%に達し、市民の約3.3人に1人は高齢者という超高齢社会を迎えています。

このような超高齢社会を、単に高齢者が多い社会とは捉えず、市民誰もが長寿を喜び、高齢者が健やかに、また病気や身体が不自由になっても、人生をいきいきと過ごせる社会づくりが求められています。しかしながら、高齢者は働きたいという意志や能力があるにもかかわらず、高齢であるということのみをもって就労の機会が得られないなど、自己実現を図るための権利が十分に保障されているとは言えない状況にあります。

また、心身の機能の衰えなどから介護等が必要になった際に、人格やプライバシーを無視した扱いを受けたり、虐待や悪質商法、詐欺などの財産侵害を受けたりするなど、高齢者の「人間としての尊厳」が否定される問題も生じています。

国内では、平成7(1995)年に「高齢社会対策基本法」が、平成18(2006)年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行されるなど高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいをもって暮らせる社会の実現に向け、様々な施策が講じられてきました。

また、令和7(2025)年までには団塊の世代が75歳以上に達し、介護・医療費等の社会保障費の急増が懸念されています。そのような問題に備えて、本市では、令和3(2021)年3月に「第8期羽曳野市高年者いきいき計画」を策定し、高齢者が地域社会でいつまでも健康で活躍でき、安心して暮らせるまちづくりをめざし、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えて、地域包括ケアシステムの更なる深化に向けて様々な取り組みを推進しています。

さらに、75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症などにより介護が必要な高齢者も増え、地域において判断能力の低下した人の権利を擁護する取り組みが求められています。特に認知症対策については、令和元(2019)年6月に、国において「認知症施策推進大綱」が制定され、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」をめざし、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めることとしています。

【国の主な動き】

昭和38(1963)年	「老人福祉法」施行
昭和46(1971)年	「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法)」施行
昭和58(1983)年	「老人保健法」施行
平成元(1989)年	「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」策定
平成6(1994)年	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行
平成7(1995)年	「高齢社会対策基本法」施行

平成12(2000)年	「介護保険制度」実施 「成年後見制度」実施
平成18(2006)年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行
平成20(2008)年	「高齢者の医療の確保に関する法律」（老人保健法を改正）施行
平成24(2012)年	「高齢社会対策大綱」改定
平成25(2013)年	「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行
平成30(2018)年	「高齢社会対策大綱」改定
令和元(2019)年	「認知症施策推進大綱」策定

現状と課題

今後も要介護状態や認知症等になっても、高齢者の尊厳が守られ、可能な限り自立して社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう支援するとともに、生きがい対策だけでなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できる環境づくりのための取り組みが必要です。また、介護者が孤立し、介護の負担を抱え込まないための十分な支援が求められます。

施策の方向性

① 社会活動への参画促進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	老人クラブの活性化を図り、社会活動への参加を促進するとともに、高齢者が豊富な知識や経験をいかせる環境づくりに努めます。	福祉総務課

② 雇用就業機会の拡大

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	シルバー人材センターなど関係機関と連携し、高齢者に対する経済的自立のための就労支援や、働く場の確保に努めます。	福祉総務課

③ スポーツ・レクリエーション活動の普及

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	だれでも気軽に参加できるニュースポーツを取り入れるなど、スポーツ・レクリエーション活動においてより多くの高齢者の参加をめざします。	地域包括支援課 スポーツ振興課

④ 健康づくりの推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	健康増進に関する施設の利用を促進するとともに、身近な場所にある公民館や集会所を活用して健康づくりにつながる講座を開催することにより、健康に対する意識啓発に努めます。	健康増進課 地域包括支援課
2	医師、保健師、管理栄養士などによる健康教育・相談を実施し、情報を提供するとともに、各種教室での健康づくりを行います。	健康増進課 地域包括支援課

⑤ 生活習慣病予防、疾病及び介護予防事業の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	要介護状態などとなるおそれの高い人の把握に努め、通いの場等それぞれの状態に応じた介護予防事業を紹介することにより、状態の悪化の予防に努めます。	地域包括支援課
2	生活習慣病を予防するため特定健康診査などの各種健康診査及び保健指導を実施し、疾病の予防に努めるとともに、各種がん検診を実施し、早期発見・早期治療を推進します。	保険年金課 健康増進課
3	上記健康診査などの普及啓発活動や、健康に関する相談・講座などを実施することにより、健康に関する情報を提供するとともに、各種健康診査の受診率の向上に努めます。	保険年金課 健康増進課

⑥ 高齢者の人権擁護（相談業務・支援体制の充実）

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	高齢者虐待防止法、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、被虐待者の人権に配慮し、虐待防止のための適切な措置、指導などに努めます。	地域包括支援課
2	地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて、身近な相談窓口として、様々な機会をとらえて、成年後見制度や消費者問題等権利擁護業務について周知を図るとともに、関係機関との連携強化に努め、機能の充実を図ります。	地域包括支援課
3	地域包括支援センターが高齢者の虐待の通報窓口として、介護・医療・福祉等の関係機関・地域組織等と連携を図り、虐待防止のネットワークを構築します。	地域包括支援課
4	高齢者の権利擁護に関する相談や支援等が身近な地域で受けることができるよう、様々な機関や地域組織とのネットワークづくりを進めます。	地域包括支援課

No.	施策の内容・方向性	担当課
5	認知症高齢者やその家族を地域で見守っていくため、認知症地域支援推進員を増員し、その活動を周知し、相談体制の充実に努めます。	地域包括支援課

⑦ 高齢者の人権に関する啓発

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域住民や地域の関係機関・団体などに対して、高齢者を支えあう意識づくりを進めます。	地域包括支援課
2	認知症高齢者を地域で見守っていくため、認知症サポーターの養成や地域の身近な相談者である認知症地域支援推進員活動により、認知症に対する理解・啓発を進めます。	地域包括支援課
3	広報紙や市ウェブサイトを活用し、高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を著しく傷つける人権問題であることを広く市民に啓発するとともに、地域包括支援センターなどの関係機関を通じて、啓発活動を進めます。	地域包括支援課 人権推進課

⑧ 地域包括ケア体制の確立

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	地域包括支援センターや在宅介護支援センターなどの地域ケアに携わる機関が連携して、高齢者の相談業務・実態把握に努めるとともに、民生委員・児童委員や地域の関係団体などと連携を図りながら、高齢者を支える地域のネットワークを構築します。	地域包括支援課

⑨ 介護・福祉情報提供機能の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	地域包括支援センターや在宅介護支援センターなどの地域ケア関係機関を通して、積極的に介護・福祉に関する情報提供に努めるとともに、わかりやすく、見やすいパンフレットの作成、配布に努めます。	地域包括支援課

⑩ 家族介護支援事業の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	介護技術の習得や介護者の心身のリフレッシュのための取り組みを通じて、家族介護者の精神的、身体的負担軽減を図ります。	地域包括支援課

⑪ 消費生活に関する情報提供・相談・啓発活動

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、広報紙や市ウェブサイトにて消費生活に関する情報を掲載するなど情報提供に努めます。	地域包括支援課 産業振興課
2	高齢者の消費生活相談などに適切な対応ができるよう、相談員の資質向上を図ります。	産業振興課
3	悪徳商法から高齢者の消費者被害を未然に防ぐとともに、早期発見・早期対応ができるよう、地域包括支援センターによる相談・啓発活動を進めます。	地域包括支援課

⑫ 高齢者の住まいの確保

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	高齢であることを理由に入居を拒否することのないよう、事業者などに対して啓発を進めます。	人権推進課
2	介護・介助が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、グループホームなどの地域密着型サービスの必要な整備や、多様な高齢者住宅の参入などについて、今後の市民ニーズや事業所意向、地域の実情などを勘案しながらその必要性を検討します。	高年介護課
3	高齢者の多様な生活の場として、有料老人ホーム、軽費老人ホームなどの情報提供を行います。	高年介護課 福祉指導監査課
4	高齢者や障害者の生活環境に配慮した住宅改修の相談を行います。	高年介護課

⑬ 福祉のまちづくりの推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	事業者への指導・助言を通じて、都市施設のバリアフリー化を図ることにより、「自立支援型福祉社会」の実現に努めます。	建築指導課
2	ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが安心・安全で快適に通行することができる道路環境の確保に向けた改良、舗装及び維持補修工事（陥没・轍・段差などの解消）を行います。	道路公園課
3	事業者と協力し、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、都市施設のバリアフリー化の推進に努めます。	都市計画課

⑭ 避難行動要支援者への支援体制の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	地震や火事などの災害時に、一人での避難が困難な要支援者を支援するため、「避難行動要支援者台帳」を作成するなど、関係機関や校区福祉委員会、地域住民などと連携した支援体制の整備に努めます。	福祉総務課

取り組みの経過

近年のグローバル経済の進展、国際交流の活発化に伴い、我が国に在留する外国人は年々増加しています。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても等しく基本的人権の享有を保障しています。

我が国で働く外国人は増加傾向にあります。一方で、不安定な雇用や、社会保険への未加入、不十分な日本語習得など多くの問題が発生したり、言葉や習慣、文化などの違いによる理解不足などから、外国人に対する偏見や差別が生じています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが公然と行われているという問題も発生し、歴史的経緯から日本で生活することになった在日韓国・朝鮮人への理解はまだ十分に進んでいるとはいえません。

そのような差別的言動の解消をめざして平成28(2016)年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。

【国の主な動き】

昭和26(1951)年	「出入国管理及び難民認定法」施行
昭和27(1952)年	「外国人登録法」施行
平成24(2012)年	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(外国人登録法の廃止)施行 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」施行
平成28(2016)年	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行
平成29(2017)年	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)」施行
令和元(2019)年	「日本語教育の推進に関する法律」施行

現状と課題

異なる習慣や文化、考え方を理解し、互いの人権を尊重し外国人も地域を担う住民の一人として、安心して生活できる共生社会の構築が必要です。

施策の方向性

① 多文化共生社会の構築

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	日本人住民と外国人住民との間に情報格差が生じないように「言葉の壁」を取り除き、外国人住民が適切に情報を受け取れる環境の構築に向け取り組みを進めます。	市民協働ふれあい課

② 外国人の人権に関する啓発

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	外国人が、言葉や文化、生活習慣の違いから生じる誤解や偏見によって、地域生活、労働、教育といった様々な分野で不利益を被ることがないように、日本人住民と外国人住民との交流活動を通じて、協力しあえるような意識づくりに努めます。	市民協働ふれあい課

③ 外国人に対する相談支援

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	外国人の様々な相談に対応できるよう、関係団体などとの連携を強化し、相談機能の充実を図ります。	市民協働ふれあい課
2	外国人が、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、外国語版の母子健康手帳の交付や、マタニティスクールや乳幼児健康診査などに通訳ボランティアの派遣を実施するなど、子育て支援サービスの情報提供及び相談・参加しやすい環境を整えます。	健康増進課

④ 学校教育における支援

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	日本語の理解に支援が必要な帰国・渡日してきた児童・生徒に対して、授業に入り、内容の通訳を行う海外帰国児童生徒適応学級事業などにより、学校教育におけるサポートを推進します。	学校教育課

⑤ 国際理解教育の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	姉妹都市ウィーン市13区ヒーティングとの国際交流事業を通じて、国際的視野を広め、豊かな国際感覚を身につけられるよう努めます。	市民協働ふれあい課
2	小・中学生の海外派遣及び外国人英語指導助手の採用などを通じて、国際理解教育を推進します。	学校教育課

⑥ 民間国際交流団体などの交流事業への支援

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	国際交流ボランティアサークルなどに対して、引き続き支援を行います。	市民協働ふれあい課

⑦ 適正な雇用の確保

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	外国人労働者が適正に雇用されるよう、国や大阪府と連携を図りながら企業・事業所に働きかけを行います。	産業振興課

取り組みの経過

ハンセン病は、我が国では特殊な病気として扱われ、「らい予防法」が明治41(1908)年に施行されて以来、施設入所を強制する隔離政策がとられ、患者は行動や住居、職業選択、学問、結婚の自由など人間としての基本的な権利を奪われてきました。

そのような中、平成13(2001)年6月には、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が、平成21(2009)年4月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」がそれぞれ施行されました。

さらに、ハンセン病の元患者の家族が、隔離政策により、偏見や差別の対象とされ、元患者との家族関係の形成を阻害されたとして提訴した「熊本ハンセン病家族訴訟」に対し、令和元(2019)年6月、熊本地裁で国の賠償責任を認めた判決が下されました。これを契機として令和元(2019)年11月「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」等が施行され、元患者家族に対しても深くおわびする旨が述べられています。

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、これまで国内外で総合的な対策が進められてきましたが、HIV感染者やエイズ患者に対する正しい知識や理解の不足から多くの偏見や差別意識を生み、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、その患者や家族、医療従事者などに対する偏見や差別などが発生しています。

難病とは、原因がわからず、治療法も確立されておらず、生涯にわたって療養を必要とする疾患をいいます。また、経済的な問題だけでなく、介護等に著しく労力を要するため家庭の負担が重く、精神的な負担が大きくなることもあります。難病は種類も多く様々な特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見はまったく健康な人と変わらないこともあります。

しかし、難病に対する無理解により、心ない言葉をかけられるなど、病気に対する偏見や差別が根強く残っており、病気の治癒そのものより、むしろそれに絡む人権侵害が深刻な問題になっています。

このような感染症や難病など、様々な病気について正しい知識と理解が十分に普及、浸透していないため、病気に対する誤った知識や理解不足による偏見・誤解から、その患者や家族等が人権侵害を受けている現状は看過できません。

【国の主な動き】

平成元(1989)年	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）」施行
平成8(1996)年	「らい予防法の廃止に関する法律」施行
平成11(1999)年	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行
平成13(2001)年	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病補償法）」施行

平成21(2009)年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」施行
平成25(2013)年	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行
平成27(2015)年	「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」施行
平成30(2018)年	「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」改正
令和元(2019)年	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行
令和2(2020)年	「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（新型コロナウイルス特措法）」施行

現状と課題

これらの感染症等の病気については、まず、治療や予防など、医学的な対応とともに、病気に対する正しい知識と理解を深め、感染症患者等への偏見や差別を解消するための取り組みが必要です。

施策の方向性

① 正しい知識の普及・啓発と理解の促進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	H I Vやハンセン病、新型コロナウイルス感染症等の感染症や難病などについて正しい知識や理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。	人権推進課 学校教育課
2	患者や感染者、その家族に対して、偏見や差別をしないよう研修等を通じ啓発し、多様な人々が共生できる地域社会づくりに取り組みます。	人権推進課

② 適切な医療に関する情報提供

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	感染症や難病等に罹患した場合は、適切な医療を受診することができるよう大阪府や関係機関と連携し、医療機関や医療費助成制度等について情報提供を行います。	障害福祉課 健康増進課

③ 相談・支援体制の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷、差別に関する相談窓口の周知に努めます。	人権推進課

2-8 犯罪被害者やその家族の人権

取り組みの経過

犯罪の被害者は、事件による直接的な被害だけでなく、刑事手続の過程等で受ける精神的な被害や様々な経済的負担などの二次的被害を受けることがあります。

これまで、犯罪被害者の権利が十分に尊重されず、また十分な支援を受けられず、社会において孤立するなどの問題が生じていました。さらに、犯罪被害者とその家族には、マスメディアによる行き過ぎた報道や過剰な取材によって、プライバシーの侵害、名誉の毀損、私生活の平穩侵害などの問題も起こっています。

このような状況に置かれた犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図るために、平成17(2005)年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関連法が整備されています。

【国の主な動き】

昭和56(1981)年	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行
平成12(2000)年	「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（犯罪被害者保護法）」施行
平成17(2005)年	「犯罪被害者等基本法」施行
令和3(2021)年	「第4次犯罪被害者等基本計画」策定

現状と課題

犯罪被害者等基本法が施行されてもなお、犯罪被害者等に対する支援体制は十分とは言えず、行政や司法機関、民間団体等が犯罪被害者等の人権保障を図るとともに、その立場を理解した支援をしていくことが重要です。

施策の方向性

① 犯罪被害者等の人権についての理解と認識の促進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	市民一人ひとりが、犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の必要性を認識し、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発を推進します。	人権推進課

取り組みの経過

近年、インターネットやスマートフォン等の通信手段の急速な普及により、情報の収集、発信の利便性は大きく向上しました。その利用の拡大が進む一方で、匿名性を悪用し、SNSやブログなどでの特定の個人や集団等を誹謗中傷する表現が差別を助長するなど、人権侵害が増加しています。

また、近年インターネット上の掲示板やSNS等において、プライバシー侵害のほか、誹謗中傷や名誉毀損による被害を受けた人がネット上の個人情報、プライバシー侵害情報、誹謗中傷を削除してもらう権利（忘れられる権利）の保障を求める動きもみられるようになっていきます。

このようなインターネットによる人権侵害をめぐって、平成14(2002)年5月には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が制定され、特定個人の権利が侵害されたことが明白な場合などに限り、発信者情報の開示を請求できるようになりましたが、依然として人権侵害はあとを絶たない状況です。

【国の主な動き】

平成14(2002)年	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」施行
平成15(2003)年	「個人情報の保護に関する法律」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」施行
平成21(2009)年	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」施行
平成30(2018)年	「青少年インターネット環境整備法」一部改正施行

現状と課題

今後、情報化がさらに進む中、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルについての正しい理解と認識を広げるための教育や啓発活動の推進を図る必要があります。

また、大量の個人情報を保有する本市においては、「羽曳野市個人情報保護条例」の遵守を徹底し、個人情報の保護に努める必要があります。

施策の方向性

① 学校教育における情報モラル教育の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	情報モラル教育を今後もさらに進め、ネット依存やSNS等による「ネットいじめ」を防ぐとともに、人権に配慮した情報発信のあり方を通して、児童生徒の規範意識や他者を思いやる心の育成に努めます。	学校教育課

② 人権侵害への対応

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	インターネット上の人権侵害については、速やかにプロバイダ等への削除依頼ができるよう、法務局、大阪府、関係機関と連携しながら、適切な対応に取り組みます。また、継続してインターネット・モニタリングを行うことで差別書き込みの防止を図ります。さらに、ネット上での人権侵害に関する相談体制についても充実を図ります。	人権推進課

2-10 性的指向・性自認に関する人権

取り組みの経過

性的指向により恋愛や性愛の対象が同性または両性である人や、身体の性と心の性（性自認）が一致しないため違和感に悩む人（「性的少数者」や「LGBTもしくはLGBTQ」）は、周囲の無理解により心ない目で見られるなど、偏見や差別の対象となっています。

そのため、偏見や差別を受けることを恐れて、性のあり方を周囲に打ち明けられず苦しむ人たちがいます。従来の性区分や性のあり方を前提とした価値観により、社会生活を送る上で支障を生じたり、不利益を強いられたりすることもあります。

我が国では、平成16(2004)年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、一定の条件のもと、戸籍上の性別を変更することが可能になりました。さらに平成20(2008)年6月には、同法の改正により性別変更できる特定の条件が緩和されました。

また、学校に対しては、性同一性障害等の児童生徒への配慮等を求める通知が国から出されています。

【国の主な動き】

平成16(2004)年	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）」施行
平成20(2008)年	「性同一性障害特例法」一部改正施行

現状と課題

性同一性障害者や、同性愛者、両性愛者等に対する社会の理解は未だ十分とはいえません。社会生活の様々な場面で、差別や偏見を受けることがあることから、性的指向に関わらず誰もが受容され共生できる社会になるよう、性の多様性について、市民の理解を深めるための啓発を推進することが必要です。

施策の方向性

① 学校教育における取り組み

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	性的指向や性自認について教職員が正しく理解した上で、児童生徒の理解を促し、そのことを理由としたいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進します。	学校教育課

② 社会的理解や多様な性のあり方を尊重する取り組みの推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	市民・事業者への啓発を推進し、多様な性のあり方に関する理解の増進を図ります。	人権推進課
2	多様な生き方や価値観を認め合い、共生社会を築くことで、誰もがありのまま安心して自分らしく生きられるよう、性的少数者に対する正しい認識を持ち、誰もが自分の性のあり方を尊重される教育、啓発を推進し、併せて支援に努めます。	人権推進課

③ 相談・支援体制の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	市の人権相談窓口においても、性的指向・性自認に悩んでいる人の相談に対応し、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。	人権推進課

2-11 その他の様々な人権問題

私たちの周りには、未だに解決しない、あるいは時代の流れや社会の変化とともに生じた、様々な人権課題が身近に存在しています。

本市では、これらの人権問題についても、その解決に向け、関係機関と連携して取り組めます。

①アイヌの人々の人権

北海道を中心とした地域に昔から住んでいるアイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式など、独自の文化をもって暮らしていましたが、近世以降、同化政策が進められたことなどによって、その文化の保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

また、誤った理解により、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。

私たち一人ひとりが、アイヌの人々の生活習慣や伝統文化を正しく理解し、偏見や差別をなくしていくことが大切です。

【国の主な動き】

平成9(1997)年	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」施行
令和元(2019)年	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」施行

②災害、事故などによる風評被害に関する人権問題

東日本大震災及びこれに伴う福島第一原子力発電所の事故により発生した放射能汚染は、被災者への差別的発言など様々な人権侵害をもたらす問題化しています。

③働く人々の人権

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できる社会」とされています。その実現のためには、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家庭や地域への参加・参画を進めるとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた多様な働き方が選択できる環境を整える必要があります。このような状況の中、令和3(2021)年6月に国会で成立した「育児・介護休業法」では、「出生時育休」の創設のほか、企業に対して、男女問わず妊娠や出産を申し出た従業員に制度の周知や取得の意思があるかの確認を義務づけるなど、男性が柔軟に育休を取得できるよう制度が改められています。

一方、職場でのセクシュアル・ハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワー・ハラスメントの顕在化、最近では、妊娠、出産を理由とする嫌がらせや解雇等の不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメント等が社会問題化しています。

【国の主な動き】

昭和35(1960)年	「身体障害者雇用促進法」施行
昭和41(1966)年	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（雇用対策法）」施行
昭和46(1971)年	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法）」施行
昭和47(1972)年	「勤労婦人福祉法」施行
昭和61(1986)年	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」（勤労婦人福祉法を改正）施行 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）」施行
昭和62(1987)年	「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」改正（身体障害者雇用促進法から改称）
平成4(1992)年	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児介護休業法）」施行
平成15(2003)年	「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行
平成19(2007)年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」制定 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成24(2012)年	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働派遣法）」施行
平成25(2013)年	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行
平成26(2014)年	「過労死等防止対策推進法」施行
平成30(2018)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」改正（雇用対策法を改正）
平成31(2019)年	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」施行
令和2(2020)年	「パートタイム・有期雇用労働者法」施行 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（パワーハラスメント防止法）」施行

④北朝鮮拉致問題に関する人権問題

平成14(2002)年、日朝首脳会議において、北朝鮮は、日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者の帰国が実現しましたが、いまだ帰国を果たせない拉致被害者がいるほか、拉致の可能性を払拭できない特定失踪者の問題も継続しており、記憶を風化させないような働きかけが必要です。

平成18(2006)年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体が連携し、拉致問題による人権侵害に関する啓発を図るよう努めることとされています。

北朝鮮による日本人の拉致問題は、重大な人権侵害であり、その解決をはじめとする北朝鮮による人権侵害への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題について関心と認識を深めていくことが大切です。

【国の主な動き】

平成15(2003)年	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（拉致被害者支援法）」施行
平成18(2006)年	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）」施行

⑤刑を終えて出所した人の人権

平成28(2016)年に、「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の一員になることができるように支援することで、再犯を防止し、安全で安心できる社会の実現をめざすこととしています。

しかし、刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても人々の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居の確保が困難なことなど、社会復帰をめざす人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。また、インターネットでの犯罪歴の書き込みが拡散し、いつまでも残っていることで、様々な差別的扱いを受けることもあります。

刑を終えて出所した人が、真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域など周囲の人々の理解と協力が不可欠なことから、刑を終えて出所した人への偏見や差別を解消するための啓発活動を推進する必要があります。

【国の主な動き】

平成28(2016)年	「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」施行
平成29(2017)年	「再犯防止推進計画」策定

⑥その他の人権問題

前述した以外にも様々な人権問題が存在し、社会・経済構造の変化などに伴い、今後さらに多様化・複雑化する傾向にあります。

- ・ホームレスの人権
- ・婚外子（非嫡出子）の人権
- ・自殺に関する人権問題
- ・プライバシーに関する人権問題
- ・不動産の取引に関する人権問題
- ・遺伝子工学に関する人権問題
- ・その他（上記以外）の人権問題

【国の主な動き】

平成14(2002)年	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」施行
平成17(2005)年	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）」施行 「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」施行
平成27(2015)年	「生活困窮者自立支援法」施行

第4章 人権施策の推進体制と進行管理

1 人権施策の推進体制

1-1 計画の推進に対する考え方

計画の推進にあたっては、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、「羽曳野市人権施策推進本部」を中心に、関係部署と連携しながら施策の推進を図ります。

また、本市のすべての施策や業務の推進にあたって関係部署においては、本基本方針及び基本計画の趣旨を十分に踏まえ、各種施策を積極的に実施し、人権を尊重するという意識を持って取り組むことが重要です。さらに、計画の推進にあたっては、市民や市民団体、企業・事業所、各種団体との連携を図っていきます。

今後も、施策を推進していく職員の人権意識のさらなる向上を図るとともに、人権の視点から現状の様々な施策や業務の点検、評価を行いながら人権尊重を基盤とした施策を展開し、業務を遂行してまいります。

1-2 効果的な人権教育・啓発に向けた調査研究の推進

人権課題の把握や整理、人権啓発に向けた施策の実施決定等に活用するため、アンケートの手法を研究し実施します。「市民アンケート」を実施した際は、その結果を市ウェブサイト等で広く市民に公表します。

また、体系的な人権啓発のための研修のあり方について研究を進め、体験型・交流型・参加型学習の検討と導入に努めます。

2 人権施策の進行管理

本基本方針及び基本計画に掲げた施策が効果的に推進できるよう進捗状況を管理するとともに、「羽曳野市人権施策推進本部」及び同幹事会において取り組み状況を把握し、定期的に点検することで、適切な進行管理を行います。

また、人権に関わる問題は常にその時々々の社会情勢を踏まえた対応を図ることが重要であり、新たに発生する人権課題への対応も求められます。国及び大阪府の施策動向や、関連法、方針・計画などとの整合を図るとともに、羽曳野市総合基本計画や各種個別方針・計画とも整合を図りながら、「羽曳野市人権審議会」の開催などを通じて、様々な視点から幅広い意見聴取を行います。さらに、それぞれの人権課題について、その実態を把握することや市民の人権意識の定期的な調査を実施してまいります。

そのような取り組みを通じて、人権啓発をはじめとする人権施策や事業の課題の把握、効果の検証などを実施し、人権施策や事業への反映と、「人権施策基本方針及び基本計画」の定期的な評価、また計画の中間年には見直しを行い、計画の実効性が高まるよう努めます。

資料編

I 用語解説

	用語	説明
あ行	生きる力	社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力のこと。また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を持ち、変化の激しいこれからの社会を生きることに必要な力のこと。
	H I V	ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)の略。H I Vは感染力の弱いウイルスであり、H I V感染者の唾液や汗、涙、咳を介しては感染しないが、血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することにより感染する。H I V感染による免疫力の低下は、緩慢に進行し、いわゆるエイズ（後天性免疫不全症候群、AIDS:Acquired Immunodeficiency Syndrome）の発症までには10年以上かかるといわれている。近年、医学の進歩によりエイズの発症を遅らせたりする治療法が確立されている。
	S N S	「Social Networking Service」の略で、インターネット上の交流を通して、社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。
	えせ同和行為	同和問題に対する理解が足りないなどという理由で高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為のこと。同和問題に関する誤った意識を植えつける原因のひとつとなっている。
	L G B T L G B T Q	LGBTは、レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の各語の頭文字をとった造語で、LGBTQは、それに「Q：クイア（Queer）やクエスチョニング（Questioning）」（自分の性別がわからない、決めていない、決まっていない）が加わった性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ、性的少数者）の総称の一つ。
	エンパワーメント	一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身につけること。女性の場合、経済力のみならず、政治的・社会的な意思決定の場における発言力など、様々な場面で自己決定できる力をもつことなどが考えられる。
か行	グループホーム	介護保険サービスでは、認知症高齢者が入浴・排泄・食事などの介護など、日常生活上の援助や機能訓練を受ける居住系サービスのこと。障害福祉サービスでは、地域での共同生活において支障のない障害者が、主として夜間において、共同生活を営む住居での相談やその他の日常生活上の援助を受ける居住系サービスのこと。
	校区福祉委員会	校区内の住民の福祉の向上をめざし、「福祉のまちづくり」を目的に、小学校区を単位として、自治会組織を中心に、民生委員・児童委員、婦人会、老人クラブ、青少年育成団体、PTAなどの地域内にある団体や関係機関の代表などで構成された自主的な組織のこと。
か行	子育てサロン	子育て中の保護者が気軽に訪れることのできる身近な交流の場のこと。

	用語	説明
	子育て支援センター	子育て家庭に対する育児不安などについての指導、子育てサークルへの支援などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う拠点のこと。
	子ども食堂	無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場。主にNPO法人や地域住民によって運営されている。
	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門知識を有する人のこと。
	婚外子	法的に婚姻関係にない男女から生まれた子ども。法律上は、非嫡出子と呼ばれる。
さ行	在宅介護支援センター	地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所などとの連絡調整を行う機関のこと。社会福祉士・看護師などの専門職員が在宅介護などに関する総合的な相談に応じる。
	社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的とする、社会福祉法第109条に定められている民間の福祉団体で、主に事業を企画・実施したり、調査や連絡調整などを行う機関のこと。
	主任児童委員	民生委員・児童委員のうち、児童福祉分野のみの専門的役割を担い、地域子育て支援をはじめ、児童委員と連携して児童相談並びに支援活動を行う人のこと。
	障害者	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に制限を受ける状態にある人のこと。
	情報通信技術(ICT)	情報処理および情報通信で、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術、産業、設備、サービス等の総称のこと。ICTは「Information and Communication Technology」の略。
	情報モラル	個人のプライバシーや著作権の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など、情報社会で適正な行動を行うためのもとなる考え方と態度のこと。
	自立支援型福祉社会	バリアフリー法にて定める高齢者、障害者などが社会的責任において、地域の中で主体的に自己実現していくことを支援する社会。
	シルバー人材センター	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて事業を行う、都道府県知事の指定を受けた公益法人であり、労働意欲をもつ高年齢者に対して、地域社会の臨時的、短期的な仕事などについての情報を提供し、紹介する。
	新型コロナウイルス感染症	国際正式名称は「COVID-19」(coronavirus disease 2019)で令和元(2019)年に発生した感染症。多くの場合、無症状または発熱、咳、頭痛、倦怠感等のインフルエンザに似た症状を伴う軽症だが、重症になると呼吸困難を伴う肺炎や敗血症、多臓器不全等を伴う。
	人権擁護委員	市町村（特別区を含む。）の区域で、人権に関する相談や啓発などの人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間の人のこと。
スクールカウンセラー	学校において、いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う人のこと。主に、心理学の専門知識をもった臨床心理士などが就任する。	

	用語	説明
さ行	スクールコーディネーター	学校からの依頼により、地域の様々な人材や資源を学校教育に活用し、子どもたちの学習や体験活動を充実させていくとともに、学校と家庭と地域をつなぐ役割を担う人のこと。
	性的指向	性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛のように、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念のこと。
	性同一性障害	性染色体によって規定される生物学的・身体的性と、自身の性自認とが食い違っている状態。つまり、自分は女である、または、男であるという意識と、身体とが一致しない状態のこと。
	成年後見制度	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などの中で、判断能力が十分でない人々が、社会生活において様々な契約や遺産分割などの法律行為を行う際に、「成年後見人」がその人々の契約などを行い、自己決定の支援を行う制度のこと。
	セクシュアル・ハラスメント	本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動のこと。
た行	多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認めあい、対等な関係を築きながら、ともに生きていける社会のこと。
	団塊の世代 団塊ジュニア世代	「団塊の世代」とは、第一次ベビーブーム(昭和22(1947)年～昭和24(1949)年)の間に生まれた世代のこと。「団塊ジュニア世代」とは、団塊の世代の子ども世代として第二次ベビーブーム(昭和46(1971)年～昭和49(1974)年)の間に生まれた世代のこと。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。
	地域教育協議会	学校・家庭・地域が協働して教育コミュニティづくりを進め、地域が一体となって子どもの健全育成を図っていくことを目的とした組織のこと。
	地域ケア体制	個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療をはじめ様々な支援が継続的かつ包括的に提供される体制のこと。
	地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス体制のこと。
	地域包括支援センター	地域における障害者などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関などの連携の緊密化を図るとともに、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場のこと。
	デートDV DV	婚姻関係にない恋人同士の間で起こる暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などが含まれる。 ⇒「ドメスティック・バイオレンス」を参照

	用語	説明
た行	同和地区	国では同和問題の解決に向け、平成14(2002)年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取り組みが積極的に進められてきた。その際、取り組みを進める対象地域として、法に基づき一定の地域が指定されており、本基本方針及び基本計画の中で「同和地区」という用語を使う場合、この法律によって指定されていた対象地域を示す。
	ドメスティック・バイオレンス	家庭内で起こる暴力的言動や暴力行為。中でも、夫婦間や恋人間で、主として男性から女性に向けられる暴力をいう。DVと略す。
	トライアル雇用	ハローワークが紹介する対象労働者を短期間雇用し、その間に事業主と対象労働者との間で、業務遂行にあたっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするもの。
な行	ニート	通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない若者。Not in Employment, Education or Training の頭文字。
	日常生活自立支援事業	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などの中で判断能力が十分でない人々に対する、「自己決定と選択」の保障を権利擁護として、総合的に援助する社会福祉法に規定している福祉制度のこと。社会福祉協議会を中心に福祉サービスや金銭の管理、書類の預かりなど、日常の地域生活の援助が実施される。
	ニュースポーツ	技術やルールが比較的簡単で、競技性を重視せず、だれでも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的としたスポーツの総称のこと。
	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者として日常生活の中での支援を行う人のこと。
	寝た子を起こすな論	「同和地区のことや差別があることを口に出さないで、そっとしておけば自然に差別はなくなる」という考え方のこと。
	ノーマライゼーション	様々な立場の人が、お互いに区別されることなく、教育、生活、就労など社会生活をともにする社会を基本とし、日常生活の中でともに助けあっていこうという考え方のこと。
は行	羽曳野市本人通知制度	<p>戸籍謄抄本や住民票の写しなどの証明書を、本人等の代理人や第三者の請求によって交付した場合に、事前に登録した人に対して、証明書を交付した事実を通知する制度。</p> <pre> graph LR A[本人(登録者)] -- 1 事前登録 --> B[羽曳野市役所] C["(代理人・第三者) 交付請求者"] -- 2 交付請求 --> B B -- 3 交付 --> C B -- 4 通知 --> A </pre>
	パートナーシップ	市民・事業者・行政などが、それぞれの役割と責務を明らかにし、協働すること。
	パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる行為のこと。

	用語	説明
は行	ハンセン病	らい菌による慢性の細菌感染症のこと。主に末梢神経と皮膚が侵される。感染力は極めて弱く、1940年代に米国で治療薬「プロミン」が開発され、治療法の研究が進み、仮に発病しても通院治療法で治り、完治する。しかし、その病気が正しく理解されなかったことから特殊な病気として扱われ、過去に強制的に療養所に隔離収容されるなど、患者とその家族は多くの差別や偏見を受けてきた。
	ファミリー・サポート・センター	子育ての援助をしたい人と、子育ての援助を受けたい人がお互いに会員になって助けあい、子どもたちの健やかな育ちを地域で援助していくための会員制の組織のこと。
	風評被害	災害、事故、虚偽の報道や根拠のないうわさなどによって、本来は無関係であるはずの人々や団体までもが被害を受けること。例えば、ある会社の食品が原因で食中毒が発生した場合に、その食品そのものが危険であるかのような報道のために、他者の売れ行きにも影響が及ぶなど。
	放課後子ども教室	地域の中で、放課後や週末などに子どもたちの安全で安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動などの取り組みのこと。
	母子生活支援施設	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその人の監護すべき児童を入所させて、これらの人を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的とした施設のこと。
	ほっとスクール支援員	学校園において、児童・生徒の学力の向上、支援教育の充実、不登校・いじめの防止などに向けた支援を行う人のこと。
ま行	マイノリティ女性	被差別部落、在日韓国・朝鮮人、アイヌ民族、琉球（沖縄）民族の集団に属する女性のこと。構造的な差別が日本国内で歴史的に存在する中で、これらの集団に属する女性の多くが複合的な不利益を被っている。
	マスメディア	新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど、マスコミュニケーションの媒体のこと。
	マタニティスクール	妊婦や希望する家族が、妊娠、出産、育児についての知識や技能を勉強することができる教室のこと。
	マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、減給、降格などの不利益な取り扱いを受けること。
	民生委員・児童委員	市民の立場に立った相談・支援者であり、それぞれの地域において高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見などを行う人のこと。
や行	ユニバーサルデザイン	年齢、性別や障害の有無にかかわらず、すべての人が安全・安心で利用しやすいように製品や建造物、生活空間、サービスなどをデザインすること。また、そのプロセスのこと。
	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面でのサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。
ら行	ライフサイクル	誕生、就学、就職、退職、死亡など、人間の一生をいくつかの過程に分けたもの。
	ライフステージ	人間の一生における、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階に分けたもの。

2 非核平和都市宣言

非核平和都市宣言

世界の平和と安全は、私たち人類共通のねがいです。世界の誰もが不安や欠乏から免れ、平和のうちに生活し生存していく権利をもっています。

しかしながら、世界の現状は、私たちのねがいに反して人類を絶滅させてもまだあまりある核兵器が製造・拡散され、人類の生存に深刻な脅威を与えています。

私たちは、広島・長崎と2度の原爆の惨禍をうけ、そのなかから教訓を学び平和を希求する誇り得る憲法を持ち、戦争の放棄を誓っています。この地球から核兵器と戦争を永久になくすことは日本国民の重大な責務であります。

緑と文化あふれる羽曳野市は、平和を愛する市民の街です。私たちは、核兵器の廃絶・製造および使用の禁止を訴えて、ここに羽曳野市が非核平和都市となることを宣言するものです。

昭和58年9月24日

羽曳野市議会

(参考) 昭和58年は西暦1983年です。

3 人権擁護都市宣言

人権擁護都市宣言

基本的人権の享有は、何人も侵すことのできない永久の権利であり、人類普遍の原理として、日本国憲法にも明確に規程されている。

しかし、現実社会においては、「思想や信条、性別、社会的身分や門地において差別されない」という憲法14条に定める法の下での平等の原則がそこなわれ、個人の尊厳が傷つけられる人権侵害の事象が、多々認められるところであり、極めて残念なことである。

本市は、これまで、人権尊重の立場を重視し、市民憲章でも、豊かな自然や歴史をまもり、暖かい心のふれあいを大切にする、美しいやすらぎのまちをめざしてきた。

今年、本市が市制施行30周年を迎えた今、この節目を契機としてさらに、世界人権宣言や日本国憲法の精神を一層深く認識し、基本的人権を尊重し、真に自由で差別のない社会の確立をめざし、全市民たゆまぬ努力を行うことを誓い、ここに本市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

平成元年3月23日

羽曳野市議会

(参考) 平成元年は西暦1989年です。

4 羽曳野市人権条例

羽曳野市人権条例

平成12年6月23日

条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に侵すことのできない永久の権利としての基本的人権を保障している日本国憲法をはじめとして、世界人権宣言、羽曳野市人権擁護都市宣言、そして、羽曳野市総合基本計画を基本理念とし、市民の役割、市の役割等を定め、すべての差別をなくし、人権が尊重され、誇りある希望にあふれた、豊かな人権文化のまちの実現を目指すことを目的とする。

(市民の役割)

第2条 すべての市民は、お互いに基本的人権を尊重し、自らが人権文化のまちづくりの担い手であることを認識して、生活全般において、人権を擁護するよう努める。

(市の役割)

第3条 市は、すべての市民の基本的人権を護るため、常に情報の収集・分析研究に努めるとともに、人権意識の高揚に努め、あらゆる啓発活動をすべての事業に反映して、その充実促進を計画的に図るものとする。

(体制の連携)

第4条 人権文化のまちづくり施策を推進するため、市民、市及び国・府・関係機関との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(人権審議会)

第5条 この条例の目的を達成するため、羽曳野市人権審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成12年6月23日施行)

附 則 (平成25年3月29日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

(参考) 平成12年は西暦2000年、平成25年は西暦2013年です。

5 羽曳野市男女共同参画推進条例

平成25年12月27日

羽曳野市条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 教育関係者 学校教育、社会教育その他の教育活動に携わる者をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシャル・ハラスメント 職場、学校、地域その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境や学習環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (5) 性的指向 人の恋愛又は性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいう。
- (6) 性同一性障害 生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず性別及び性的指向によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市におけるあらゆる政策並びに民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護その他の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動を対等に参画し、両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産その他の

性と生殖に関する事項について、互いの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮すること。

(6) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。

(7) 男女共同参画についての取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的動向に留意し、協調して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画を主要な政策として位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女共同参画社会の実現に配慮しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）と協働するものとする。

4 市は、自ら率先して男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女の職場における対等な参画の機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を図るための教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず性別及び性的指向によるあらゆる差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシャル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、配偶者等に対する暴力（身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）を行ってはならない。

4 何人も、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間のあら

ゆる暴力及び性の商品化を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(羽曳野市男女共同参画推進プラン)

第10条 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画として羽曳野市男女共同参画推進プラン（以下「推進プラン」という。）を定めるものとする。

2 市長は、推進プランの策定に当たっては、あらかじめ第18条に規定する羽曳野市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民等から意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進プランを策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、推進プランの変更について準用する。

5 市長は、毎年度、推進プランの実施状況等を公表しなければならない。

(広報啓発活動)

第11条 市は、男女共同参画に関する理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(教育及び学習への支援)

第12条 市は、教育及び学習を通じて男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(積極的改善措置)

第14条 市は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民等と協力して積極的改善措置を講ずるものとする。

(意見等への対応)

第15条 市民等は、男女共同参画施策その他の市の実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについての意見又は苦情（以下「意見等」という。）がある場合には、市長にその旨を申し出ることができるものとする。

2 市長は、意見等の申し出に対し、男女共同参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するものとする。この場合において、市長は、意見等の処理を行うに当たり必要があると認めるときは、第18条に規定する羽曳野市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができるものとする。

(相談への対応)

第16条 市民等は、性別等によるあらゆる差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたとき又はそのおそれがあるときには、市長に相談の申し出をすることができるものとする。この場合において、市長は、相談の申し出に対し関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めなければならない。

(男女共同参画推進審議会)

第18条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する市長の附属機関と

して、男女共同参画の推進等に関する事項について調査し、審議するため、羽曳野市男女共同参画推進審議会を置く。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている羽曳野市男女共同参画推進プラン「第2期はびきのピーチプラン」は、第10条第1項の規定により策定され、公表されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の一部を次のように改正する。

別表中「羽曳野市男女共同参画推進協議会委員」を「羽曳野市男女共同参画推進審議会委員」に改める。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

4 執行機関の附属機関に関する条例(昭和44年羽曳野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

羽曳野市同和対策総合計画実施推進協議会	市の同和対策総合計画事業の実施についての審議等に関する事項
羽曳野市男女共同参画推進協議会	市の男女共同参画推進に係る計画及び男女共同参画社会の形成の推進についての審議等に関する事項
羽曳野市バリアフリー基本構想協議会	市のバリアフリー基本構想の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整等に関する事項

」を

「

羽曳野市同和対策総合計画実施推進協議会	市の同和対策総合計画事業の実施についての審議等に関する事項
羽曳野市バリアフリー基本構想協議会	市のバリアフリー基本構想の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整等に関する事項

」に改める。

6 羽曳野市人権審議会規則

羽曳野市人権審議会規則

平成14年3月11日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、羽曳野市人権条例（平成12年羽曳野市条例第34号）第5条第3項の規定に基づき、羽曳野市人権審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市の人権に関する事項を審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が任命する。

(委員)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする

4 市長は、委員が職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集及び会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(会議の特例)

第7条 会長（附則第2項の規定により市長が招集する場合にあっては、市長）は、緊急の必要があり、かつ、審議会の会議を招集する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

- 2 前項の場合において、審議会の会議は、委員の過半数が賛否を表明したことをもって成立し、審議会の議事は、賛否を表明した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 5 会長は、各部会間の調整を図るため必要があると認めるときは、部会の合同会議又は部会長会議を開くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民人権部人権推進課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定による任命後最初の審議会の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

附 則 (平成15年3月28日規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第50号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月27日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

(参考) 平成12年は西暦2000年、平成14年は西暦2002年、平成15年は西暦2003年、平成19年は西暦2007年、平成25年は西暦2013年、令和3年は西暦2021年です。

7 羽曳野市人権審議会委員名簿

令和4(2022)年3月現在

	氏名	職名等	備考
会長	田嶋 長子	大阪府立大学看護学研究科 教授	~令和3(2021)年1月31日
会長	富川 順子	大阪府立大学大学院 看護学研究科教授	令和3(2021)年2月1日~
副会長	内藤 千文	元大阪女子短期大学准教授	
	尼丁 正寄	羽曳野市人権啓発推進協議会会長	
	奥野 貞一	羽曳野市教育委員会教育委員	
	鎌田 孝司	(福)羽曳野市社会福祉協議会 会長	
	狭間 宏和	羽曳野市身体障害者福祉協議会 会長	
	友永 健三	(一社)部落解放・人権研究所 名誉理事	
	今井 利三	羽曳野市議会議員	
	百谷 孝浩	羽曳野市議会議員	~令和3(2021)年10月5日
	松井 康夫	羽曳野市議会議員	令和3(2021)年10月6日~

(敬称略)

8 本基本方針及び基本計画の策定経過

	開催日	会議名称・協議事項
令和2年度	令和2(2020)年 7月2日	第1回羽曳野市人権施策推進本部会議 ・「第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」の策定について(計画策定に関するスケジュール、人権に関する市民アンケートについて) ・差別事象について 第1回羽曳野市人権施策推進本部幹事会議 ・同上
	7月8日	第1回羽曳野市人権審議会 ・人権に関する市民アンケートについて ・差別事象について
	11月16日	第2回羽曳野市人権施策推進本部会議 ・人権に関する市民アンケート調査報告書について ・差別事象について
	11月17日	第2回羽曳野市人権施策推進本部幹事会議 ・人権に関する市民アンケート調査報告書について ・差別事象について
	11月24日	第2回羽曳野市人権審議会 ・人権に関する市民アンケート調査報告書について ・差別事象について
	令和3(2021)年 2月12日	第3回羽曳野市人権施策推進本部会議及び第3回羽曳野市人権施策推進本部幹事会議(書面開催)
	2月24日	第3回羽曳野市人権審議会(書面開催) ・「羽曳野市人権に関する市民アンケート報告書」最終案について ・「第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画の策定について(答申)」(案)について ・委嘱の報告と会長・副会長の選任について
令和3年度	8月24日	第1回羽曳野市人権施策推進本部会議及び第1回羽曳野市人権施策推進本部幹事会議(書面開催) ・「第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」(素案)について
	9月2日	第1回羽曳野市人権審議会(書面開催) ・「第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」(素案)について
	10月29日	第2回羽曳野市人権審議会 ・第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画(答申)

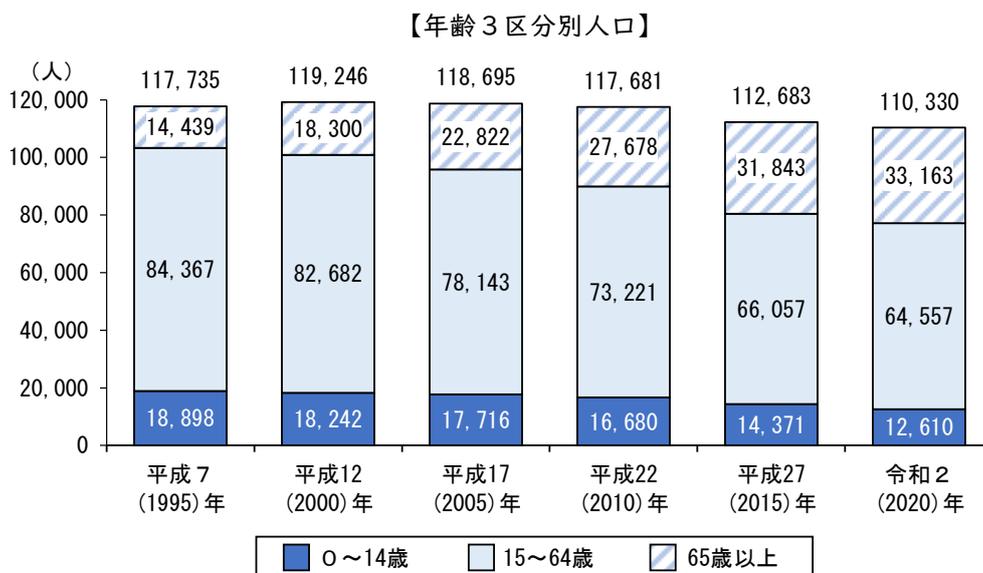
	開催日	会議名称・協議事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」(素案)について ・パブリックコメントの募集について
	11月8日	第2回羽曳野市人権施策推進本部会議(書面開催) 第2回羽曳野市人権施策推進本部幹事会議(書面開催)
	12月1日～ 12月28日	パブリックコメントの募集
	令和4(2022)年 1月21日	第3回羽曳野市人権施策推進本部会議 第3回羽曳野市人権施策推進本部幹事会議
	2月10日	第3回羽曳野市人権審議会(書面開催) <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画(案)について ・第2期羽曳野市人権施策基本計画の進行管理表(案)について

9 統計データ等でみる本市の人権に関する現状

① 本市の人口特性

(ア) 人口の推移

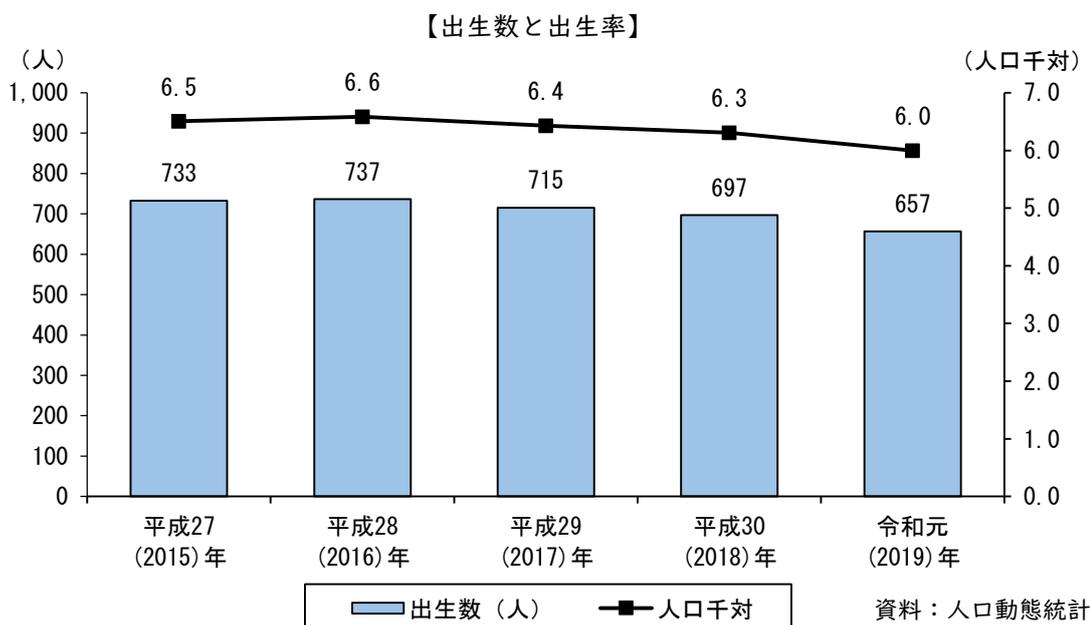
総人口は平成12(2000)年以降、減少に転じており、令和2(2020)年では110,330人となっています。その中で、15歳未満人口は年々減少、65歳以上人口は年々増加しています。



資料：平成27(2015)年までは国勢調査、令和2(2020)年は住民基本台帳人口(9月末現在)

(イ) 出生数と出生率

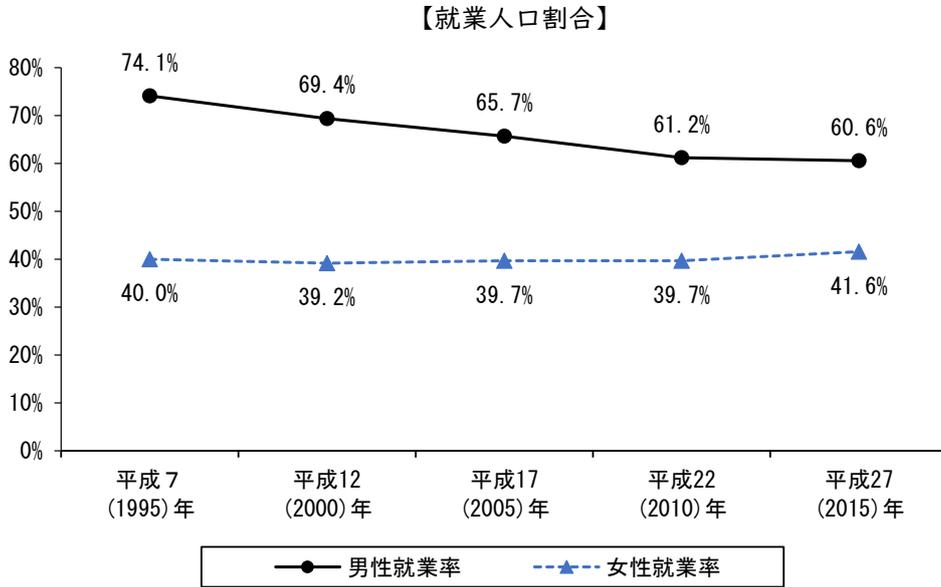
本市の出生数は、令和元(2019)年で657人であり、出生数・出生率とも減少傾向となっています。



資料：人口動態統計

(ウ) 就業人口

本市の就業人口は、平成27(2015)年は49,412人であり減少傾向にあります。就業人口割合の推移は、男性は年々減少しているのに対して、女性は40%弱で横ばいとなっています。

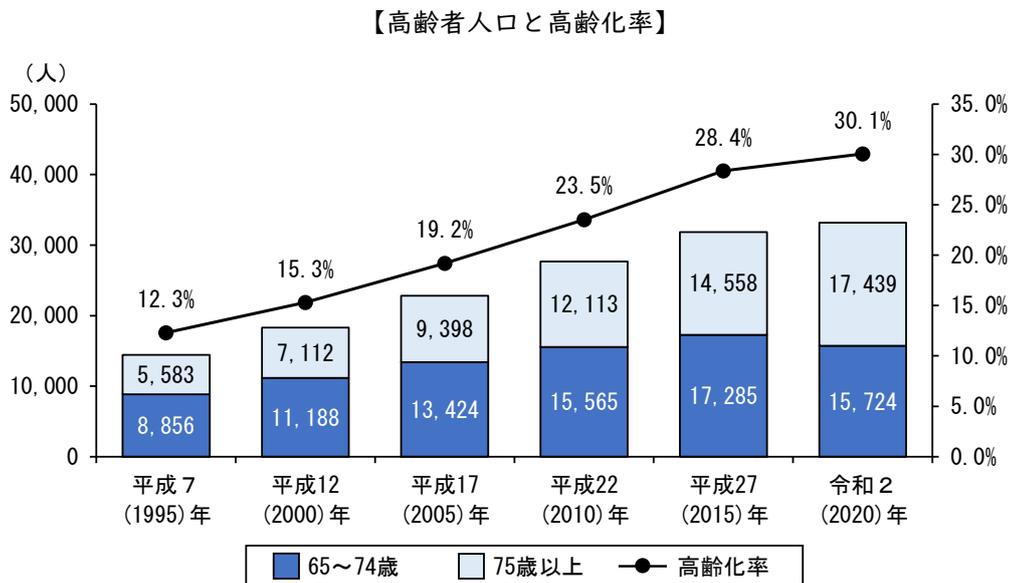


資料：国勢調査

② 支援が必要な人の状況

(ア) 高齢者の状況

高齢者人口は年々増加しており、75歳以上人口の増加率は65～74歳人口の増加率よりも高くなっています。また、高齢化率についても年々増加し、令和2(2020)年は30.1%で、市民の約3人に1人が高齢者となっています。

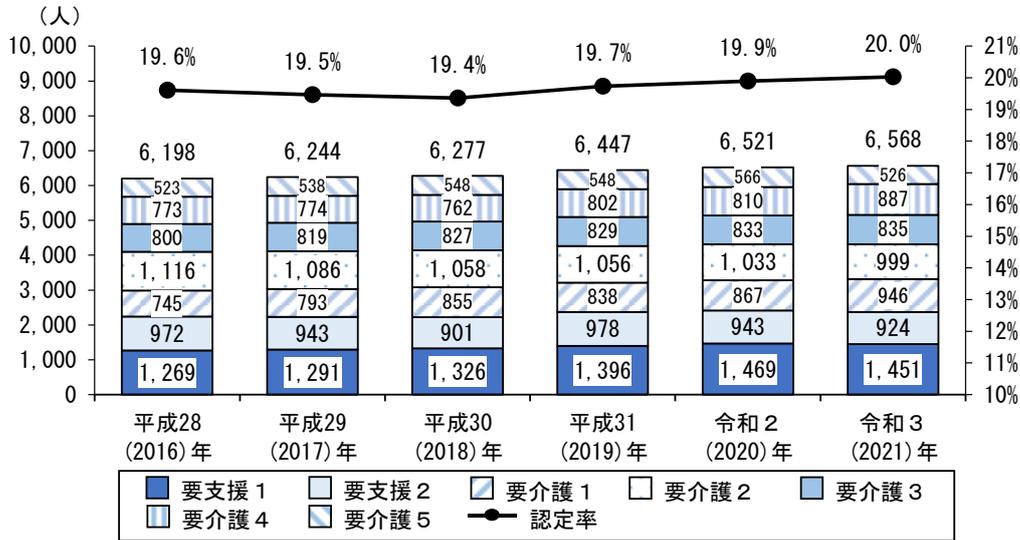


資料：平成27(2015)年までは国勢調査、令和2(2020)年は住民基本台帳人口(9月末現在)

(イ) 要介護（要支援）認定者数

本市の要介護認定者数は、年々増加しており、令和3(2021)年3月現在6,568人で、認定率は20.0%となっています。

【要介護認定者数（第1号被保険者）の推移】

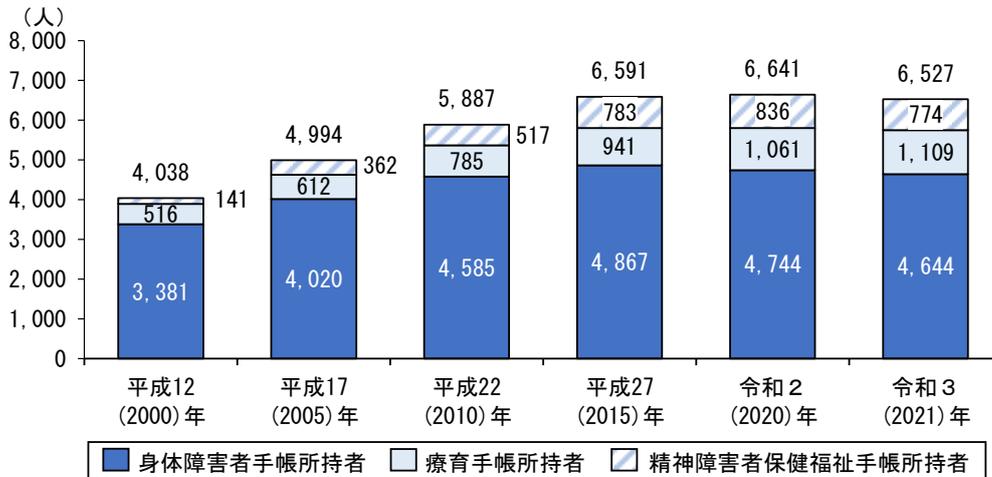


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（平成28(2016)～平成31(2019)年は年報、令和2(2020)～3(2021)年は各年3月月報）

(ウ) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は年々増加しており、令和3(2021)年3月末現在で6,527人となっています。障害者手帳の区分別でみると、身体障害者手帳は減少傾向にあるのに対し、療育手帳は増加傾向、精神障害者保健福祉手帳は平成12(2000)年に比べて5.5倍増となっています。

【障害者手帳所持者の推移】



※各年3月末現在

資料：保健福祉部障害福祉課

平成12(2000)年の精神障害者保健福祉手帳所持者数は大阪府福祉行政報告例

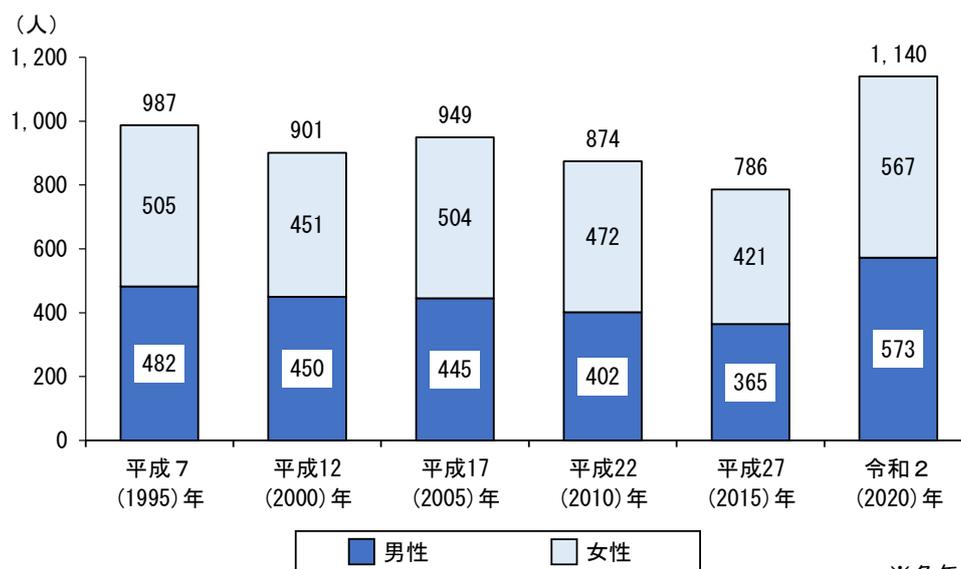
平成27(2015)年は福祉支援課、令和2(2020)～令和3(2021)年は大阪府福祉行政報告例

③ 外国人登録人口

本市に在住する外国人は、令和2(2020)年は1,140人(男性が573人、女性が567人)で、令和2(2020)年9月末時点の総人口に占める割合は1.0%となっています。

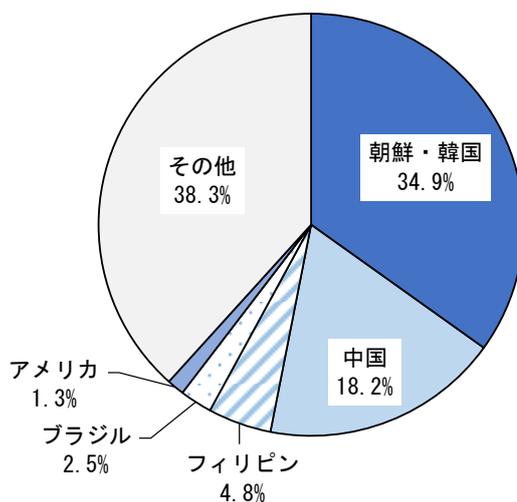
国籍は、朝鮮・韓国が34.9%で最も多く、次いで中国が18.2%、フィリピンが4.8%となっています。

【外国人登録人口】



※各年3月末現在
資料：総務部総務課

【国籍別外国人登録人口割合(令和2(2020)年)】

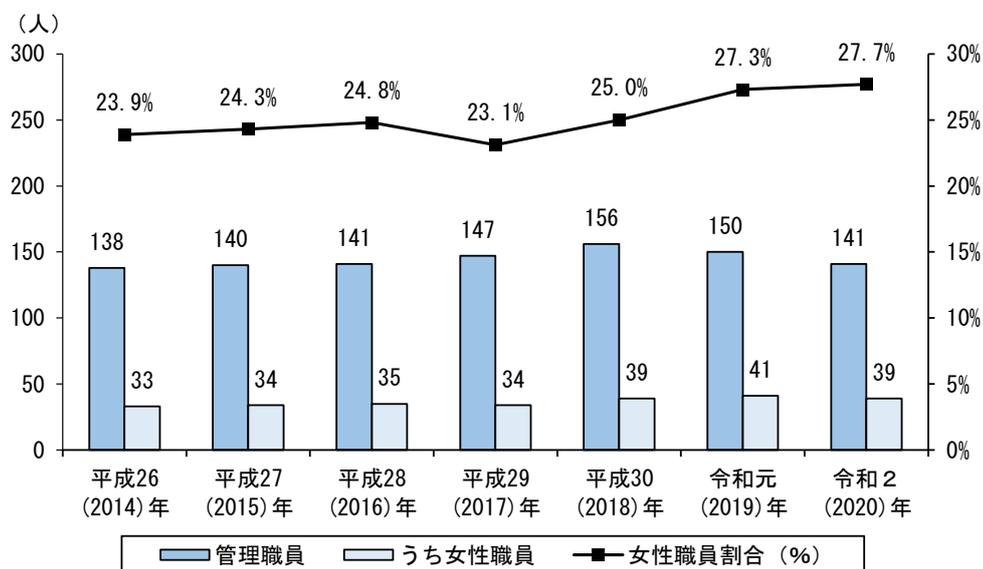


資料：総務部総務課

④ 市役所における管理的地位に占める女性職員の割合

本市の管理職員数は令和2(2020)年は141人で、そのうち39人が女性となっています。管理的地位に占める女性職員の割合は、令和2(2020)年が27.7%であり、平成30(2018)年以降上昇傾向にあります。

【管理的地位に占める女性職員の割合】



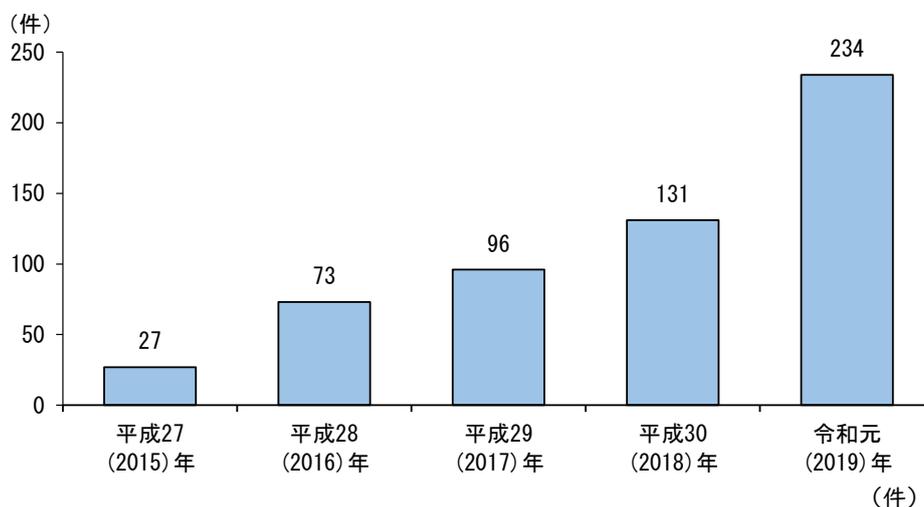
資料：羽曳野市「女性の職業選択に資する情報の公表」

⑤ 様々な人権侵害の状況

(ア) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

児童相談所における児童虐待相談の対応件数は年々増加しています。本市では令和元(2019)年は234件と、平成27(2015)年に比べ9倍近く増加しています。

【児童相談所における児童虐待相談の対応件数】



	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年
羽曳野市	27	73	96	131	234
大阪府	10,427	10,118	11,306	12,208	15,753
全国	103,260	122,575	133,778	159,838	193,780

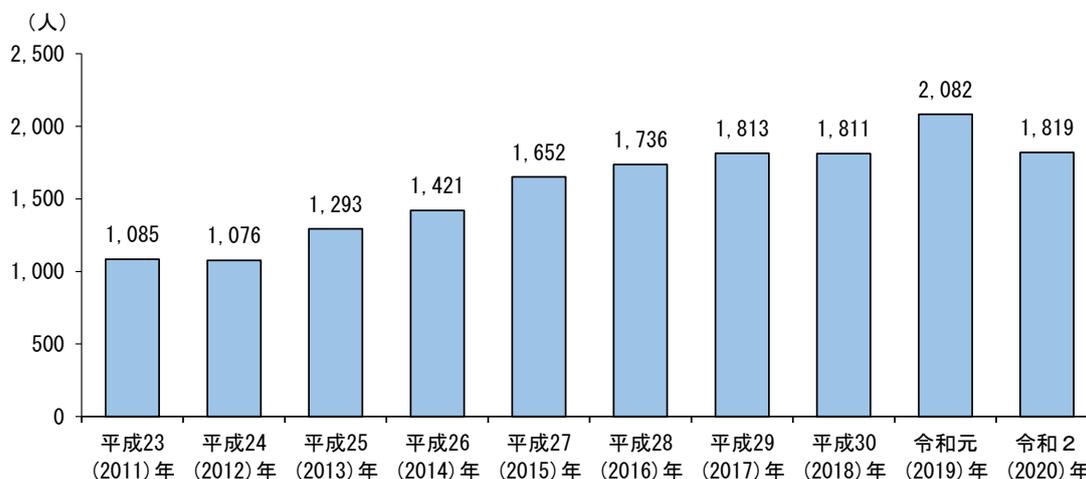
資料 家庭支援課

大阪府・全国は厚生労働省「福祉行政報告例」

(イ) ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) に起因する事犯の被害児童数の推移 (全国)

全国のSNSに起因する事犯の被害児童数は、令和2(2020)年は1,820人であり、前年からは12.6%減少したものの、平成25(2013)年以降増加傾向にあります。

【SNSに起因する事犯の被害児童数の推移 (全国)】

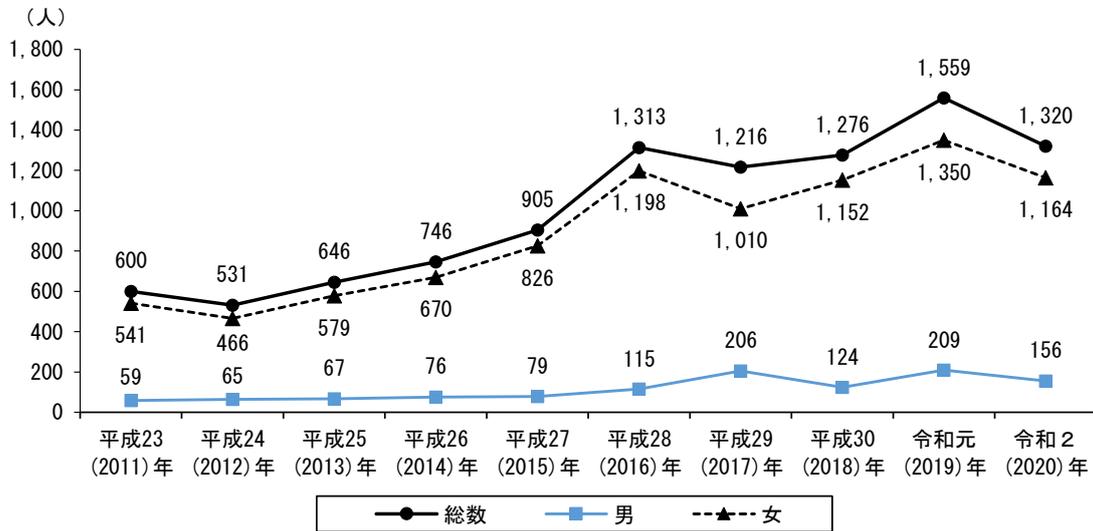


資料 警察庁「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

(ウ) 児童ポルノの被害児童数（全国）

全国の児童ポルノの被害児童数は、令和2(2020)年は1,320人となっています。前年から15.3%減少したものの、平成25(2013)年以降増加傾向にあり、被害に遭う児童は少なくありません。

【児童ポルノ事犯の検挙を通じて新たに特定された被害児童（全国）】

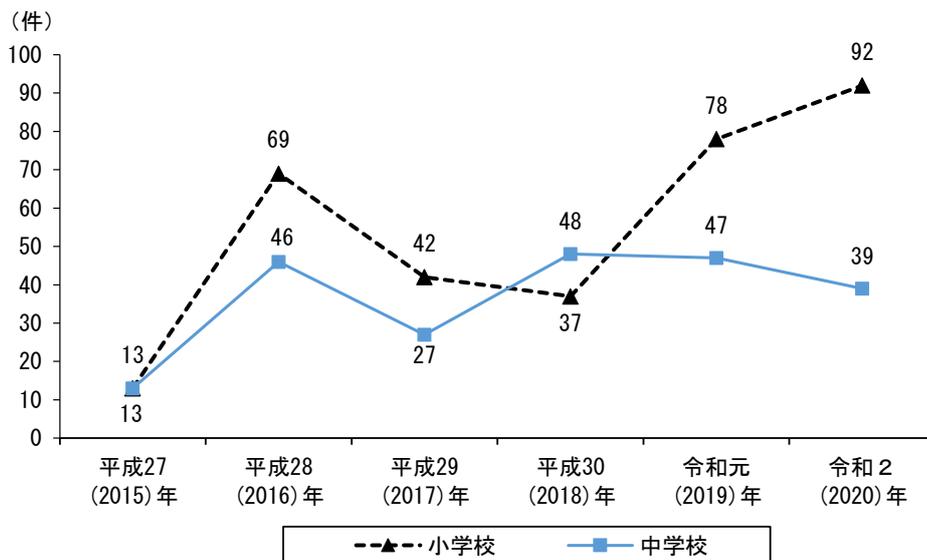


資料：警察庁「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

(エ) いじめ認知件数

本市のいじめの認知件数は、小学校では令和元(2019)年から増加傾向がみられます。一方、中学校は小学校に比べ少なく、件数は、令和元(2019)年から減少傾向となっており低年齢化しています。

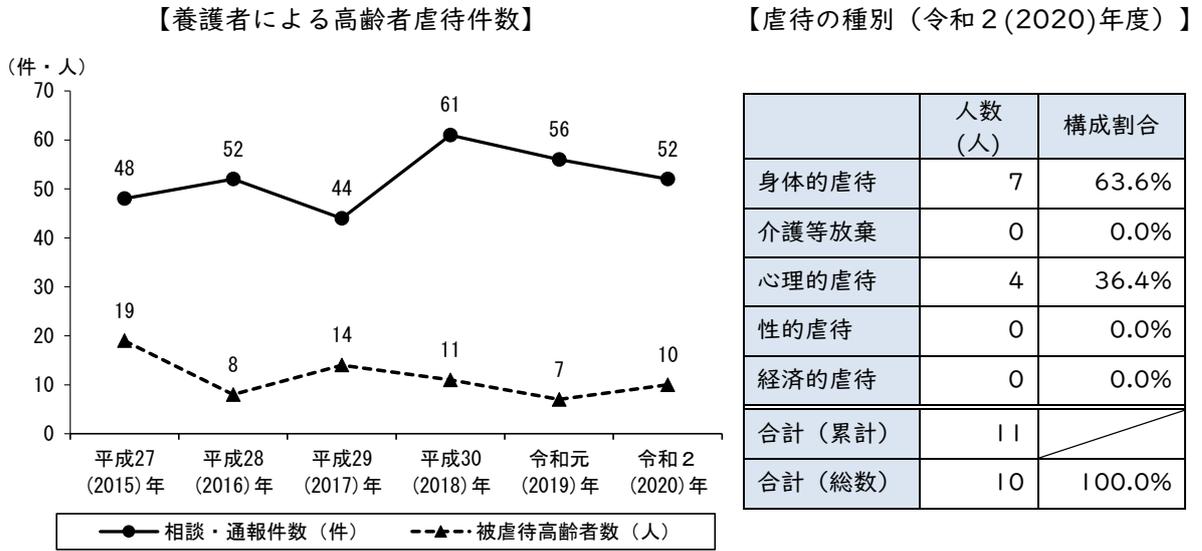
【いじめ認知件数】



資料：学校教育課

(オ) 高齢者虐待件数

本市の養護者による高齢者虐待にかかる相談・通報件数は、令和2(2020)年は52件、被虐待高齢者数は10人となっています。



資料：地域包括支援課

(カ) DV相談件数

本市のDVに関する相談件数は、令和2(2020)年は74件です。平成29(2017)年から減少していましたが、令和2(2020)年は前年に比べ18件増加しています。

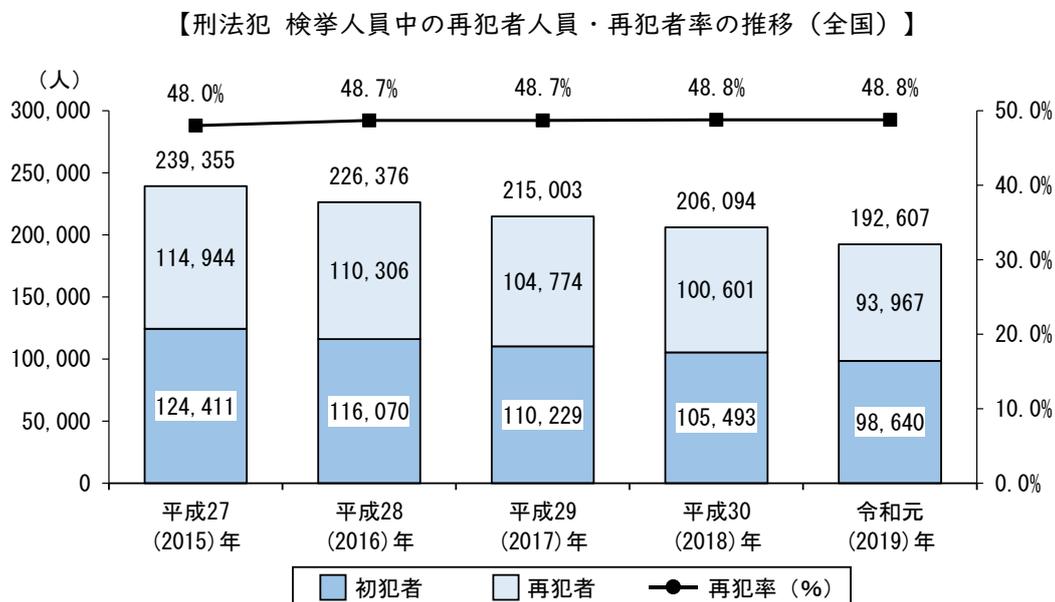
【DV相談件数】

	合計	配偶者からの暴力			生活の本拠を共にする交際相手暴力		
		被害者から		被害者以外から	被害者から		被害者以外から
		女性	男性		女性	男性	
平成27(2015)年	78	45	-	13	3	-	17
平成28(2016)年	86	68	-	17	1	-	0
平成29(2017)年	62	43	-	16	3	-	0
平成30(2018)年	58	31	-	27	-	-	0
令和元(2019)年	56	26	-	28	-	-	2
令和2(2020)年	74	37	-	32	5	-	0

資料：人権推進課

⑥ 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（全国）

全国において検挙された人のうち再犯人数は減少傾向にあり、令和元(2019)年は93,967人で、平成27(2015)年に比べ約20%減となっています。一方、再犯率（検挙人員数に占める再犯者の割合）は48%台で推移し、半数近くは再犯者となっています。

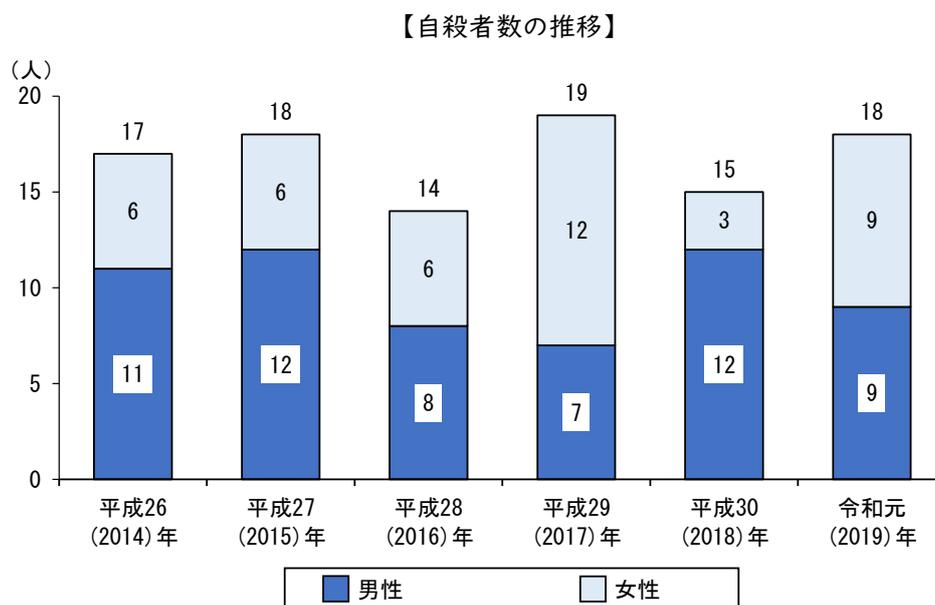


資料：警察庁「犯罪統計書」

⑦ 自殺者数の推移

本市の自殺者数は、令和元(2019)年は18人で、各年20人以下で推移しています。

性別では、令和元(2019)年は男女同数ですが、平成29(2017)年を除く年では、いずれも女性に比べ男性のほうが多くなっています。



資料：人口動態統計

10 市民アンケートの結果

《調査の実施概要》

◆調査目的

本市では、平成23(2011)年度に策定した「羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」が計画期間の10年を経過するにあたり、この間の社会情勢や国及び大阪府の施策動向等への対応、また、羽曳野市総合基本計画や各種の個別計画、方針との整合を図りながら、今後の羽曳野市の人権に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを推進するため、令和3(2021)年度末に策定する第2期計画に向けた基礎資料として活用することを目的とし、アンケート調査を実施しました。

◆調査設計

調査対象 羽曳野市の住民基本台帳から無作為に抽出した市民 2,000人

調査方法 郵送配布・郵送回収

調査期間 令和2(2020)年8月31日(月)～9月30日(水)まで

◆回収状況

配布数	回収数	無効票数	有効回収数	有効回収率
2,000	954	6	948	47.4%

◆報告書の見方

- ① 回答は、各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示し、小数点第2位を四捨五入しました。(比率の合計が100.0%にならない場合がある。)
- ② 図表上の「MA%」という表記は複数回答(Multiple Answerの略)の、また、「LA%」という表記は制限つき複数回答(Limited Answerの略)の意味です。
- ③ コンピュータ入力の場合、図表において、回答選択肢の見出しを簡略化している場合があります。
- ④ 年代別にみた10歳代(n=19)の集計結果は、母数が少ないことから一概に適正な比率とは言えないため、傾向をみるための参考とします。
- ⑤ 経年比較における「前回調査」とは、平成23(2011)年度に実施した「羽曳野市人権に関する市民意識調査」のことです。

① 人権全般に関する市民の意識・実態

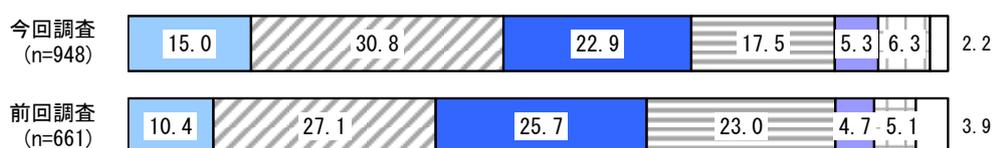
◆あなたは、「人権」を、身近な問題として感じていますか。

人権を身近な問題として感じているかについては、『身近を感じる（「とても身近を感じる」＋「どちらかといえば身近を感じる」）』割合が45.8%、『身近に感じない（「どちらかといえば身近に感じない」＋「まったく身近に感じない」）』割合は22.8%となっています。

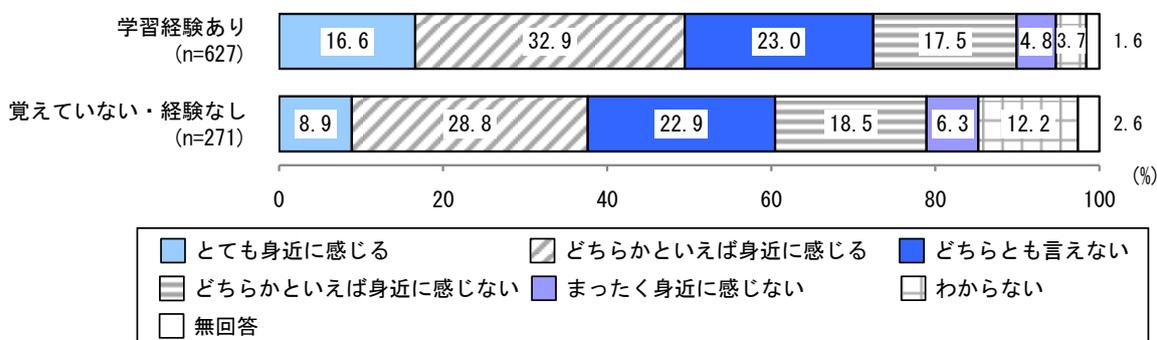
前回調査と比較すると、『身近を感じる』割合が8.3ポイント高くなっており、『身近に感じない』割合は4.9ポイント低くなっています。

人権問題についての学習経験の有無別でみると、『身近を感じる』割合では、学習経験のある人は49.5%で、学習経験のない人(37.7%)と比べて11.8ポイント高い割合になっています。

【経年比較】



【人権問題についての学習経験の有無別】



◆あなたは、「人権」を、「他人事（ひとごと）」ではなく、「自分事」として感じていますか。

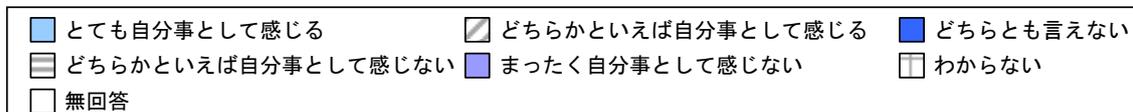
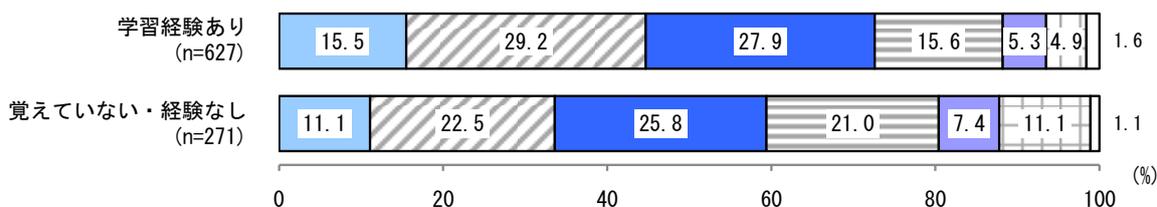
人権を自分事として感じているかについて、「どちらとも言えない」が27.1%で最も多く、『自分事として感じる（「とても自分事として感じる」＋「どちらかといえば自分事として感じる」）』割合が41.5%、『自分事として感じない（「どちらかといえば自分事として感じない」＋「まったく自分事として感じない」）』割合は22.9%となっています。

人権問題についての学習経験の有無別でみると、『自分事として感じる』割合では、学習経験のある人は44.7%で、学習経験のない人（33.6%）と比べて11.1ポイント高い割合になっています。

【全体】



【人権問題についての学習経験の有無別】



◆一般的に「差別」というものについて、どのような考えをお持ちですか。

一般的に「差別」というものについて持っている考え方として、『肯定（「そう思う」＋「ややそう思う」）』の割合をみると、“（１）差別は人間として最も恥ずべき行為のひとつである”が88.1%、“（２）あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある”が85.6%、“（５）差別問題に関心ない人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である”が78.2%と高くなっています。

人権問題についての学習経験の有無別でみると、“差別は人間として最も恥ずべき行為のひとつである”については、『肯定』の割合は、学習経験のある人は89.8%となっており、学習経験のない人（86.7%）と比べて3.1ポイント高い割合になっています。

“差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い”については、学習経験のある人は『否定』が37.6%で『肯定』（23.6%）より多くなっています。一方、学習経験のない人は『肯定』が36.9%で『否定』（29.5%）より多くなっています。

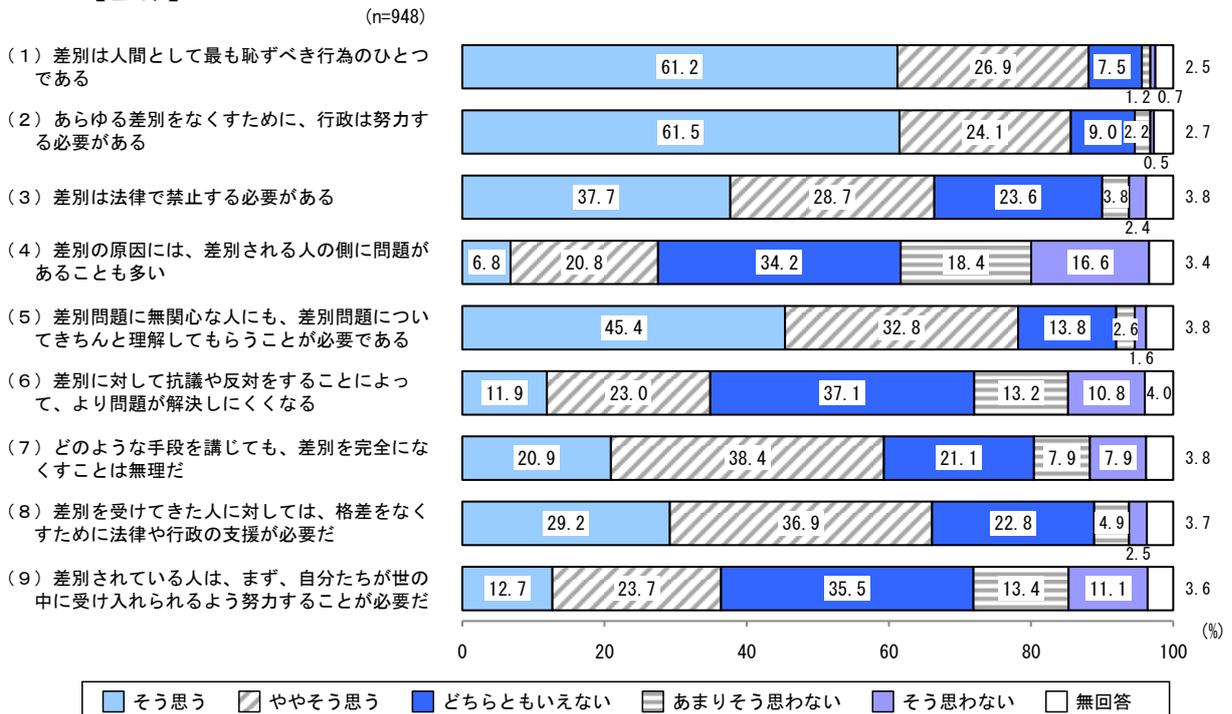
“差別問題に関心ない人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である”については、『肯定』の割合は、学習経験のある人は79.6%、学習経験のない人は78.3%となっています。

“差別に対して抗議や反対をすることによって、より問題が解決しにくくなる”については、『肯定』の割合は、学習経験のある人は32.8%となっており、学習経験のない人（39.5%）と比べて6.7ポイント低い割合になっています。

“どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ”については、『肯定』の割合は、学習経験のある人が61.6%、学習経験のない人が56.9%で、学習経験のある人のほうが4.7ポイント高い割合になっています。

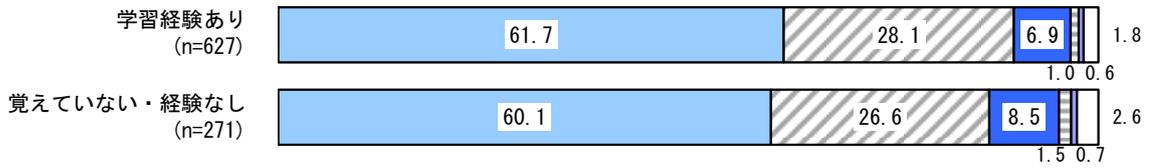
“差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ”については、『肯定』の割合は、学習経験のある人は31.9%となっており、学習経験のない人（46.5%）と比べて14.6ポイント低い割合になっています。

【全体】

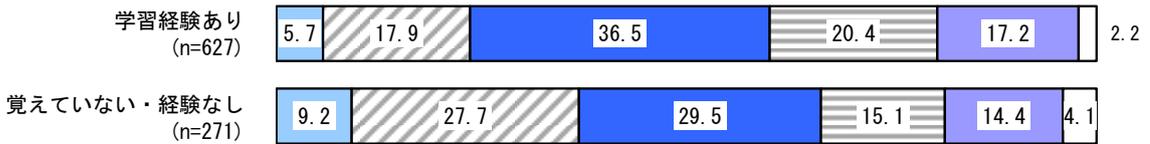


【人権問題についての学習経験の有無別】

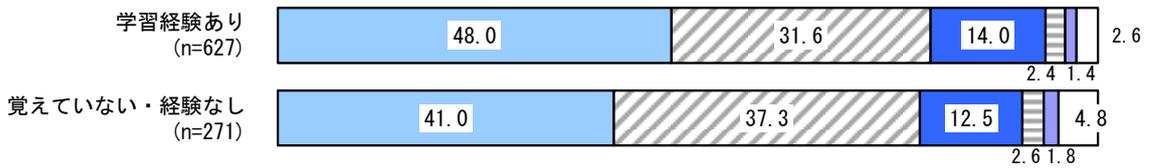
□差別は人間として最も恥ずべき行為のひとつである



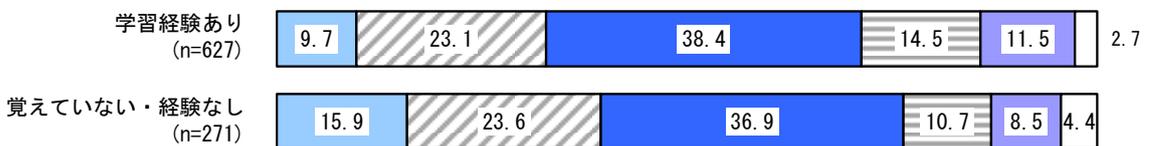
□差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い



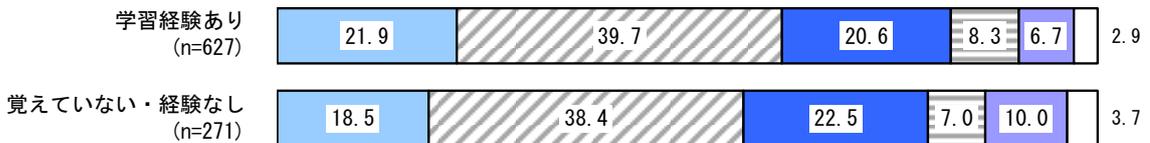
□差別問題に関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である



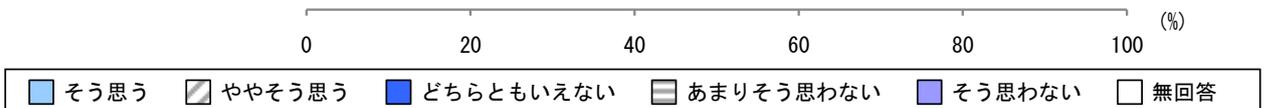
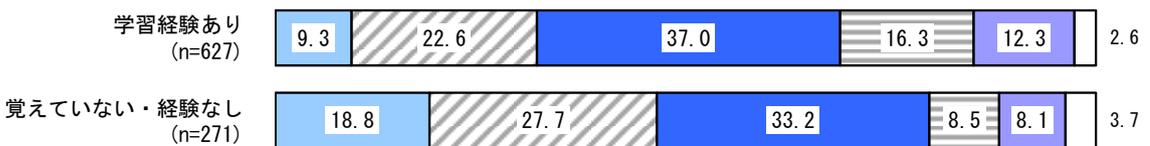
□差別に対して抗議や反対をすることによって、より問題が解決しにくくなる



□どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ



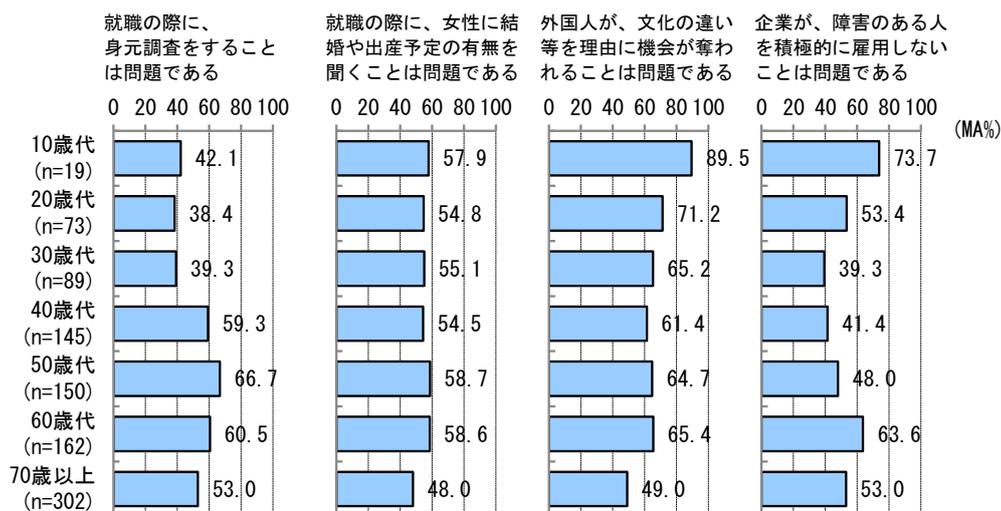
□差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ



◆就職における場面について、あなたが「そう思う」ものに○をつけてください。

就職の場面で問題と思うことについて、年代別でみると、「就職の際に、身元調査をすることは問題である」では、40歳以降の各年代で50%以上となっていますが、40歳未満の各年代では10ポイント以上低い割合になっています。「企業が、障害のある人を積極的に雇用しないことは問題である」では、20歳代及び60歳代・70歳以上で50%以上となっていますが、30歳代から50歳代の各年代が比較的低い割合になっています。

【年代別】



◆あなた自身またはあなたの家族の結婚相手について、次の項目だけで考えたとき、どのように思いますか。

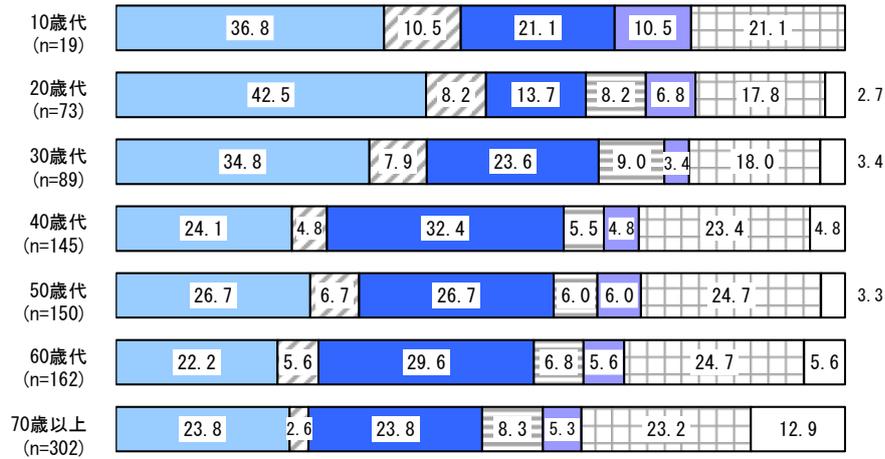
自身や家族の結婚相手で気になる点について、年代別でみると、“国籍・民族”については、50歳代と70歳以上では「気にならない」と「迷いながらも結婚する（賛成する）」が同率で最も多くなっています。しかし、高齢になるほど「気にならない」の割合は低くなる傾向にあります。

“相手やその家族が障害者かどうか”については、20歳代は「気にならない」が最も多く、30歳代では「気にならない」と「迷いながらも結婚する（賛成する）」が同率で最も多くなっています。「気にならない」は、40歳未満の各年代で30%台となっていますが、40歳以上になると20%台と低くなります。

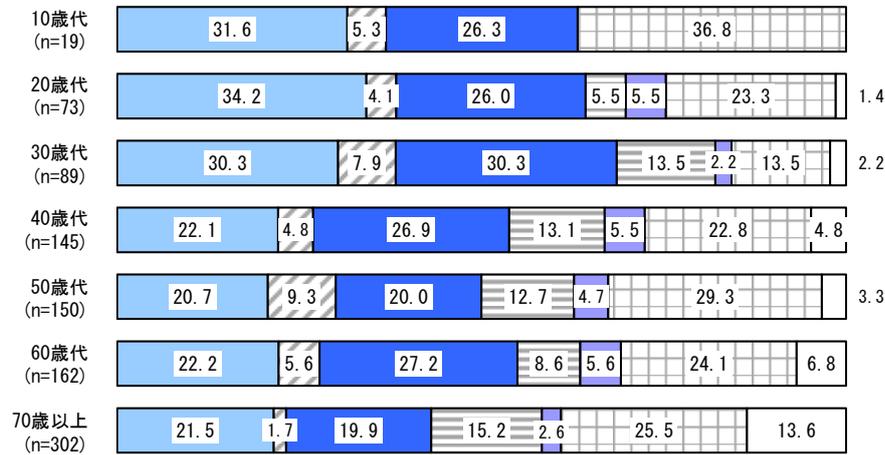
“部落出身かどうか”については、「気にならない」では、40歳以降の各年代が20%台に対し、40歳未満では40%以上と高い割合になっています。

【年代別】

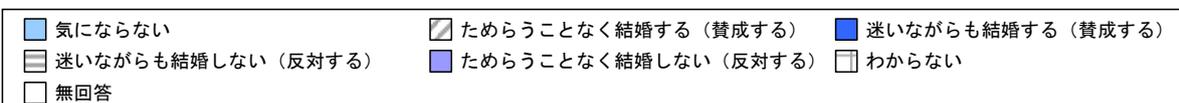
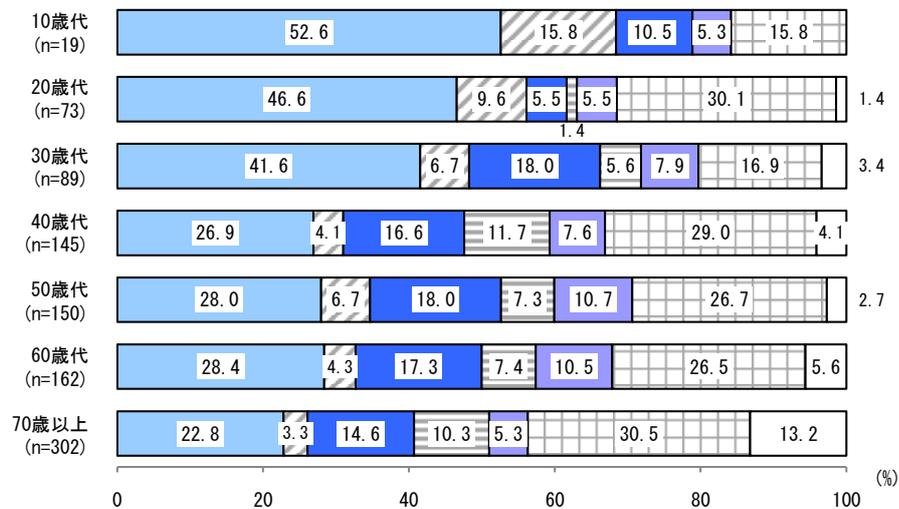
□国籍・民族



□相手やその家族が障害者かどうか



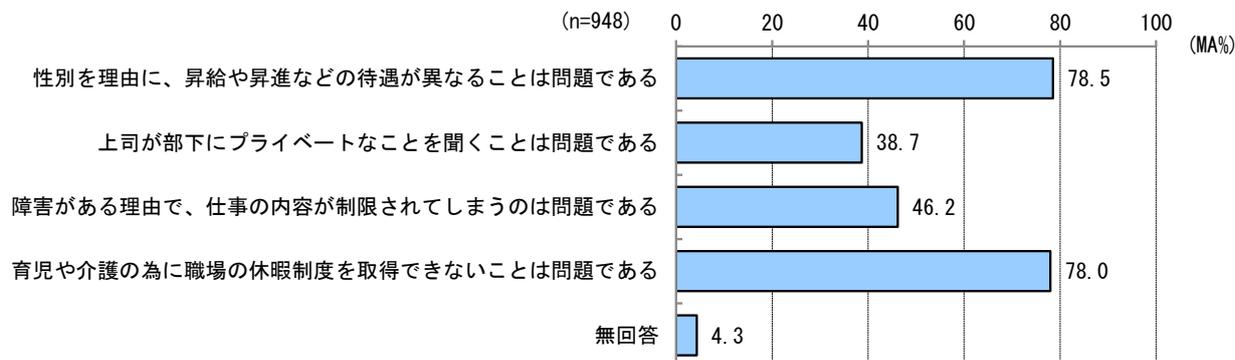
□部落出身かどうか



◆職場における場面について、あなたが「そう思う」ものに○をつけてください。

職場の場面で問題と思うことについて、「性別を理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは問題である」が78.5%で最も多く、次いで「育児や介護の為に職場の休暇制度を取得できないことは問題である」が78.0%、「障害がある理由で、仕事の内容が制限されてしまうのは問題である」が46.2%となっています。

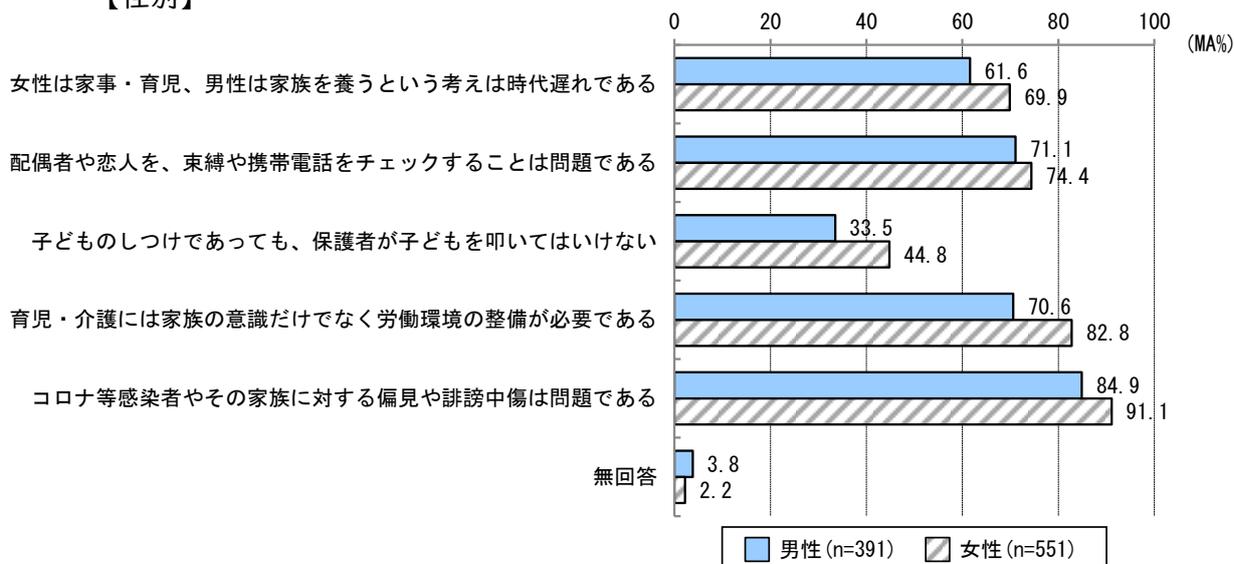
【全体】



◆家庭生活の場面について、あなたが「そう思う」ものに○をつけてください。

家庭生活の場面で問題と思うことについて、性別で見ると、いずれの項目も、女性が男性に比べて高い割合になっており、なかでも「子どものしつけであっても、保護者が子どもを叩いてはいけない」と「育児・介護には家族の意識だけでなく労働環境の整備が必要である」は10ポイント以上の差があります。

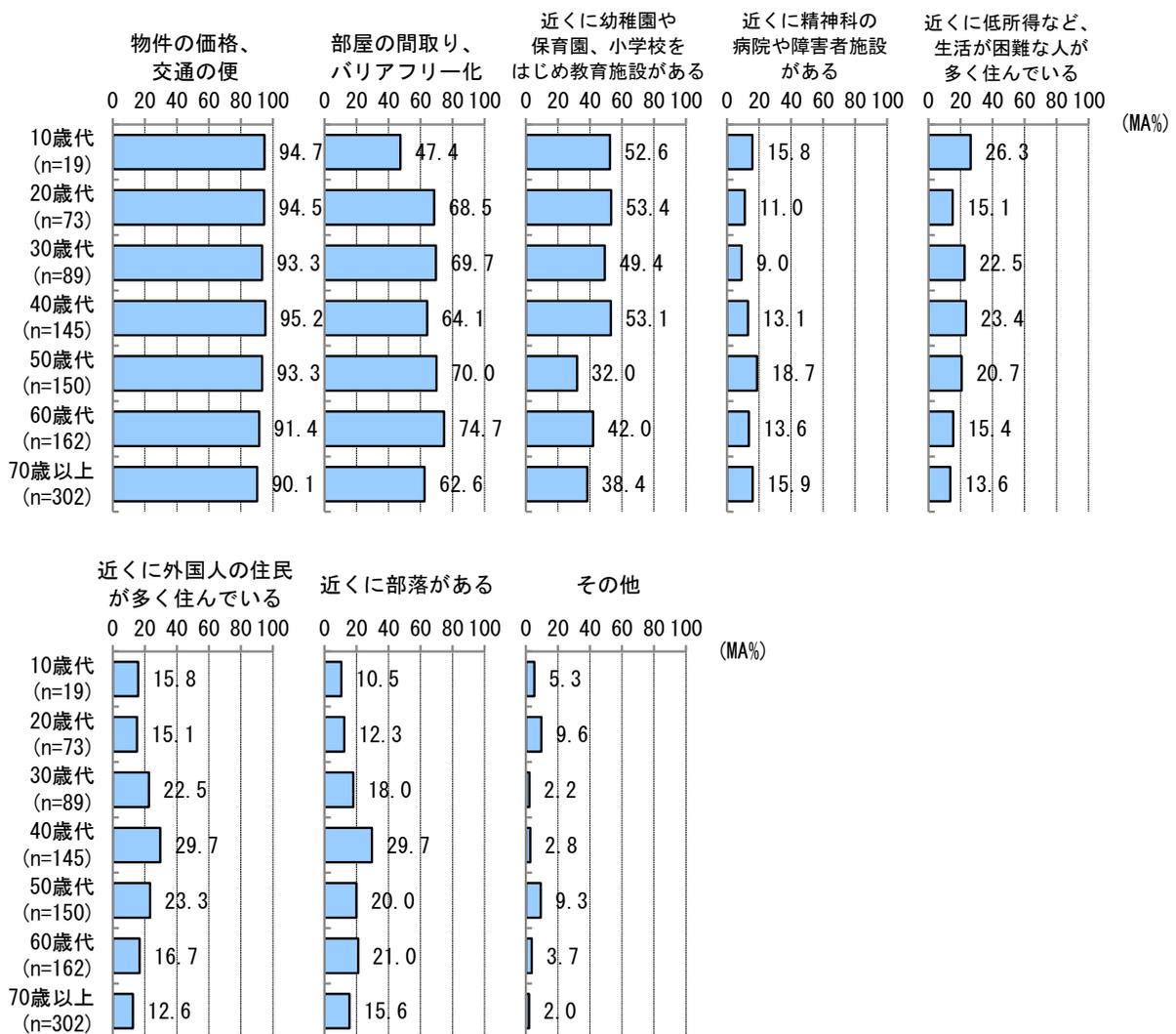
【性別】



◆家を購入したり、借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、気になる項目に○をつけてください。

住宅を選ぶ際に気になる項目について、年代別でみると、「近くに幼稚園や保育園、小学校をはじめ教育施設がある」では、50歳未満の各年代で50%程度となっており、50歳以降の各年代と比べて高い割合になっています。また、40歳代では「近くに外国人の住民が多く住んでいる」と「近くに部落がある」がともに29.7%で、他の年代と比べて高い割合になっています。

【年代別】



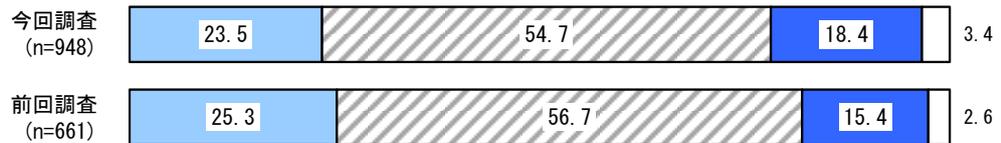
◆あなたは、今までに、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

今までに、自分の人権が侵害されたと思ったことがあるかについて、「ある」が23.5%となっています。

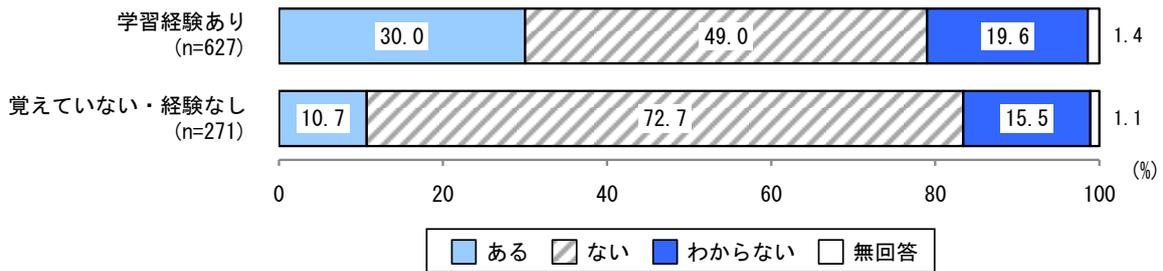
前回調査と比較しても、大きな変化はみられません。

人権問題についての学習経験の有無別でみると、「ある」の割合は、学習経験のある人で30.0%、学習経験のない人で10.7%となっており、学習経験のある人のほうが19.3ポイント高い割合になっています。

【経年比較】



【人権問題についての学習経験の有無別】

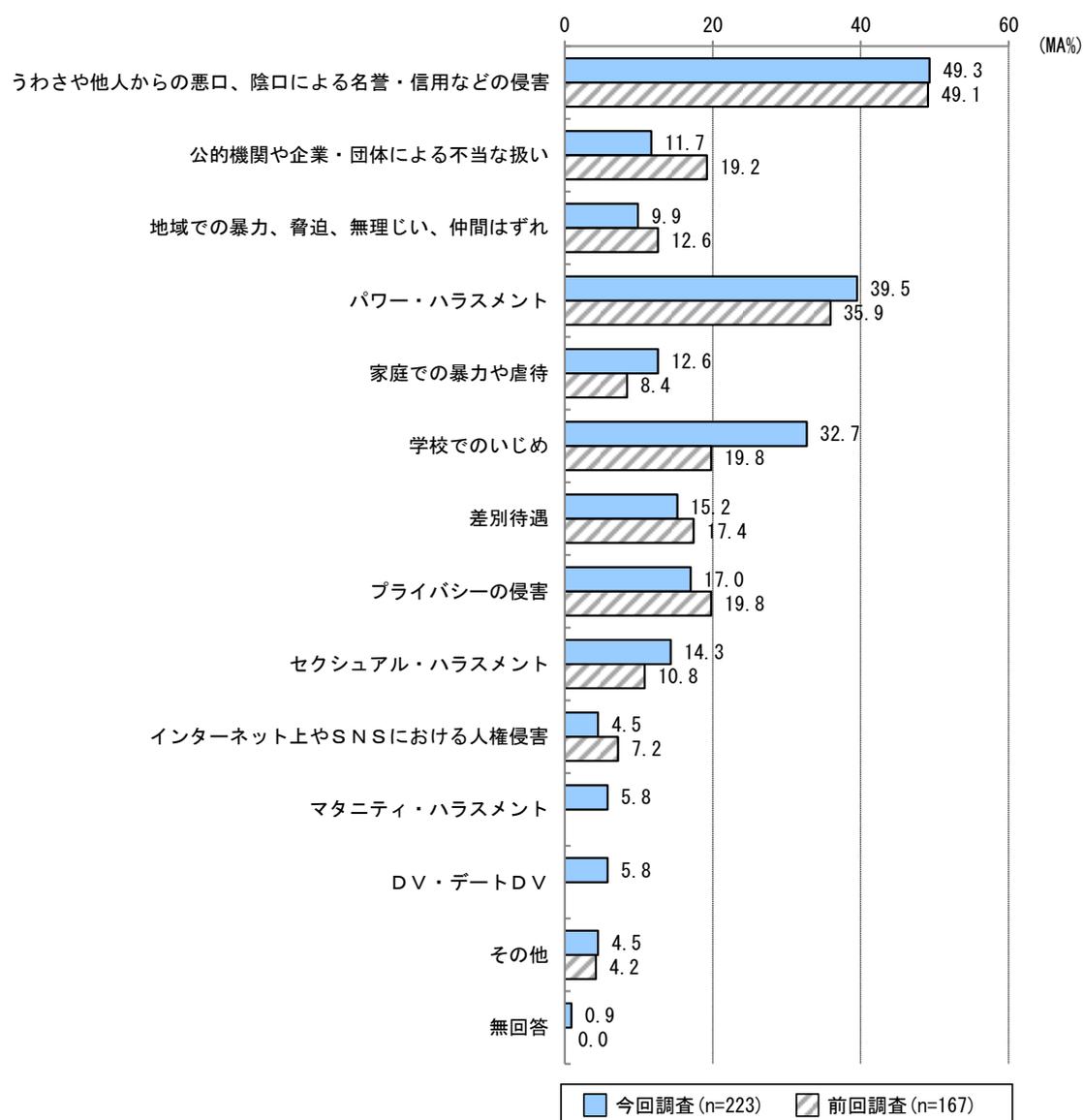


◆あなたが経験したのは、どのような人権侵害でしたか。

人権を侵害された経験があると回答した人のその内容は、「うわさや他人からの悪口、陰口による名誉・信用などの侵害」が49.3%で最も多く、次いで「パワー・ハラスメント」が39.5%、「学校でのいじめ」が32.7%となっています。

前回調査と比較すると、「公的機関や企業・団体による不当な扱い」は7.5ポイント低くなっています。一方、「学校でのいじめ」が12.9ポイント、「家庭での暴力や虐待」が4.2ポイント、「パワー・ハラスメント」が3.6ポイント高くなっています。

【経年比較】

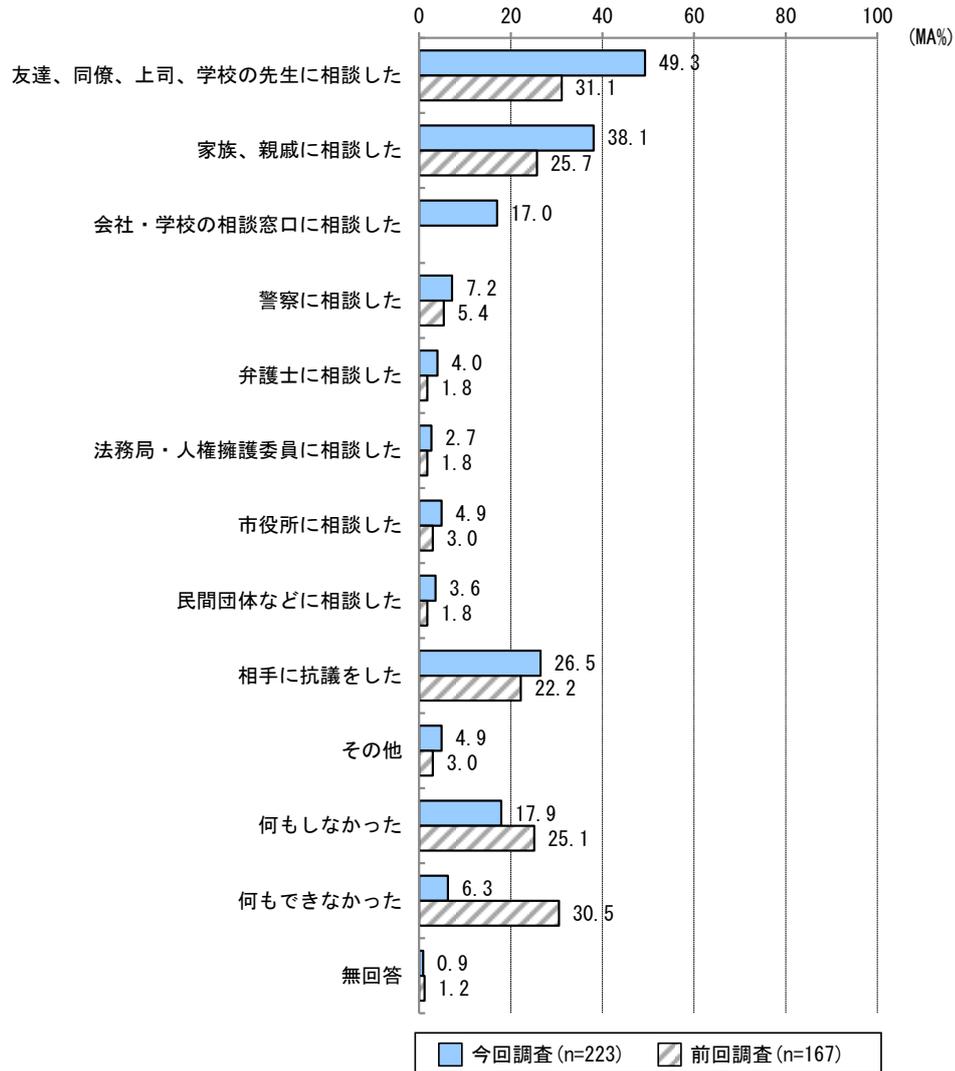


◆人権侵害を受けたとき、あなたはどうしましたか。

人権侵害を受けたとき、どうしたかについては、「友達、同僚、上司、学校の先生に相談した」が49.3%で最も多く、次いで「家族、親戚に相談した」が38.1%、「相手に抗議した」が26.5%となっています。

前回調査と比較すると、「友達、同僚、上司、学校の先生に相談した」が18.2ポイント、「家族、親戚に相談した」が12.4ポイント高くなっています。また、「何もできなかった」は24.2ポイント、「何もしなかった」は7.2ポイント低くなっています。

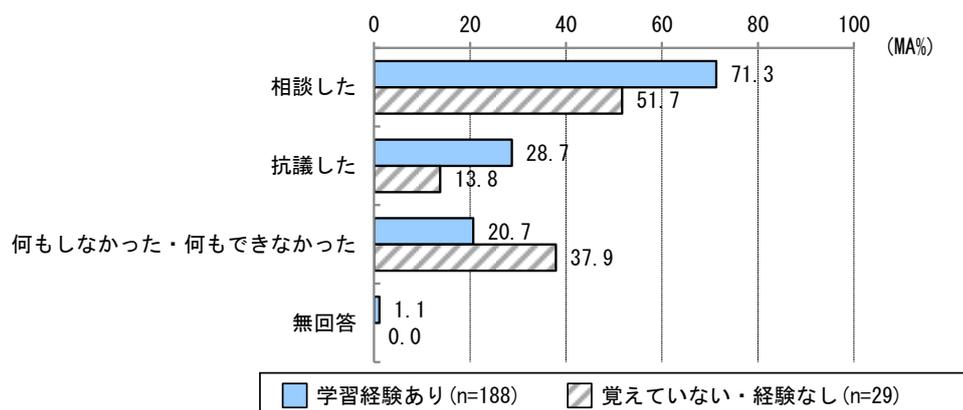
【経年比較】



◆人権侵害を受けたとき、あなたはどうしましたか。

人権問題についての学習経験の有無別で見ると、誰か、または何処かに「相談した」では、学習経験のある人は71.3%、学習経験のない人は51.7%で、学習経験のある人のほうが19.6ポイント高い割合になっています。「抗議した」では、学習経験のある人は28.7%で、学習経験のない人(13.8%)と比べて14.9ポイント高い割合になっています。一方、「何もしなかった・何もできなかった」では、学習経験のない人が37.9%で、学習経験のある人(20.7%)と比べて17.2ポイント高い割合になっています。

【人権問題についての学習経験の有無別】



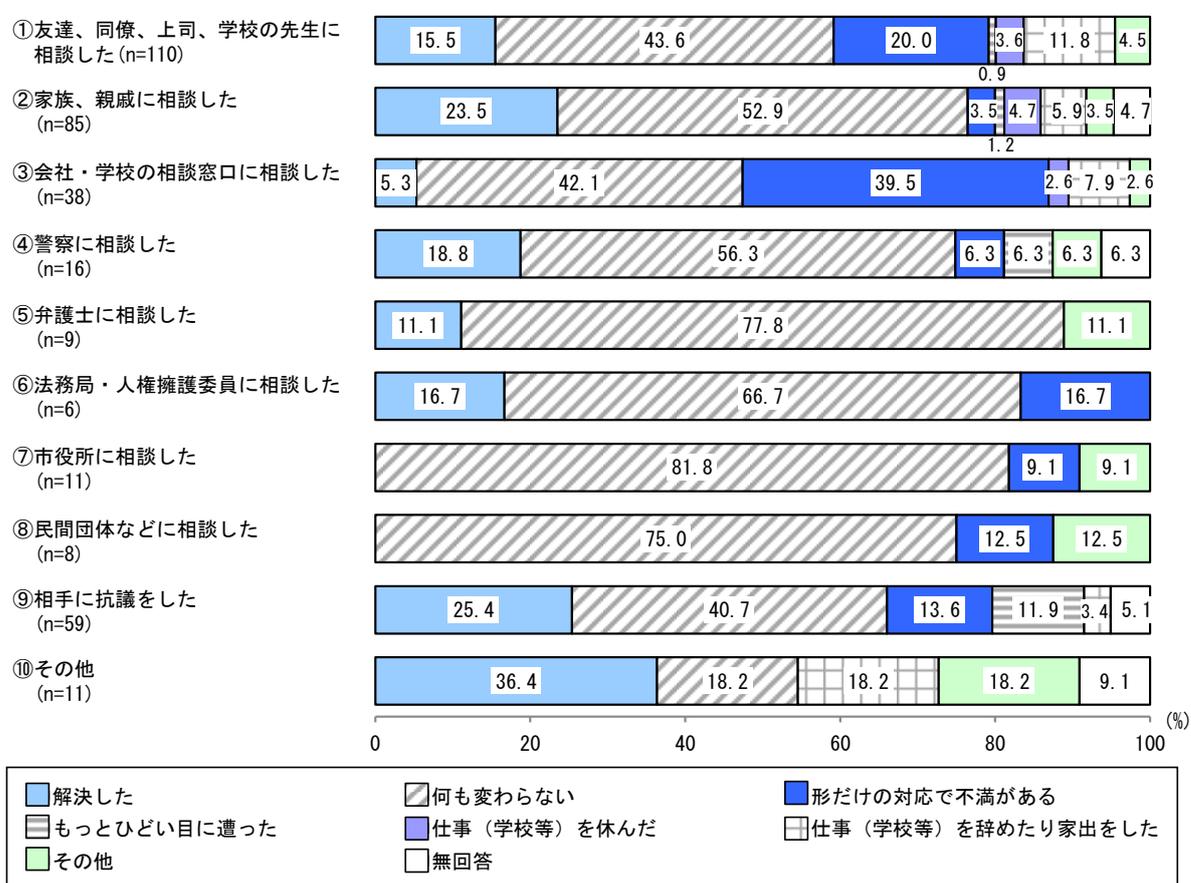
※前ページの選択肢で、いずれかの“相談した”を選んだ回答者を「相談した」とした。

◆人権侵害を受けたとき、あなたはどうしましたか。また、その結果はどのようになりましたか。

人権が侵害された経験があると回答した人に、侵害を受けたときの対応による結果をたずねると、いずれの対応も「何も変わらない」が最も多くなっています。「解決した」では、“⑨相手に抗議をした”が25.4%、“②家族、親戚に相談した”が23.5%となっています。

一方、解決に至らなかった結果として、“①友達、同僚、上司、学校の先生に相談した”は「仕事（学校等）を辞めたり家出をした」（11.8%），“③会社・学校の相談窓口に相談した”は「形だけの対応で不満がある」（39.5%），“⑨相手に抗議した”は「もっとひどい目に遭った」（11.9%）が、それぞれ他の対応に比べて高い割合になっています。

【全体】

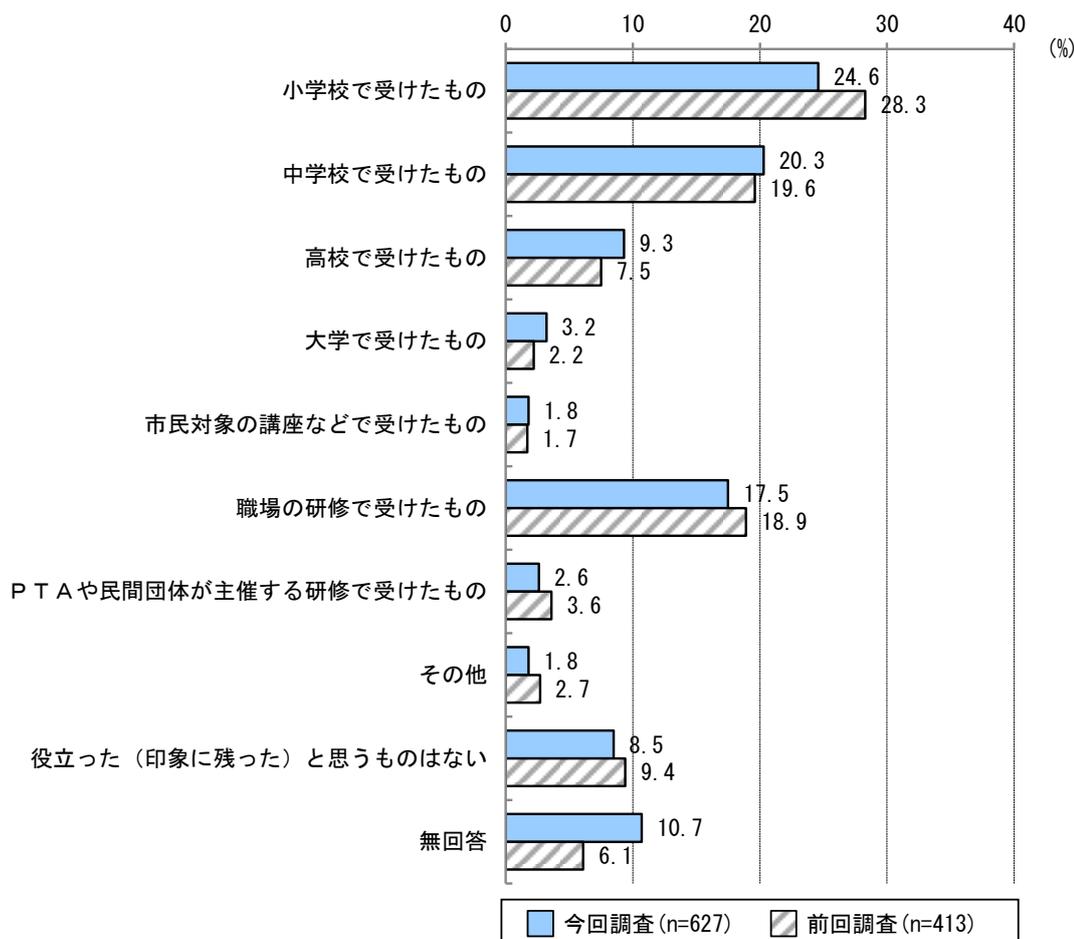


◆あなたの人権意識を高めるうえで特に役に立った（いちばん印象に残っている）ものはどれですか。

人権意識を高めるうえで特に役に立った学習は、「小学校で受けたもの」（24.6%）が最も多く、次いで「中学校で受けたもの」（20.3%）、「職場の研修で受けたもの」（17.5%）となっています。

前回調査の結果と比較すると、「小学校で受けたもの」は3.7ポイント低くなっています。

【経年比較】

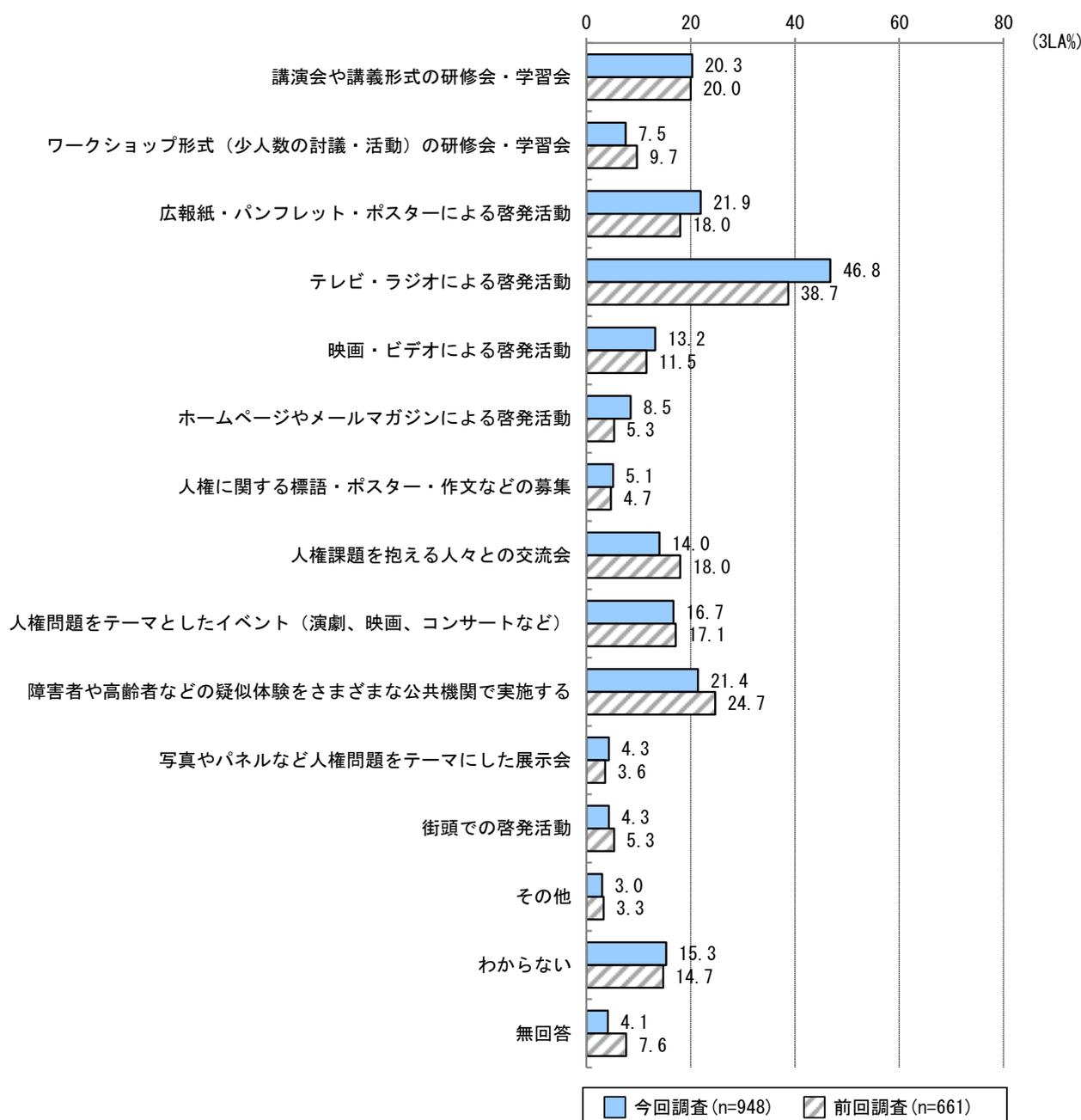


◆人権啓発を進めるためには、どのような啓発活動が効果的だと思いますか。

人権啓発を進めるために効果的な啓発活動は、「テレビ・ラジオによる啓発活動」(46.8%)が最も多く、前回調査の結果から8.1ポイント上昇しています。これに次いで「広報紙・パンフレット・ポスターによる啓発活動」(21.9%)、「障害者や高齢者などの疑似体験をさまざまな公共機関で実施する」(21.4%)となっています。

前回調査の結果と比較すると、「テレビ・ラジオによる啓発活動」が8.1ポイント高くなっています。一方、「人権課題を抱える人々との交流会」は4.0ポイント低くなっています。

【経年比較】



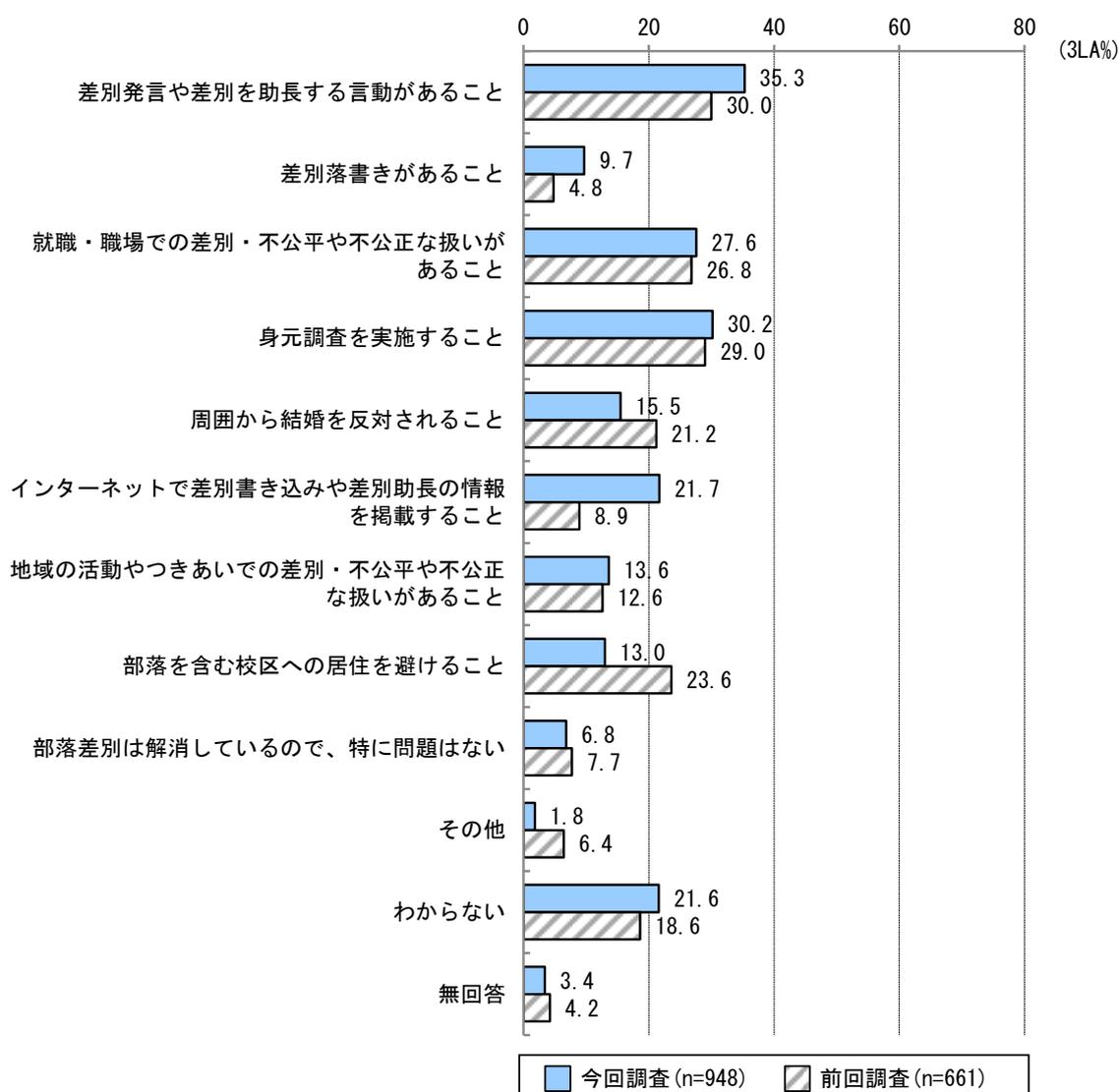
② 個別の人権問題に関する市民の意識・実態

◆部落差別に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

部落差別の人権で特に問題があるものは、「差別発言や差別を助長する言動があること」(35.3%)や「身元調査を実施すること」(30.2%)、「就職・職場での差別・不公平や不公正な扱いがあること」(27.6%)が上位となっています。

前回調査の結果と比較すると、「インターネットで差別書き込みや差別助長の情報を掲載すること」が12.8ポイント増、「差別発言や差別を助長する言動があること」が5.3ポイント増となっています。

【経年比較】

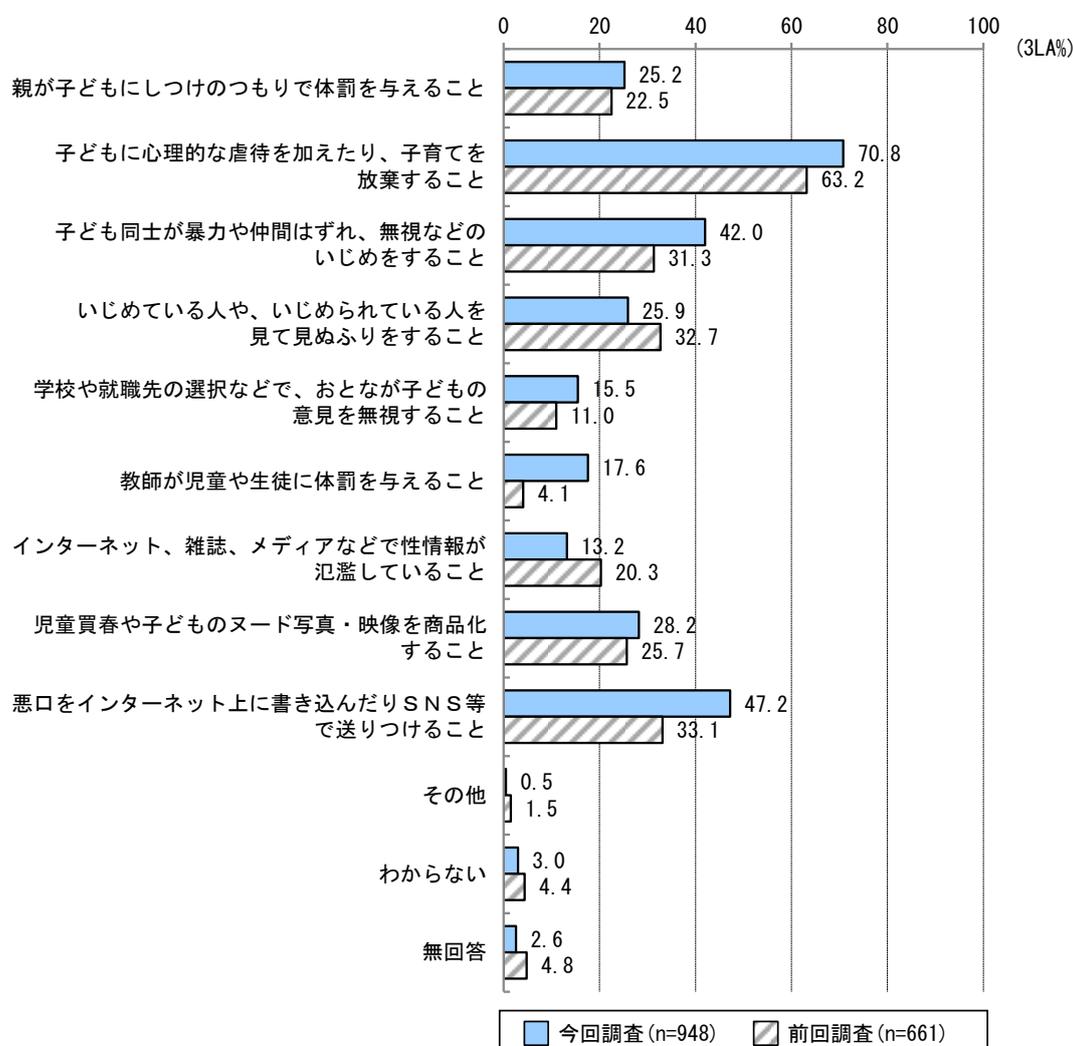


◆子どもに関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

子どもの人権で特に問題があるものは、「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄すること」(70.8%)や「悪口をインターネット上に書き込んだりSNS等で送りつけること」(47.2%)、「子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをすること」(42.0%)などが多くなっています。

前回調査の結果と比較すると、「悪口をインターネット上に書き込んだりSNS等で送りつけること」(14.1ポイント増)、「教師が児童や生徒に体罰を与えること」(13.5ポイント増)、「子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをすること」(10.7ポイント増)、「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄すること」(7.6ポイント増)などが大きく増加しています。

【経年比較】

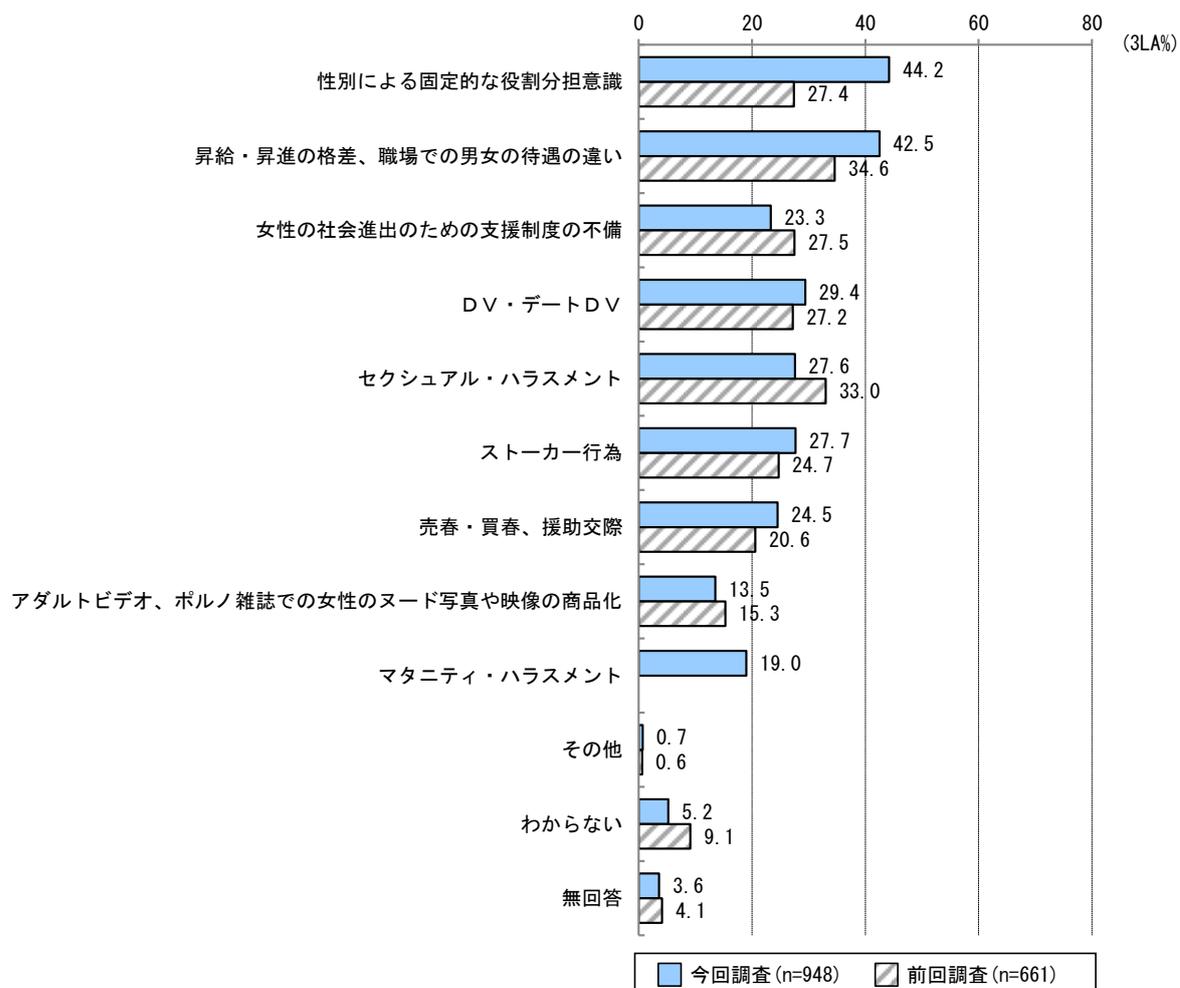


◆女性に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

女性の人権で特に問題がある事柄は、「性別による固定的な役割分担意識」(44.2%)や「昇給・昇進の格差、職場での男女の待遇の違い」(42.5%)、「DV・デートDV」(29.4%)が多くなっています。

前回調査の結果と比較すると、「性別による固定的な役割分担意識」が16.8ポイント、「昇給・昇進の格差、職場での男女の待遇の違い」が7.9ポイント増加しています。

【経年比較】

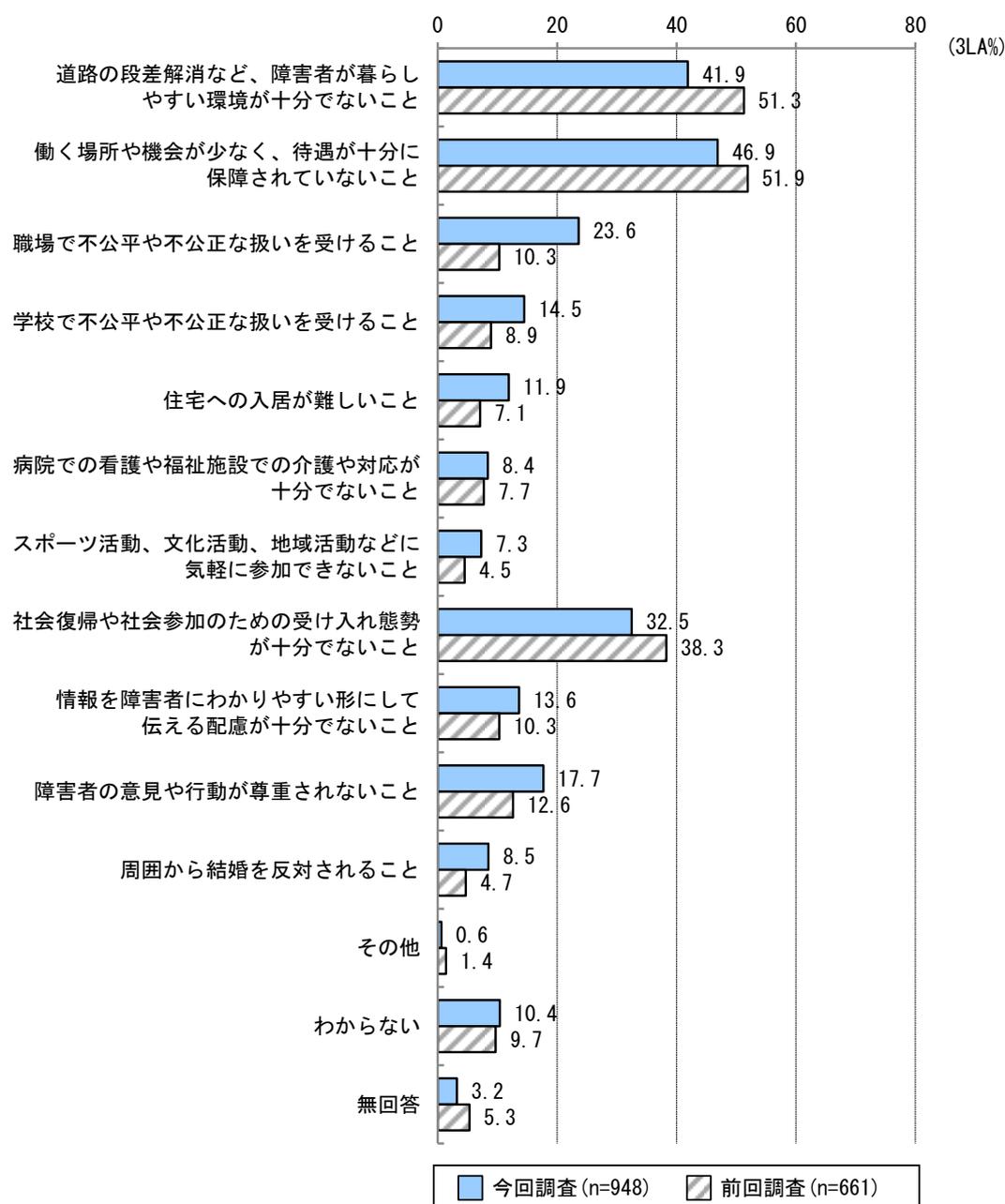


◆障害者に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

障害者の人権で特に問題があるものについては、「働く場所や機会が少なく、待遇が十分に保障されていないこと」(46.9%)や「道路の段差解消など、障害者が暮らしやすい環境が十分でないこと」(41.9%)、「社会復帰や社会参加のための受け入れ態勢が十分でないこと」(32.5%)などが多くなっています。

前回調査と比較すると、「職場で不公平や不公正な扱いを受けること」が13.3ポイント増加し、「道路や段差解消など、障害者が暮らしやすい環境が十分でないこと」が9.4ポイント減少しています。

【経年比較】

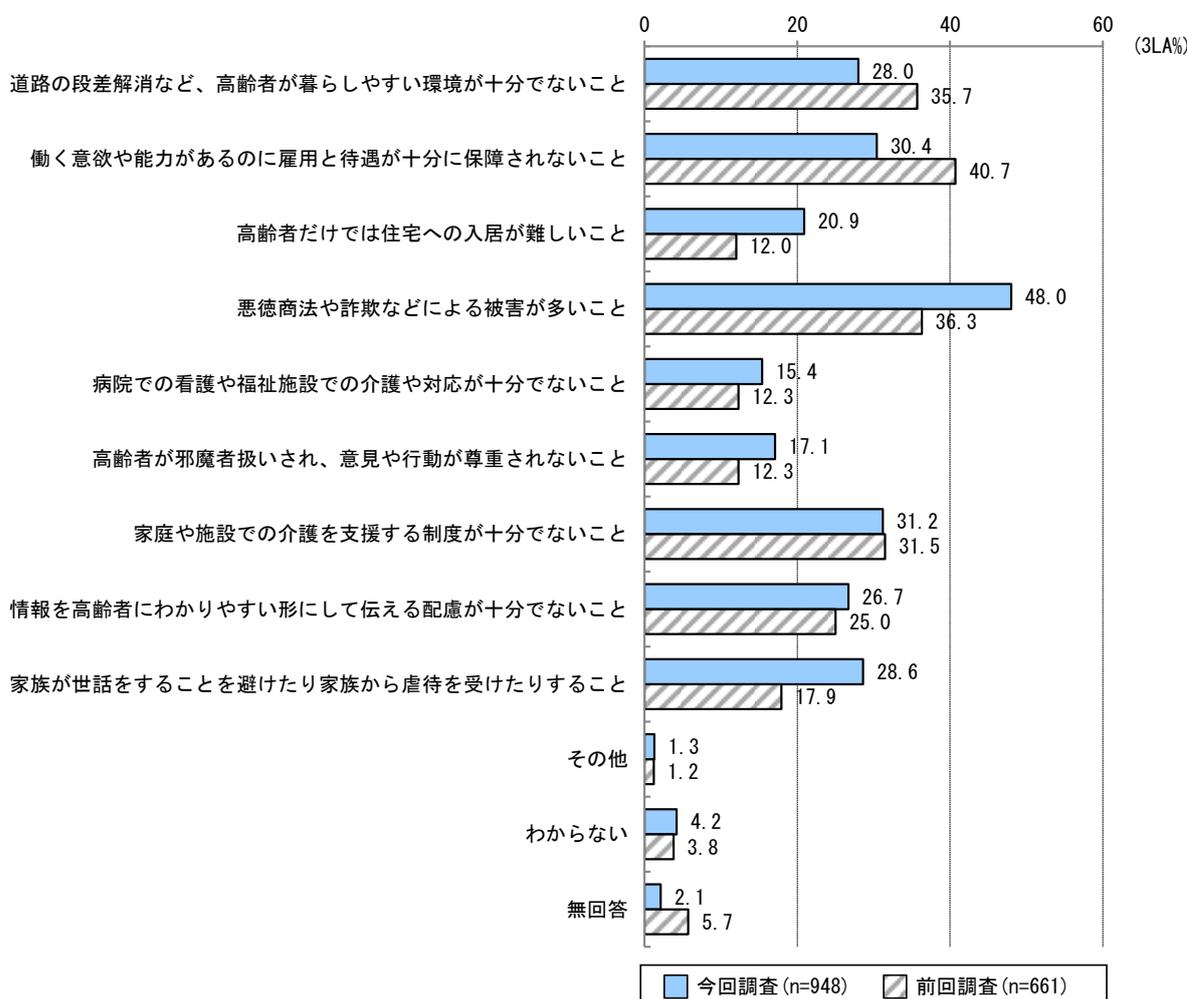


◆高齢者に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

高齢者の人権で特に問題があるものは、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」が48.0%で最も多く、次いで「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」(31.2%)、「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分に保障されないこと」(30.4%)が続いています。

前回調査の結果と比較すると、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」(11.7ポイント増)、「家族が世話をすることを避けたり家族から虐待を受けたりすること」(10.7ポイント増)などが大きく増加しています。

【経年比較】

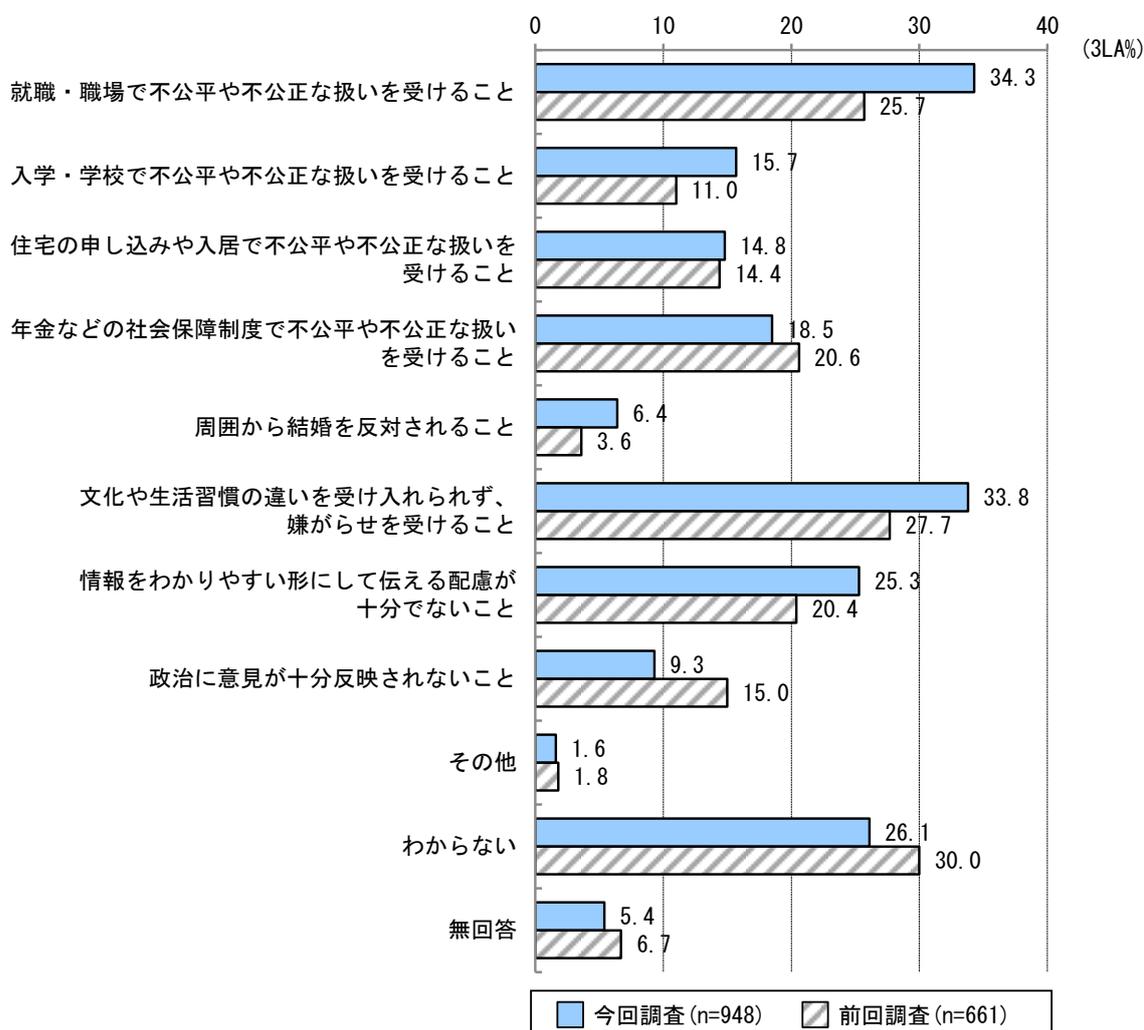


◆日本に居住している外国人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

在日外国人の人権で特に問題があるものは、「就職・職場で不公平や不公正な扱いを受けること」が34.3%で最も多く、次いで「文化や生活習慣の違いを受け入れられず、嫌がらせを受けること」（33.8%）、「情報をわかりやすい形にして伝える配慮が十分でないこと」（25.3%）となっています。

前回調査の結果に比べ、「就職・職場で不公平や不公正な扱いを受けること」は8.6ポイント増、「文化や生活習慣の違いを受け入れられず、嫌がらせを受けること」は6.1ポイント増となっています。

【経年比較】

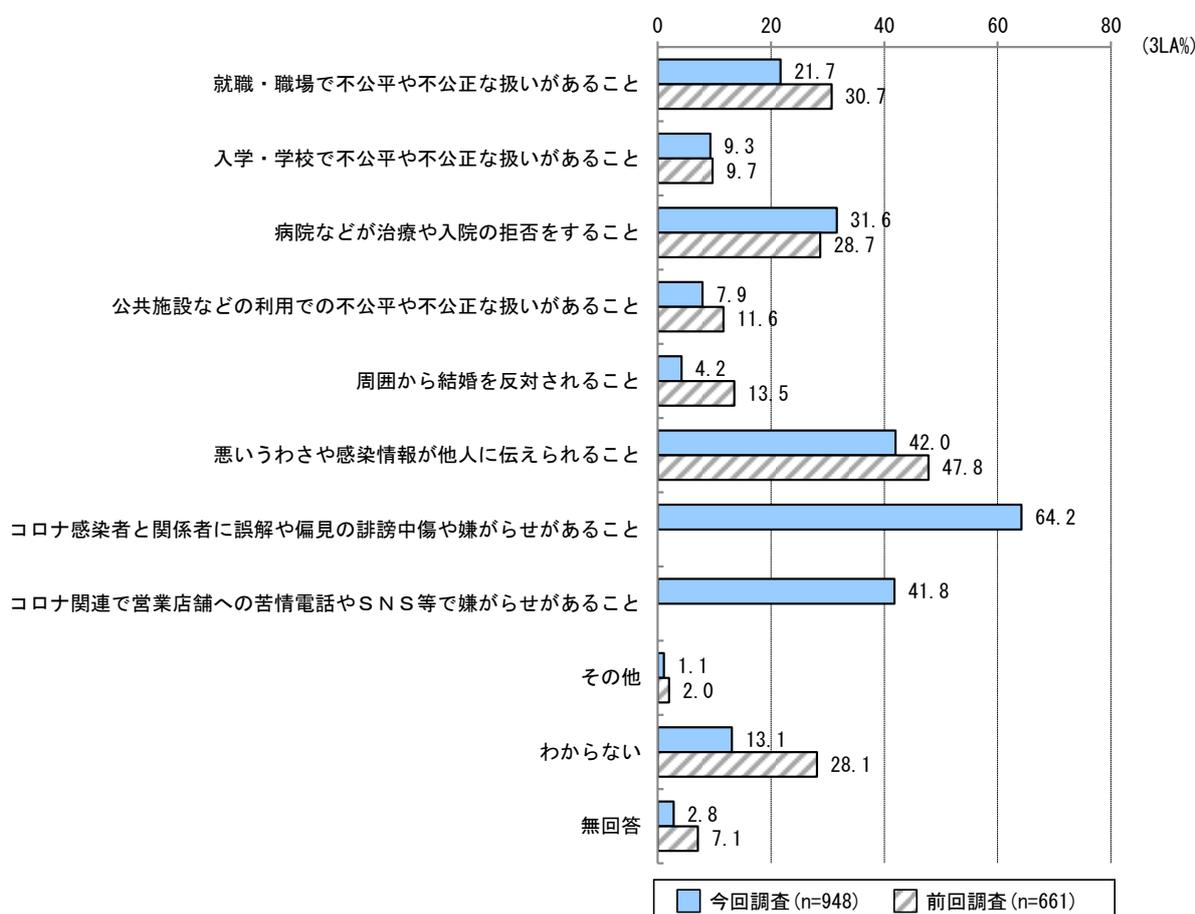


◆HIV感染者やハンセン病回復者、新型コロナウイルス感染者等に関する事で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

H I V感染者やハンセン病回復者、新型コロナウイルス感染者等の人権で特に問題があるものについては、「コロナ感染者と関係者に誤解や偏見の誹謗中傷や嫌がらせがあること」が64.2%で最も多く、次いで「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」が42.0%、「コロナ関連で営業店舗への苦情電話やSNS等で嫌がらせがあること」が41.8%となっています。

前回調査の結果に比べ、「周囲から結婚を反対されること」は9.3ポイント、「就職・職場で不公平や不公正な扱いがあること」は9.0ポイント、「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」は5.8ポイント低くなっています。

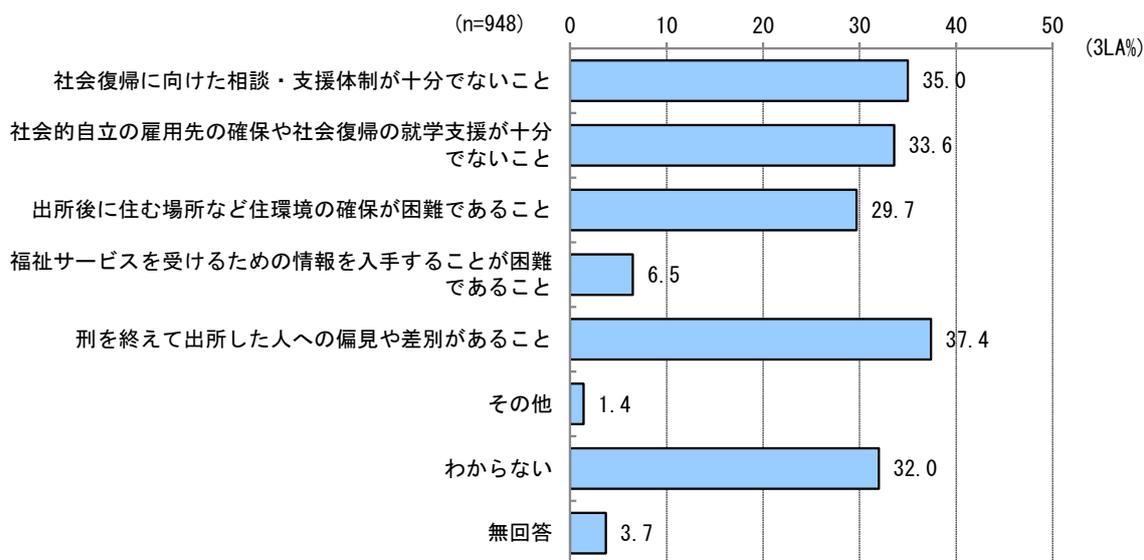
【経年比較】



◆刑を終えて出所した人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

刑を終えて出所した人の人権で特に問題があるものは、「刑を終えて出所した人への偏見や差別があること」が37.4%で最も多く、次いで「社会復帰に向けた相談・支援体制が十分でないこと」（35.0%）、「社会的自立の雇用先の確保や社会復帰のための就学支援が十分でないこと」（33.6%）、「社会的自立の雇用先の確保や社会復帰のための就学支援が十分でないこと」（33.6%）となっています。

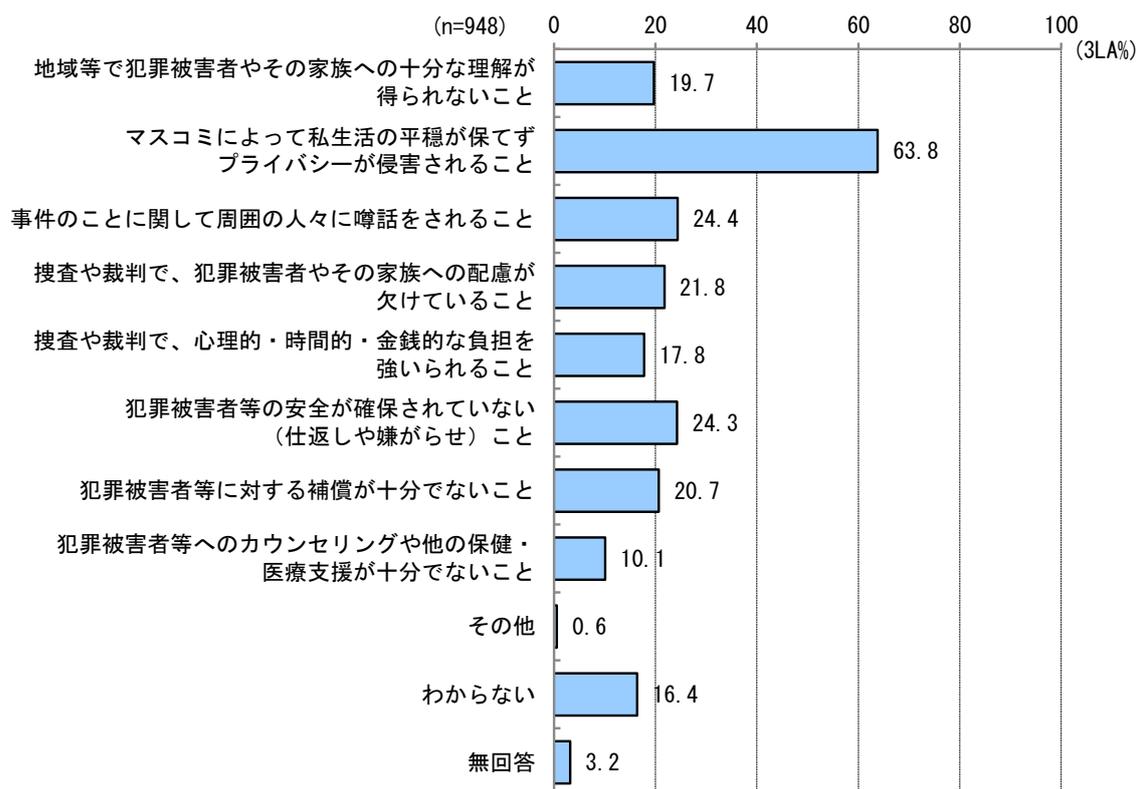
【全体】



◆犯罪被害者やその家族に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

犯罪被害者やその家族の人権で特に問題があるものは、「マスコミによって私生活の平穏が保てずプライバシーが侵害されること」が63.8%で最も多く、次いで「事件のことに
関して周囲の人々に噂話をされること」（24.4%）、「犯罪被害者等の安全（仕返しや嫌がらせ）が確保されていないこと」（24.3%）となっています。

【全体】

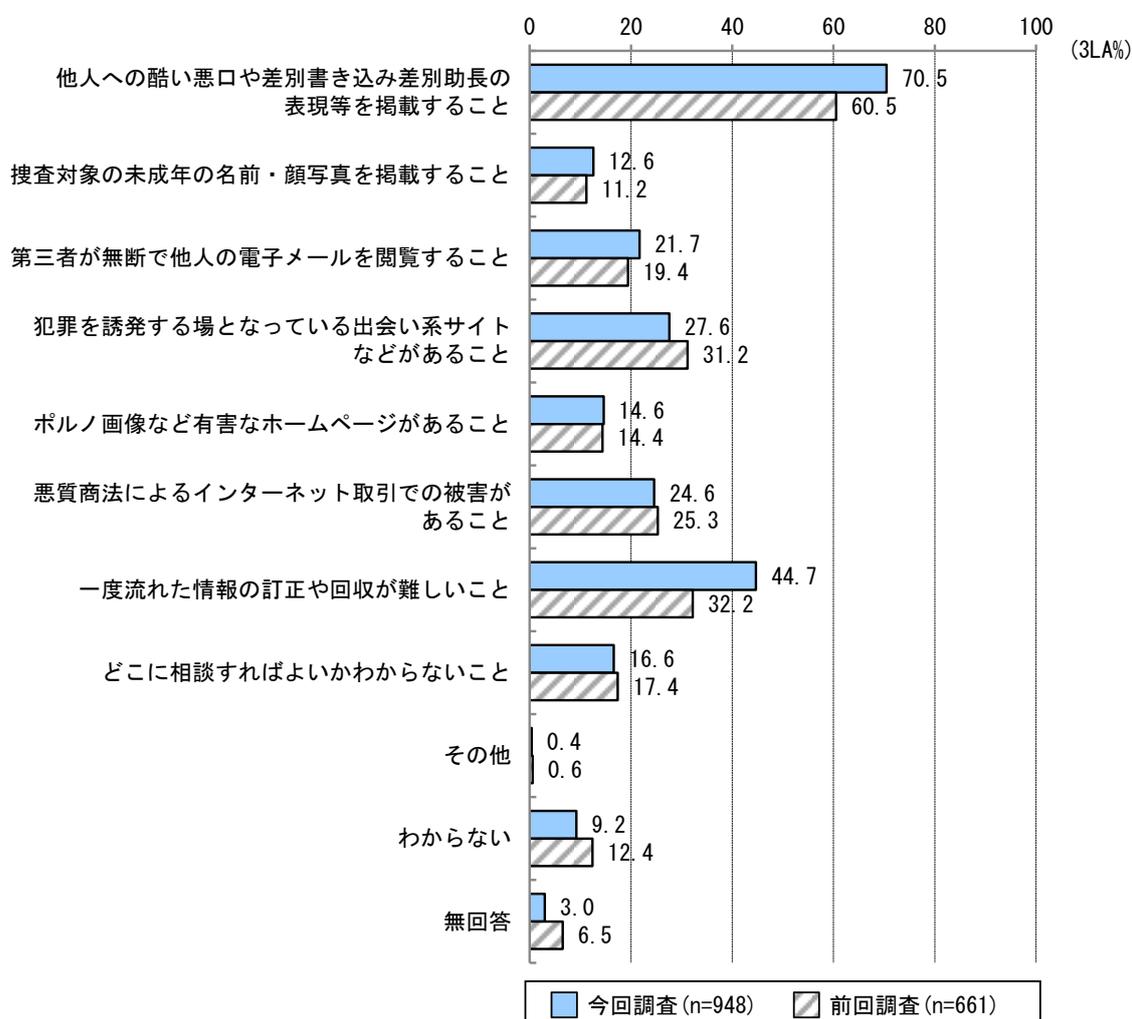


◆インターネット上の人権問題について、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

インターネット上の人権問題で特に問題があるものは、「他人への酷い悪口や差別書き込み差別助長の表現等を掲載すること」が70.5%で最も多く、次いで「一度流れた情報の訂正や回収が難しいこと」（44.7%）、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること」（27.6%）となっています。

前回調査の結果に比べ、「一度流れた情報の訂正や回収が難しいこと」が12.5ポイント、「他人への酷い悪口や差別書き込み差別助長の表現等を掲載すること」が10.0ポイント増加しています。

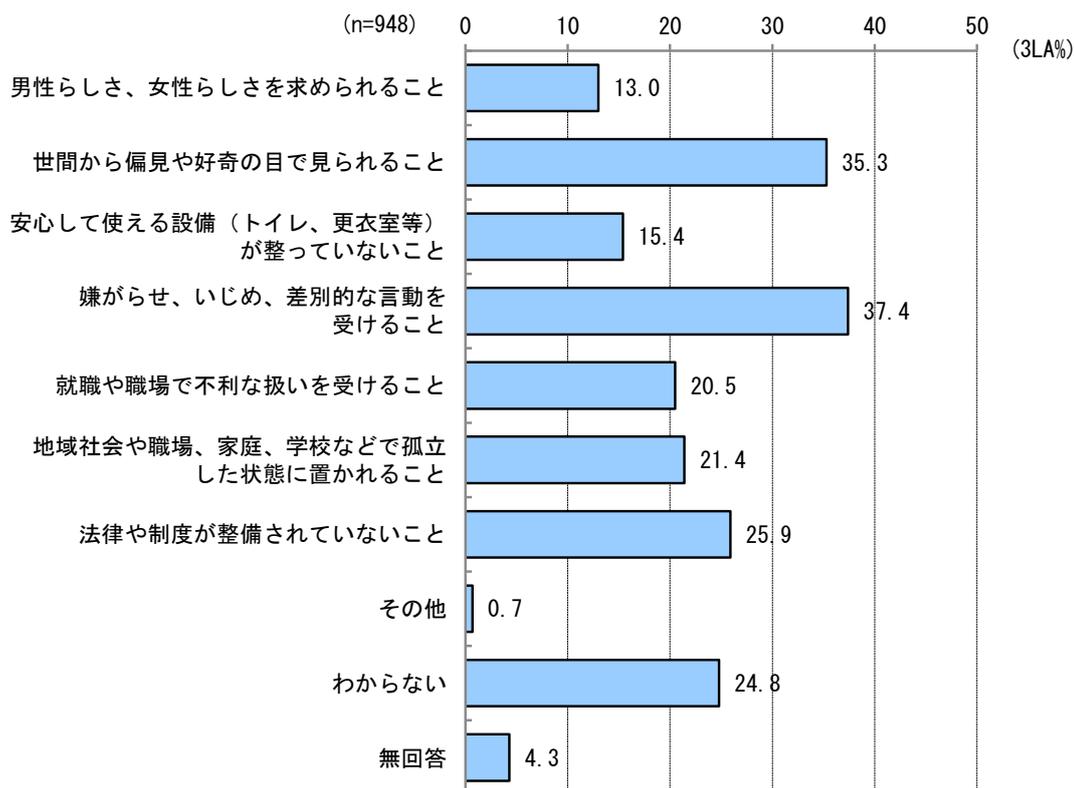
【経年比較】



◆性的指向・性自認に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

性的指向・性自認に関する人権で特に問題があるものについては、「嫌がらせ、いじめ、差別的な言動を受けること」が37.4%で最も多く、次いで「世間から偏見や好奇の目で見られること」(35.3%)、「法律や制度が整備されていないこと」(25.9%)となっています。

【全体】

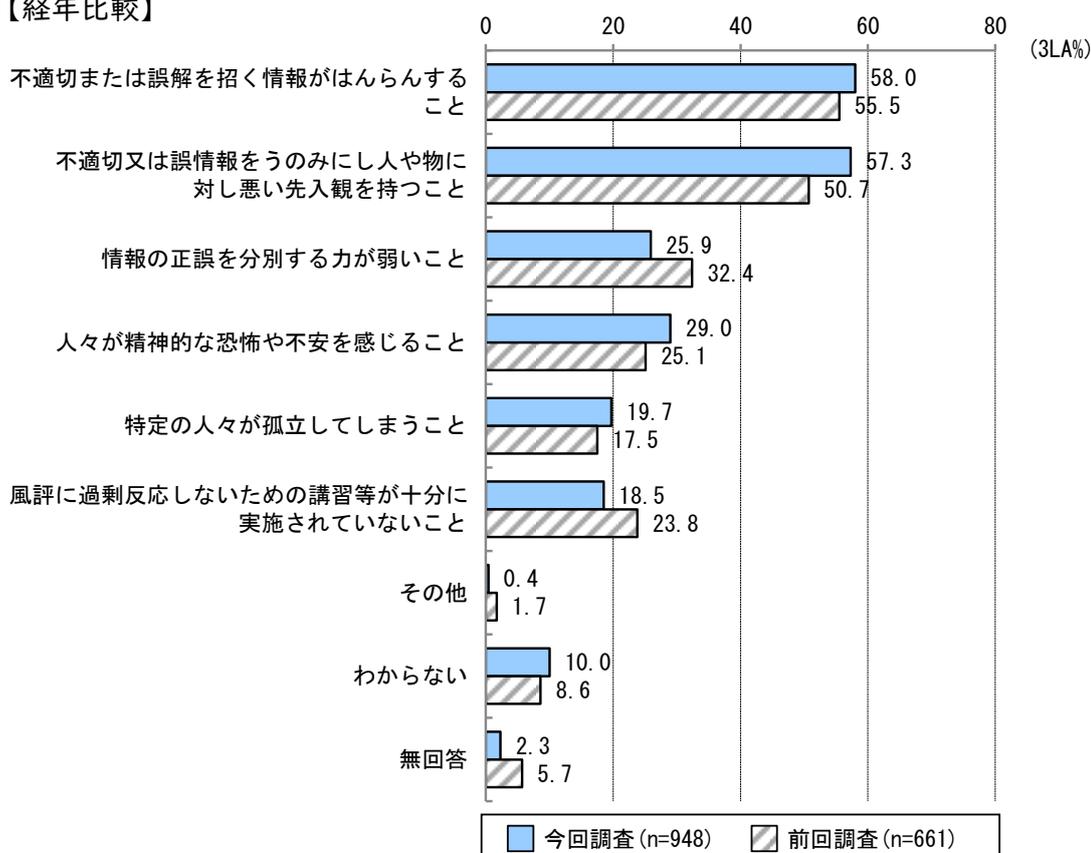


◆災害・事故などによる風評被害に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

災害、事故などによる風評被害に関する人権で特に問題があるものは、「不適切または誤解を招く情報がはんらんすること」が58.0%で最も多く、次いで「不適切又は誤情報をうのみにし人や物に対し悪い先入観を持つこと」（57.3%）、「人々が精神的な恐怖や不安を感じること」（29.0%）となっています。

前回調査の結果に比べ、「不適切又は誤情報をうのみにし人や物に対し悪い先入観を持つこと」が6.6ポイント高くなっています。

【経年比較】



第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画

令和4（2022）年3月

発行：羽曳野市 市民人権部 人権推進課

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

電話：072-958-1111（代表）

MAIL：jinkensuishin@city.habikino.lg.jp